

現象と秩序

第 22 号 (2025. 3)

論 説

ろう者・難聴者などの就労における合理的配慮の考察

- ろう者のライフストーリーから— 1
飯田 奈美子

羊羹色について

- なぜ衣類に限られるのか— 23
村中 淑子

生活・実践・研究のあいだをただよう

- もがき・ひらき・えがく嘗み— 37
南 摩周

現代社会における身体変工への嫌悪感に関する覚書

- イレズミを例に— 53
堀田 裕子

「生成 AI のハルシネーション」の社会学

- 実験臨床社会学の視角から— 77
樋田 美雄

The Superiority of “Individuals” in the German Family Perspective:

- From the Narratives of Japanese Mothers with Children with Diseases and
Disabilities 121

Ryotaro KOGUCHI

『現象と秩序』投稿規定・執筆要領 127

編集後記 131

ろう者・難聴者などの就労における合理的配慮の考察

—ろう者のライフストーリーから—

飯田 奈美子

立命館大学（2025年4月から関西外国語大学非常勤講師）

naimei1972@gmail.com

Consideration of Reasonable Accommodations in the Employment of Deaf and Hard of Hearing People : From the Life Stories of Deaf People

IIDA Namiko

Ritsumeikan University

Keywords: Deaf People, Hard of Hearing People, Reasonable Accommodation, Access to Information, Constructive Dialogue

要旨

本稿は合理的配慮の提供についての課題をろう者のライフストーリーインタビューから得られた事例をもとに分析考察した。合理的配慮提供のプロセスには、①障害者が自ら合理的配慮の提供を受ける意志を示さなければならない、②合理的配慮の提供には、事業者側と障害者が「建設的な対話」によって対応を検討することが求められている。これらの行為を行っても、③事業者側が行う合理的配慮の実施には、過重な負担がかからない範囲に限定されるという問題点がある。このような合理的配慮提供のプロセスには大きな構造的な問題があるが、この構造的問題にどのように対処できるのか事例の分析考察の上、対応策を考える。

1 はじめに

2021年に障害者差別解消法¹が改正され、2024年4月1日から事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化された。2013年の障害者差別解消法が成立された当時、障害者への合理的配慮は行政機関では義務付けられていたが民間事業所に対しては努力義務止まりであった。しかし、改正により企業などの事業所も合理的配慮を実施しないといけないという義務に変更されたのである。障害者が就労や教育を受ける等の社会参加を達成し

ていくためには、社会的障壁を排除していく必要がある。合理的配慮提供の義務化はその一步であるが、その実施においてはまだ多くの課題があるのが実情である。

ろう者²や難聴者³などの聴覚障害者⁴に対する合理的配慮として重要なのが情報保障である。情報保障とは、手話通訳や文字情報支援（パソコンテイク、要約筆記、音声認識ソフト）などを用いて音情報を伝え、ろう者や難聴者などの手話や文字での発話を音声に変換し、その場にいる全ての人々の「場」への対等な参加を保障する取組のことを指す（独立行政法人日本学生支援機構 2014）。情報保障は、ろう者や難聴者などが就労や教育を受ける時など聴者と接する際には必須なものであり、ろう者や難聴者などがその人らしい人生を送る上で必要な権利であると言える⁵。

しかしながら、国連障害者権利条約締結のために、国内法の整備⁶が行われたが、法整備が進んでもろう者や難聴者などに対する情報保障の課題は山積している。

本稿では、ろう者や難聴者などの情報保障における合理的配慮の課題や対策について、ろう者のライフストーリーの聞き取りをもとに考察していく。特に、ろう者の就労に関するライフストーリーから、就労時のコミュニケーションの事例を分析し、どのような支援や配慮が必要かを考察し、提言を試みる。

2 合理的配慮と情報保障

2013 年の障害者差別解消法の成立（2016 年施行）には、2007 年の国連障害者権利条約に日本国が署名したことが大きくかかわっている。条約を締結するためには、国内法の整備が必要となり、2011 年に障害者基本法が改正され、そこで初めて国内法において合理的配慮が記載された。2011 年の改正障害者基本法は、障害を社会モデルの視点からとらえ、改正前から定められていた、障害者があらゆる分野の活動に参加する機会の確保を規定するとともに、新たに地域社会における共生、コミュニケーション手段の選択の機会の確保を規定した。その上で、第四条の「差別の禁止」において、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でない時は、それを怠ることによって前項の規定⁷に違反することとなるよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」と合理的配慮について記載された。

その後、改正障害者基本法をもとに、具体的に障害という事由に基づく「あらゆる分野の差別」の解消を図る具体的な法律として障害者差別解消法が成立する。この法律によつて、解消されるべき差別は「不当な差別的取扱い」という作為だけでなく、「合理的配慮の不提供」という不作為も含まれたことの意義は大きい（浅倉 2013）。しかし、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止において「行政機関等は、その事務又は事業を行つに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でない時は、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と記載されていたが、民間

事業所においては「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」と努力義務になっていたのであった。

そして、2013年に成立した時の付帯次項として施行後3年をめどに必要な見直し検討を行うと定められていたことから、見直し検討会が進められ、2021年に改正法が可決され、それにより、民間事業所においても合理的配慮の義務化が決定された。

また、2016年の改正障害者雇用促進法⁸においても、合理的配慮の提供義務が記載され、事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けるとされた。しかし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除くと免責事項も付け加えられたのだった。これは、改正障害者差別解消法においても同様に記載されている。

そもそも合理的配慮の提供は、障害者が「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合において、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために行う必要かつ合理的な対応を指す。また、合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、事業者と障害者との間で対話を重ね、共に解決策を検討する「建設的対話」が重要であるとされている（政府広報オンライン2024）。この合理的配慮の提供には、①障害者が自ら合理的配慮の提供を受ける意志を示さなければならない、②合理的配慮の提供には、事業者側と障害者が「建設的な対話」によって対応を検討することが求められている。これらの行為を行っても、③事業者側が行う合理的配慮の実施には、過重な負担がかかるない範囲に限定されるという問題点が挙げられる。以下ではこの3点について詳しく述べていく。

まず、①障害者が自ら合理的配慮の提供を示さなければならないことは、ア.障害者に過度な負担をかけてしまうこと、さらに、イ.障害者がどのような合理的配慮が必要かの説明ができにくいという問題を含んでいる。

ア. 障害者に過度に負担をかけてしまうことについては、下記Bさんのライフストーリーでも詳しく分析考察するが、合理的配慮の提供されることが障害者の権利であるという認識が持ちにくい状況において、障害者が申し出ることを遠慮したり、また、障害者の要望がかなえられないことが常態化してしまうことで、申し出を諦めたりしてしまうという状態になっていることがある。障害者の申し出だけに頼り、事業者側が社会的障壁排除の環境整備を行わないことは、障害者の社会参加を阻み、障害者基本法や、障害者差別解消法の主旨に沿わないものになってしまう。

次に、イ. 障害者がどのような合理的配慮が必要かの説明ができにくいというのは、障害者は自らの障害特性とそれに対応する支援ニーズが何なのかということを具体的に説明する機会が少ないため、意見の表明を自ら行うことが難しいことがある。松崎（2019）は、聴覚障害学生が「社会的障壁」を認識するための支援が必要であると述べる。聴覚障害学生自身が授業などの情報を得ることに問題を感じていないのは、親や教師など支援者が先回りで問題を解決したり、進級進学ができたりしていることで問題があると感じていない

ことがあるとし、さらに、何か聞こえに関して問題が生じても「医学モデル化」してしまい（聞こえない自分に問題があると考える）、「社会的障壁」による問題であると認識ができないことがあるからである。情報が得られないことが「社会的障壁」が原因であると気づくには、「社会的障壁の医学モデル化」から脱げ出し、「社会的障壁」に対する認識の転換を促す経験が必要になる。例えば、ノートテイクによる情報獲得、手話サークルなどで自分と同じ聴覚障害者との出会いなどである（松崎 2019: 258-9）。しかし、このような経験がない場合は、「社会的障壁」に気づかず、自分に障害があることで社会参加ができないと認識してしまうようになるのである。

次に、②合理的配慮の提供には、事業者側と障害者が「建設的な対話」によって対応を検討することが求められている。障害の種類によっては、「建設的な対話」が十分行えないことがある。知的障害者の合理的配慮における建設的な対話について検討した西村（2019）は、知的障害のある人たちは、今、話し合われていることをすぐに理解する能力や、話し合われていることに対する自分の考えをまとめる能力、考えたことを人に分かるように伝える能力の個人差は大きく、提供する側に伝わらず、合理的配慮を獲得するプロセスが始まらないことがあると述べる（西村 2019: 13）。

ろう者や難聴者などの場合は、知的障害とは異なり、話されていることを理解したり、自分の考えをまとめてわかりやすく伝えたりする能力はあるのだが、その方法が手話や筆記であることで、手話通訳者や要約筆記者などを媒介しないとコミュニケーションが取れないことから、そもそも対話をを行うことができないという問題がでてくる。例えば、手話通訳の情報保障を求める合理的配慮の提供について話し合う「建設的な対話」に手話通訳が必要になるのである。このことは「対話」自体を始めることができないことを意味する。この件についても下記 4-3 にて詳細に考察する。

また、「対話」の相手は自分が所属する会社や教育機関の場合が多い。その組織に所属し、「対話」をすることで、組織に対して迷惑をかけてしまうのではないかと気兼ねをすること、「対話」自体を諦めてしまうことがある（小林・浦東 2019）。 「対話」は決して対等なものではなく、組織対障害者という力の差の非対称性があるため、合理的配慮が義務化されても、合理的配慮に至るプロセスに力の非対称性による偏性があると言える。

最後に③事業者側が行う合理的配慮の実施には、過重な負担がかからない範囲に限定されることについて述べる。

日本学生支援機構のウェブページでは障害のある学生への支援・配慮事例が掲載されている。そこで、ゼミのディスカッションに参加するために手話通訳を希望した聴覚障害学生の事例が紹介されている（独立行政法人日本学生支援機構 2015）。そのゼミの参加者には留学生がいるため、ゼミのディスカッションが英語で行なわれることが多い。そのため、英語から ASL（アメリカ手話）に通訳し、ASL から日本手話に通訳するという二重の翻訳が必要となる。英語から ASL に通訳できる支援者をお願いするとなると、謝金単価が高く、毎週行なわれるゼミに手配するほどの経費支出は難しい。英語を聞いて日本手話

で通訳するのは二重の翻訳であり、過重な支援と判断したため、英語－日本手話通訳による支援はできないと大学は回答した。大学側は、英語を聞いて英語でPC入力する形であれば対応可能と考え、英語が得意な学生（帰国子女、海外生活または滞在経験のある学生）や英語をネイティブとする地域の方を探し、短期間であるがPC要約筆記者として養成をし、派遣した。当該学生に以上の事情を説明し、同意した。

確かに、英語から日本手話へ変換するには、リレー通訳（英語－ASL, ASL－日本手話）か、英語から日本手話にダイレクトに通訳する方法の二つがあるが、どちらも手話通訳者が不足しており、通訳者謝金は高額になる可能性がある。その費用が過重な負担と大学側が認識すれば、提供をしないことができる。もちろん、提供をしないということも「建設的な対話」によって学生に同意を得る必要があるだろう。しかし、上述したように、大学に所属している学生は、大学側の意見に反対をすることは難しい。これしかできないと言われたらそれに従うしかないだろう。

また、大学側も何も対処しなかったわけではなく、代替案の提案をしている。考えられる限り最大限の努力をした対応方法だったであろう。しかし、情報保障で重要なことは、ただA.情報が正確に伝わる、だけではない。結論だけが伝えられるのではなく、B.議論の過程を共有することが重要なのである。そして、C.会話の参与者たちが即時的に相互行為を成立することができること、これらが達成されることで、会話の参与者がその場に参与しているという実感を得ることができ、自分の役割を担うことができ、居場所を持つことができるるのである。この部分については、下記分析、考察で詳細に述べる。

3 研究方法

上記の問題関心から分析を行うため、ろう者にインタビュー調査を行った。調査期間、調査対象者は以下の通りである。

【インタビュー調査の概要】

- ・調査期間 2023年2月～2023年9月
 - ・調査対象者
- Bさん（50歳代・男性） Y県聴覚障害者情報提供事務局長

調査方法は、インタビュアー（筆者：聴者）が調査対象者に質問を行い、それを調査対象者が返答を行う。その間のコミュニケーションは手話通訳者（2名）による手話言語－日本語の通訳が行われた。Bさんは、手話と音声で発話した。Bさんの手話発話、インタビュアー音声発話とも手話通訳者がそれぞれに訳出を行った。また、インタビュー後に、補足の質問をメールで行い、文章でBさんより回答をいただいた。

なお、この調査の倫理的配慮については、調査対象者には研究内容、倫理的配慮事項を説明し、同意を書面にて得てから調査を行った。

4 インタビュー調査分析

まずは、Bさんの手話、日本語の言語獲得の経緯を述べ、次にBさんの就労場面でのコミュニケーションの課題について述べていく。

4.1 手話・日本語の言語獲得経緯

Bさんは、昭和40年代後半生まれで、4歳の時、肺炎を起こし髄膜炎になりストレプトマイシンの副作用により聞こえなくなる。両親と妹の4人で暮らしていた。一般の幼稚園に通っていたが、ろう学校の幼稚部にも通いだした。小学校は地元の通常学級に通っていた。その当時は手話を使っておらず、筆談をしたり、ゆっくりと話してもらったりすることで口形を読み取りをしていた。

4.1.1 バケツ事件

小学校1、2年の担任の先生は聞こえないことに理解のある先生で、筆談やゆっくりした口形で話をしてくれていた。また両親と連絡ノートで頻繁にやり取りをしていてくれた。しかし小学校3年で担任が変わると、状況は一変した。それまでしてくれていた筆談やゆっくりと話すという配慮はなくなってしまった。そのため、Bさんも母親もその担任と衝突するようになった。

一番印象に残っていることを話してくれた。小学3年生の時、運動会の準備をしている時に、担任の先生がバケツを持ってくるようにと言った。Bさんは、家から持参しないといけないと思い、母親に伝えてバケツを購入して学校へもっていった。しかし、実際は体育馆からバケツを運ぶようにという内容であった。担任の先生が筆談などの配慮をしてくれたら、起こらなかつた間違いであるのに、このような配慮がなされないことが常態化し、母親も担任の先生を信頼できなくなつていった。そのような状況であったので、担任の先生が同級生との間を取り持つこともなかつた。そのため、同級生からのいじめを受けるようになった。例えば、口形が似ている言葉「あお」と「あほ」を発言するなどして、からかいを受けた。また耳につけている補聴器を引っ張られる、蹴られるなどのいじめを受けた。そのため小学4年の1年間、登校拒否になった。

4.1.2 手話サークル

Bさんが不登校になった時、母親が市役所のろうあ指導主任（現：ろうあ者相談員）に相談をして、手話サークルを紹介してもらった。そのサークルに母親が通いだし、Bさんは母親に連れられてサークル活動に参加するようになった。Bさんは母親と二人で手話を覚えていくようになった。その手話を妹にも教え、妹はテレビ内容（アニメなど）の通訳をしてくれるようになった。手話はサークルに入るまでは、ろう学校の上級生が使用しているのを見ていた程度で、何を表しているかは、知らないうちに見て理解できていたが、自ら使用するには至つていなかつた。

母親は手話の学習やサークル活動に熱心で小学校3年から6年まで手話サークルの例会（週1回）に必ず参加し、Bさんもむりやり引っ張られるようについていき、必ず参加した。サークルには様々な活動があり、ハイキング、クリスマス会が行われており、そこにはろうの大人たちがたくさん参加していた。無理やり連れられての参加だったが、母親がサークルの人たちと音声言語で話している間、Bさんは大人のろう者たちの話の輪に入るようになった。そこで、だんだんと大人のろう者たちが使っている手話がわかるようになり、手話が上達していった。また、そこで手話だけでなく、ろう者としての自覚やふるまいも学んだ。

4.1.3 ろう学校編入

Bさんは、小学5年生の2学期からろう学校に編入し、中学3年まで在籍した。同級生とは手話でやりとりをしていた。先生の中には手話ができない先生もあり、生徒が先生に手話を教えて授業や会話は手話で行っていた。

Bさんの在籍していたろう学校は、1930年代から手話が教育に取り入れられていた数少ないろう学校⁹だった。Bさんの小中学時代は、厳格な口話教育が全国各地で行われており、手話を使っているろう学校は珍しかった。この学校では、手話の使用が認められていただけでなく、ORA適正教育という教育がなされていた。ORA（Oosaka Rou A）適正教育とは、児童の障害程度に合わせて、口話法だけではなく手話法が適する児童には手話を用いて教育を行うことである。聞こえのレベルは児童によって異なり、残存聴力がある児童は口話法での教育が可能であったが、ほとんど聞こえない児童には手話を用いて教育が行われていたのであった。

このように手話サークルや手話が用いられているろう学校の環境に身を置くことによって、Bさんは手話を身に着けていった。また、日本語はテレビ（アニメ：ザザエさん）を見たりして、獲得していった。

その当時のろう学校では、ろう生徒が社会に出た時に、体を使った仕事をすることが多いことから、体を鍛えることを重要視していた。そのため文科系のクラブはなく、運動部しかなかった。Bさんは文科系の活動に興味を持っていたので、文科系クラブの活動を認めてほしいという要望を出したりしていた（その要望は許可されなかった）。しかし、中学3年の時に、卓球部を作る要望を行ったらその要望が通ったことがあった。また、体罰をする先生もいて、そのような先生をクビにする署名を行ったこともあった。Bさんは、このような積極的な行動について、手話サークルでろうあ運動の様子をみていたから、そのような方法を知っていたということであった。

Bさんは、ろう学校や手話サークルに参加することで手話を身に着け、自身のコミュニケーション方法を確立していった。そして、手話サークルでろうあ運動の活動をみていたことから、要望を訴える手法を知っており、それを積極的に行動できる人であった。Bさんは自らのコミュニケーション方法（手話）でコミュニケーションを取ることが保障

されていれば、自らの要望を伝える能力がある人であったが、後述の通り、職場での合理的配慮の提供については、周囲の理解をなかなか得ることができず、合理的配慮どころか様々な誤解を受けたり、我慢を強いられたりしていたのであった。

そして、Bさんは高校はろう学校の高等部に進学するつもりだったが、ろう学校の友人から普通高校と一緒に受験しようと言われ受験をした。しかし、実は友人に騙され、Bさんだけの受験となった。学力は進研ゼミを小学生からやっていたことから問題なく合格した。しかし、高校に入学すると、友人や先生は筆談をお願いしても書いてくれず、友人たちともコミュニケーションがとれずに孤独になってしまった。そのため聞こえる人が嫌いになってしまい、大学には進学しなかった。普通高校に通っていた時、ろう学校高等部にも通うようになり、専攻科¹⁰の印刷科を卒業した。そこでは友人もたくさんでき、いまだも交流がある。

4.2 就職

4.2.1 大手電機メーカー就職

Bさんは、20歳になって大手電機メーカーに就職し22年間勤務した。入社前に、ろう学校の先生が事前に障害特性などを会社に説明してくれた上で、簡単な指文字（50音全てではなく、あいさつや自分の名前ぐらい）を覚えてくれた人は何人かいた。その中で、熱心に手話を覚えようとしていた10歳年上の男性の先輩がいた。席も隣だったのでその人の会話が一番多く、他の人と話をしていると横に来て通訳のようなことをしてくれたので、周りも自然とその先輩を通して仕事の指示をしたり用件を伝えたりするようになった。しかし、次第にその先輩ともめるようになった。それは、ア. 指文字ができることで周りの人がその先輩をすごい人とみなすようになり、周りのみんなはその先輩を通じてしか、Bさんと話をしなくなかった。イ. しかし、指文字ができるが、完璧ではなく、間違いがあることもしばしばだった。ある時、業務内容を先輩が教えてくれたが、それが誤りであった。誤った内容を知らされたのに、その業務を行った自分が責められた。そのことを先輩に確認すると、先輩は自分の悪口を言うようになった。周りの人たちも自分よりも先輩の言葉を信じるようになっていたので、自分が説明しても信じてもらえなかつたとのことだった。

情報保障の方法として、聴覚障害者の支援を行う社員を1人配置して、その社員が通訳（指文字、手話、筆記など）的な行為を一手に引き受ける形になると、周りの社員はその通訳的行為を行う社員に依存してしまい、聴覚障害者社員に直接話しかけないようになってしまう。Bさんの事例は90年代であり、情報保障や合理的配慮といった概念がまだない時代であったが、2009年に調査をした打浪・北村（2010）の事例にもサポートする社員が1人である場合の困難が述べられている。

ある聴覚障害者Cさんの職場では、同じ課に配属されている先輩職員と2人一組で職務を担当した。作業や電話応対などの補助に加え、朝礼や会議時における要約筆記もその

先輩職員が担当した。先輩職員は熱心にサポートをしてくれていたが、会議での情報保障は、先輩職員自体が会議の参加者でもあるので、時には要約筆記が追い付かず、10分の議論が1~2行にまとめられることもあるとのことだった。Cさんは代替案として、会議の要約筆記を別の職員が担当するように相談したが、先輩職員から「大丈夫」と言われ実現しなかった（打浪・北村 2010:45）。

現在では、音声認識ソフトを利用すれば、要約筆記を行わなくても会議内容をある程度理解することはできるが、複数人が同時発話をしたり、早いスピードで会話が進んだり、専門用語が多用されるなどが起きると、正確な変換や文字起こしがなされないことがある。そのため音声認識ソフトを用いても、会話の進行をサポートする社員は必要となる。

特に、音声情報を受け取ることができないろう者や難聴者は、文字情報を見ていると、発話者の表情を見ることができず、誰が発話しているのか、どのような雰囲気なのかを理解することができない。したがって、会議や複数人で会話をする時は誰が発話をしているのかわかるように発話の前に発話者の名前を言ったり、同時発話になった時は発話を止めて1人が発話するように調整したり、音声認識ソフトが誤変換した時は誤変換の修正を行ったりしなければならない¹¹。

問題はそのサポートをする社員が1人だけに決められてしまうと、その社員がサポートできない時や、そのサポート方法が上手くいかない時に、相談や変更を行うことができず、ろうや難聴を持つ社員が我慢をしなければならない状況に陥ってしまうのである。

そして、情報保障は議論の結果だけが知らされたらいいのではなく、どのように議論が進んでいったのかその過程を知り、議論に参加することが重要なのである。

水野（2014）は、聴覚障害者が抱える職場でのコミュニケーションの問題について、聴覚障害者・聴者に対するアンケート調査をもとに分析している。聴覚障害者は、「情報が他の人より遅れて伝わる」（87.8%）、「自分の意見を言うタイミングがつかめない」（81.3%）という情報の受信と発信の時間的ずれに関する問題を多く挙げている（水谷 2014: 8）。これは、聴覚障害者が会議などでリアルタイムに情報を受信できないために生じると考えられる。情報受信にタイムラグができると、意見を言いたいと思っていても、その話題から別の話題へ移行されてたりして、自分の意見を述べることができなくなる¹²。一方、聴者に対する調査では、一緒に働く聴覚障害者が他の人に比べて「意見を積極的に言わない」（44.1%）と思っているという結果がでている。聴覚障害者が意見を“言わない”のではなく“言えない”と感じていることに、聴者は気づいていない可能性があると水野は述べる（水野 2014: 10）。

情報提供は、ただ情報が提供されるだけでなく、その情報を受信して、自らの意見を述べたり、一緒に悩んだり、考えたりする過程を共有することで議論に参加するということを実感することができるようになるのである。そしてこれらの過程を通して、上記で記載したように、「その場にいる全ての人々の「場」への対等な参加を保障する取組」となるのである。

Bさんの会社には、Bさん以外にも難聴とろうの女性の2人が入社した。難聴の女性は音声で会話ができるため、会社の人たちはろうの女性に関することも難聴の女性を通して話をするようになった。難聴の女性は、ろうの女性に対して通訳的行為（手話や文字）をしなくてはならず、しんどくなってしまった。難聴者は補聴器をつけていても、完全に聴者と同じように聞こえるのではなく、口形をみて理解をしている。それはとてもパワーがいる行為なのである。ろうの女性も、自分に係わることをその難聴女性を通してでしか会話ができないことで、難聴女性に対して心苦しい気持ちを持ったり、また、自分の存在意義を感じず孤独になったりしていたかもしれない。結局その2人は会社を辞めてしまったとのことだった。

オーディトリー・ニューロパシーという病気で難聴を持つ勝谷（2020）は、難聴者がどのように聞こえるか自身を例に紹介している。勝谷氏の場合、普段の生活では、人の声や日本語、男女の違いなどは分かる。しかし、単語がところどころ聞き取れる程度で、全体としての発話内容はわからない時があるとのことである。補聴器を着けても人の声の聞き取りはよくならないが、それでも着けていない時とは聞こえ方が異なるので装着しているとのことである¹³。

また、補聴器装着だけでなく、人工内耳を用いた聴覚や音声の活用をしている人もいる。最近は補聴器用のデジタル補聴システムのロジャーマイクなど補聴を支援する機器がより活用しやすくなっている。しかし、聴覚活用している者でも、聴覚だけでは不十分で、読唇や筆談等文字情報で補完しているのが現状である（関口 2024）。

上記のBさんの同僚だった難聴の女性も、補聴器をつけていても、すべての音がクリアに聞こえるわけではなく、口形をみたり、文字情報や文脈から会話内容を推察したりして、会話をしていたことが考えられる。ろう者・難聴者などが聴者と会話する時には、このような努力をしていることを聴者側は知らず、聴者のコミュニケーション方法をそのまま適用しようとしているのである。もちろん全ての社員が手話を覚えて、ろう者・難聴者などとコミュニケーションが取れることが望ましい¹⁴。しかし、それができない場合で、ろう者が筆記でコミュニケーションが取れる場合には、筆記で直接コミュニケーションを取ることを心がけないといけない。しかし音声だけのコミュニケーションと比べ、筆記は面倒で、時間がかかることから避けられてしまう。Bさんが小学生の時に経験したバケツ事件や、就職してからの仕事の指示などが筆記で行われていたら、行き違いや失敗は起らなかつたと考えられる。Bさんの事例から示唆されることは、情報保障について、担当者を決めてその人にまかせっきりにするのではなく、筆記などを用いて、全社員が障害を持つ社員を共に働く仲間として意識していく必要があると言える。

4. 2. 2 別部門に移動

Bさんはその後、子会社の別部門に異動した。そこではパワーポイントで教材を作るプロジェクトチームに入り、派遣社員と一緒に作業をした。そこでのコミュニケーションは

筆談とチャットを用いて業務を行っていた。その派遣社員は、段々簡単な手話を覚えてコミュニケーションするようになった。

また、この当時の上司は音声認識ソフトを導入してくれた。当時はまだ音声認識ソフトのUDトーク¹⁵ではなく、ドラゴンスピーチ¹⁶というソフトであったが、性能的には実用にならなかった。

元の部署に戻ったあと、社内外のホームページの作成・更新を主に担当し、業務そのものは営業からの指示書がしっかりとしていれば、特に周りと話をしなくても黙々と作業すればできるものだったので、会社ではあまり周りと話はしなくなったとのことだった。最後の上司（2010年ごろ）は女性の管理職で、ITに強かったので、仕事の指示はメール、会議の時はパソコンをプロジェクターにつないで進行内容を要約してくれるなどの配慮があった。しかし、他の管理職や同僚に同じような配慮を求めてもほぼ断わられたとのことだった。

情報通信技術が発展することによって、コミュニケーションツールが広がり、チャットやメールを用いたコミュニケーションが取れるようになると、仕事の指示が明確になり、業務遂行におけるコミュニケーションの問題はだんだん減っていった。また、最後の上司は会議で資料をプロジェクターで投影して内容を表示してくれ、会議の内容が理解できるように配慮してくれたとのことだった。しかし他の管理職や同僚には同じような配慮はしてもらはず、この当時は合理的配慮が必要であるという認識は社内で共有していたとは言い難い。

仕事の遂行に関しては、指示書がしっかりとしていれば問題なくできるようになっていったが、聴者社員とのコミュニケーションはなく、Bさんはだんだんと手話でのコミュニケーションを重要視するようになっていった。

4.2.3 手話でのコミュニケーション

Bさんの仕事の内容は黙々と作業するものだったので、会社の中ではあまり周りと話はしなくなっていた。その代わり職場の手話部の活動や地域のろうあ協会の活動に没頭するようになっていった。

Bさんが、30代後半に子会社が親会社に吸収合併され、子会社に自由に行き来ができるようになると、子会社にあった手話部にも顔を出すようになった。手話部のメンバーには、地域のろうあ運動で関わっている人たちも多数おり、手話部の一泊旅行や飲み会などの行事にも参加するなど、すぐに仲良くなった。

会社の手話部に入ることで、職場では手話ではコミュニケーションがとれないが（派遣社員の人たちに手話を教えて一部手話でのコミュニケーションができた時期もあった）、手話部で手話でのコミュニケーションがとれる環境ができていった。手話でのコミュニケーションができることで、業務以外の会社の状況やさまざまな情報について知ることができるし、他のろう者や難聴者がどのように業務を行っているか知ることで、自分の仕事に

も役立てることができる。ろう者や難聴者などにとっては、筆記など文字が使われていたとしても、音声中心のコミュニケーションの中にいることは、常に気を張っている必要があり、疲れてしまう。第一言語（手話）でコミュニケーションがとれるこの安心さや、心のリラックスを感じることになっただろう。また、情報の結果だけが共有されるのではなく、コミュニケーションの過程そのものを共有することができる空間も確保されていたと考えられる。

山口（2003）は、中途失聴者や難聴者のコミュニケーションにおいて、コンサマトリーなコミュニケーションが欠乏していると述べている。コンサマトリーなコミュニケーションとは、コミュニケーションをすること自体が目的となっているようなコミュニケーションで、感情・経験・一緒にいるという感覚の共有がそれによって可能になることであると定義している。例えば、何かの話し合いがあつて集まっている際には、テーマから脱線してどうでもいいようなことを面白おかしく話す人が必ずいるもので、このようなたわいのない話で笑いが起こり、座が和むということはよくある。しかし、このようなたわいのない話を聴者は「大した話ではない」と言って、伝えてくれないことがよくあるとのことだった。山口は、このようなコンサマトリーなコミュニケーションが欠乏しているために、その場の感情・経験・一緒にいるという感覚の共有ができず、親密な関係を築くことを困難にしていると述べる（山口 2003: 83-84）。

情報保障では、上述したように、A. 情報が正確に伝わるだけではなく、B. 議論の過程を共有することが重要なである。さらに、C. 会話の参与者たちが即目的に相互行為を成立することができること、これらが達成されること情報保障が成立しているといえる。山口の言うようなコンサマトリーなコミュニケーションがなされることで、会話の参与者間で即目的にさまざまな反応を共有し、共にその場で相互行為を行うことで、一緒にコミュニケーションを構築していく感じることができる。そのことにより、自らの居場所を感じたり、人間関係を築くことができるようになったりするのである。音声自動認識の性能がアップしていっても、たわいのない会話やその場その場の相互行為を伝えることは難しい¹⁷。したがって、上記3点の情報保障の意義を理解した合理的配慮の提供が望まれるのである。

Bさんは、日本語も習得していて筆記など文字でのコミュニケーションも可能であったが、よりコンサマトリーなコミュニケーションがとれる手話でのコミュニケーションに重点を置いていったのであった。

5 聴覚障害者情報提供施設での相談事例

Bさんは42歳の時、地域ろうあ協会の事務局長としての活動が忙しくなり、職場が子会社ごと身売りする話が出たタイミングで退職し、それ以前から誘われていたY県聴覚障害者情報提供施設に転職した。

Bさんは、聴覚障害者情報提供施設において、さまざまなるう者の相談を受けるようになった。その中で、職業訓練での情報保障と手話通訳等の助成金の2つの就労に関連する事例を挙げてくれた。

5.1 職業訓練に情報保障がつかない

Z市のろう者のDさんは介護福祉士を目指していた¹⁸。Dさんは、施設での実務経験が3年以上あるので、450時間の実務者研修を受けることになった。研修は専門学校や介護施設で受けることができるのだが、その時の情報保障（手話通訳）をどうするのか（誰が手話通訳の費用を負担するのか）が問題となった。Z市に障害者総合支援法に規定されている意思疎通支援において、手話通訳の派遣を相談したが断られた。理由は手話通訳者の派遣規程において、公的機関・医療機関等の外出先で、意思の疎通を図るうえで支障がある時に手話通訳者を派遣するとなっており、継続的に派遣が必要な場面（学校の授業など）には派遣ができないとのことだった。手話通訳者の人材や予算が限られていることから、1人のために継続的に派遣することはできないとのことだった。Z市は手話言語条例の制定都市であったことから、Z市のろうあ協会が市役所と交渉し、最終的にZ市は何回かの単発の講座に手話通訳派遣を行うことになった。それ以外の講座の手話通訳についてはDさんが自分で手話通訳をしてくれるボランティアを集めて、自腹で報酬を払って手話通訳者に来てもらうことになった。

2017年に全日本ろうあ連盟は、厚労省に対し「聴覚障害者の福祉施策に関する要望について」（一般社団法人全日本ろうあ連盟 2017）を提出し、その中で、聴覚障害のある介護福祉士やホームヘルパー等の養成及び研修や介護職員の研修について、自治体の公費負担で手話通訳者配置等の配慮を行うことを要望している。障害者差別解消法施行にもかかわらず、養成及び研修を実施する各事業者から手話通訳者・要約筆記者派遣（事業者負担）を拒否される例が続いていることから要望提出に至ったとのことだった。聴覚障害者が介護や福祉系資格を取得したり、研修で技術向上したりすることは、聴覚障害をもつ介護や福祉をうける人々を支援していくことに大きく貢献することになる。しかし、資格取得時や資格取得したあとの研修においても、手話通訳などの情報保障は事業所からなされることは少なく、合理的配慮の提供を申し入れても、Dさんのようにすべてに提供されるとはならないケースが多い。

筆者も合理的配慮の提供に関して、事業所側との交渉を行ったことがある。ろう者のAさんは社会福祉士の資格を持ち、聴覚障害者支援センターで相談業務を行っている。Aさんは、2019年ころ社会福祉援助技術を向上させたいと考え、X県の社会福祉士会（以下、士会）が開催する講座の受講を希望し、その際に手話通訳の情報保障を申し出た。しかし、

手話通訳を付けることはできないと断られた。合理的配慮の提供義務化以前であったが、障害者基本法改正や障害者差別解消法なども作成され、合理的配慮の必要性について認識があるはずだったが、予算不足であるためか断られたとのことだった。その後、Aさんから相談を受けた筆者が2022年にX県の士会に問い合わせを行い、Aさんと共に士会と建設的な対話を数回経て、講座に手話通訳を付けることがかなった。手話通訳費用は、X県の士会がX県の障害課に働きかけ、県の障害課から費用が出ることになった。以下、その時の問題点と対応策について述べる。

問題① 合理的配慮提供を受ける意志を障害者が申し出ないといけない

Aさんは、自らの社会的障壁が何か（情報保障が必要）は理解しており、どのような支援が必要か（手話通訳の派遣）については認識していたが、合理的配慮を自ら申し出るということについて大きなハードルがあった。それは自分のことを申し出るということに二の足を踏んでしまうということであった。Aさんは、ろう者の相談支援業務を行っていることから、制度や申し出の方法について知っており、他者に対してはそのような行動を起こすことができるが、自分自身に対してそのような行動を起こすことに躊躇もあり、他のろう者の支援に忙しいAさんには自ら行動を起こすことができなかつた。Aさんのように申し出の方法や、希望する配慮の内容について知識があったとしても、自らが申し出ないといけないという合理的配慮提供のシステムには大きな問題があると言える。

問題② 建設的な対話をを行う難しさ

Aさんと士会との話し合いには、筆者と手話通訳者も同席をした。手話通訳の費用は筆者の研究費から捻出した。筆者はAさんの合理的配慮提供が認められることを希望すると同時に、合理的配慮提供のシステムに問題があると考え調査研究の一環として係わることをAさんに申し出て、同意を得ることができた。このように建設的な対話をを行うとしても、ろう者の場合は手話通訳が必要となり、その際の手話通訳費用はだれが負担するのかという問題が立ちはだかる。現在の合理的配慮提供についてのプロセスには、対話をを行うこと自体に大きなハードルがあると言わざるを得ない。

問題③ 過重な負担について

士会はとても前向きに検討してくれ、積極的に県障害課と相談交渉を行ってくれたことで、講座の手話通訳費用を県障害課が負担してくれることになった。このように民間事業所が合理的配慮の提供において、自ら費用負担を行うだけでなく、行政との相談や交渉を行う必要もある。民間事業所は相談・交渉の方法や、どこに相談を行えばいいかわからなかつたりする。また、人的パワーが不足している民間事業所では、そのような相談・交渉を行うことができない場合もある。過重な負担は経済的なものだけでなく、人的パワーが

不足している場合も過重な負担ととらえられてしまい、合理的配慮の提供がされないことも考えられる。

このようなプロセスを障害者 1 人で行うことはとても難しく、合理的配慮の提供を望んでも、相談・交渉の方法がわからなかつたり、対話の情報保障がなされなかつたりすることで諦めたり、十分な合理的配慮を引き出すことができなかつたりする。障害者相談支援センターなどでは、民間事業所などに対して合理的配慮提供について障害者と共に相談・交渉を行ってくれる場合があるが、ろう者・難聴者などは、合理的配慮の申し出ができるなどを知らなかつたり、相談支援センターが間に入ってくれることを知らなかつたりする。上記の様々な事例からろう者・難聴者などが 1 人で対応していくのは難しいと言える。

5.2 手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金

手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金は、ろう者・難聴者雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的として、手話通訳、要約筆記等の担当者の委嘱を行う事業主を対象として助成するものである。雇用する企業にとっては負担が軽くなり、ろう者・難聴者を雇用しやすくなる。しかし、この制度の支給対象期間は長年、10 年間となっていることが問題となっていた。この 10 年というのは、最初に制度を使った人がその制度を使用した時からになり、途中で新しくろう者、難聴者が入ってきても、延長はされないものであった。これも全日本ろうあ連盟が厚生労働省に対して毎年要望を出して改善を求めていた（一般社団全日本ろうあ連盟 2019）。その後、2024 年に改正がされ、継続処置が新設され、さらに 5 年支給され、支給限度額も委嘱 1 人に対し、6,000 円/1 回から、10,000 円/1 回、1 年で 28 万 8,000 円だったものが 150 万円/1 人にまで拡充された（公益社団法人大阪聴力障害者協会 2025）。しかし、有限であり、永続勤務に対応できていない。また、ろう者や難聴者などが雇用主の場合には、この制度が使えないという問題もある。

イギリスの Access to Work 施策は、1994 年に「仕事へのアクセス支援制度」として創設された。障害者の就労を妨害するものを除去することを目的としており、支援ワーカーの配置（聴覚障害者のための手話通訳者や視覚障害者のための朗読者などが含まれる）や通勤支援、福祉機器設置、施設改修の費用を提供する。制度創設当初は、福祉用具や建物の改修に予算の多くを割いていたが、支援ワーカーと交通手段の予算が増えている（寺島 2009）。この制度は、自営業の障害者にも適用することができるというのが大きな特徴である。山並（2000）は、イギリスの障害者は自営業に就く傾向があり、自営業を促進するために Access to Work 施策が利用され、特別の援助や対応がなされていると述べる（山並 2000: 159）。

日本では、手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金という制度があっても、支給対象期間の制限や、被雇用者しか使用できない制度設計になっている。長期雇用や、自営業で働いているろう者や難聴者に適用されないことで、障害者の雇用を促進することができるのだろうか。さらなる制度の拡充が必要と考える。

6 考察

障害者差別解消法の成立・改正により、行政・事業者の合理的配慮が義務化された。しかし、上述したように、合理的配慮提供のプロセスには、①障害者が自ら合理的配慮の提供を受ける意志を示さなければならない、②合理的配慮の提供には、事業者側と障害者が「建設的な対話」によって対応を検討することが求められている。これらの行為を行っても、③事業者側が行う合理的配慮の実施には、過重な負担がかからない範囲に限定されるという問題点があり、それぞれBさんなどろう者・難聴者などの事例を挙げて具体的に詳述した。このような合理的配慮提供のプロセスには大きな構造的な問題があり、このような構造的な問題は義務化がなされても変わらず残りつづけるものである。そこで、このような構造的問題にどのように対処できるのか二つの点から考えてみたい。

まず、一つ目は「事前的改善措置」の拡充である。事前的改善措置とは、施設のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービスや人的支援、情報アクセシビリティの向上など、合理的配慮を提供するための環境の整備を指す（内閣府2015）。この事前的改善措置は、不特定多数の障害者を主な対象として行われるもので、合理的配慮の提供に先駆けて（事前）に行われ、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、環境の整備に取り組むことを積極的に検討することが望ましいとされている。

川島（2016）は、合理的配慮の手続きには、事後的性格、個別的性格、対話的性格を有すると述べる（川島 2016: 53）。事後的性格とは、障害者の「意志の表明」によって、具体的なニーズを有する特定の障害者が現存することが確認された後に合理的配慮のプロセスは開始するのである。そして、個別的性格は、特定の障害者個人が特定の提供側（行政や事業所）に申し出することで、そのプロセスは個々に異なる。そして、対話的性格は、障害者と提供側との間に情報の非共有性があるゆえに、どのような配慮が必要で、かつ提供が可能であるかは、両者の対話を通じてのみ決定できるものとしている。しかし、このような手続き的性格を有する合理的配慮と対照をなすものとして「事前的改善措置」を挙げている。「事前的改善措置」は、特定の障害者が特定の提供側に配慮を求めるのではなく（非個別性）、具体的なニーズを有する特定の障害者個人が現実に存在する前に講じなければならない（事前性）ため、個々の当事者間で個別具体的な話し合いを行うことは必要としない（非対話性）というものである。

合理的配慮の提供はこの事前的改善措置とのセットで推し進めていかなければならぬ。合理的配慮の義務化だけがクローズアップされてしまいがちであるが、事前的改善措置（環境の整備）も一緒になされることで個別ニーズに即した合理的配慮が成立するのである。

2022年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（情報アクセシビリティ法）が施行した。この法律は、障害者が社会参加のために必要な情報の取得利

用ならびに意思疎通に係る施策を総合的に推進していくことを目的としている。この制度に先駆けて、電話リレーサービスという聴覚障害者の情報アクセシビリティを向上させる取り組みが行われている。

電話リレーサービスとは、2021年より公的サービスとして開始し、聴覚や発話に困難のある人と、聴者との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方につながることができるサービスで、24時間・365日、双方での利用、緊急通報機関への連絡も可能となっている¹⁹。このようなサービスが展開されていることは、ろう者や難聴者などが聴者とコミュニケーションを取るにあたり、環境の整備が行われていると言える。しかし、まだ課題が多く改善が期待されている。

特定非営利活動法人インフォメーションギャップバスターが2022年に行った「電話リレーサービスの利用者の使用上の課題」報告書によると、①社会における認知度の低さ、②当事者（ユーザー）における理解不足（誤認識）、③監督官庁における施策が持続的に行われていない様に見受けられる点が挙げられた（特定非営利活動法人インフォメーションギャップセンター 2022）。①社会における認知度の低さについては、電話リレーサービスについて周知されないことにより、銀行やクレジットカード会社などの窓口において、本人でないからと受け付けてもらえたかったというものである。電話リレーサービスについての社会的認知を広げていく必要がある。また、②当事者（ユーザー）における理解不足（誤認識）は、オペレーターにつないだ時に要件を伝え、相手方につながってからもう一度要件を伝えて通訳をしてもらうのだが、料金がオペレーターにつながった時点からかかると誤解されている（相手方につながってから料金が課金される）などである。電話リレーサービスは登録料など不要だが、通話料金が必要になる²⁰。どこから料金が発生するかなどの可視化が必要となるだろう。また、③は、金融機関などで本人でないと利用できないと断られることなどから、監督官庁から電話リレーサービスについての周知を徹底させる必要があることが述べられている。いずれもまだ開始して日が浅いことから今後の周知徹底、社会的認知の広がりを望みたい。

このような事前的改善措置が整備されることで、さらに個別ニーズに基づいた合理的配慮の提供について提供側との対話をを行うことができる。さらに、合理的配慮プロセスの構造的問題に対処するための二つ目の提案としては、合理的配慮の提供について提供側と行う建設的な対話とはどのようにすればいいのか考察する。特定の障害者が固有のニーズを提供者側に求めて行う対話は、上記2章で述べたように決して対等ではない。しかし、両者の異なる立場を理解し多様な意見から創造的な話し合いを行うことで解決を見出し合意形成につながるのではなかかと考える。

医療場面の合意形成について研究している吉武久美子は、合意の原則は、①意見とその理由の共有、②「思い」を「意向」につなげる対話、③最善の策を見出す創造的な話し合いであるとする（吉武 2007: 142）。そして、合意形成の過程は、それぞれのステークホル

ダー（多様な利害関係者）に「どのように考えているのか」「どうしてそう思うのか」と問い合わせて対話が進み、立場が異なる者同士の問題の捉え方、考え方、価値観の相違を知り、最終的に立場を超えた合意へとつなげると述べる（吉武 2011: 64）。

合理的配慮の提供に関する合意形成過程において、吉武の合意の原則は有効であると考える。個別のニーズを聞き取る／それに対する提供側の意見をただ聞くだけでなく、合理的配慮の提供についてどのように考えているのか、なぜその配慮が必要／その提供が合理的だと思うのか、お互いの問題の捉え方、価値観について意見交換する「対話」が必要だと考える。このような「対話」を行うことで、自己の経験を語り、「思い」を「意向」につなげていくことができ、さらにお互いの意見や意向を確認しあうことで、誤解や見込み違いが訂正され、対立が低減されると考えられる。対等ではない関係性だからこそ、合意形成を目指す対話には、このような創意工夫が必要になる。そのことを提供者側にも理解してもらうことが重要だと考える。

7 おわりに

Bさんのライフストーリーを中心に、ろう者・難聴者などの就労における合理的配慮の提供についての問題点を分析考察してきた。合理的配慮の義務化は、社会的包摂の一歩に過ぎない。合理的配慮の提供には、事前の改善措置もセットにして推し進めていかなければならぬが、それ以上に、障害を持つ人々と非障害者が共に暮らしていく「共生」の理念が必要になると考える。

西倉・飯野（2016）は、合理的配慮とは、非障害者のニーズのみを考慮して形成された非対象な社会に適応しようと差異を消去し、その報酬として平等を勝ち取るのではなく、差異を個性や文化としてことさら強調し、その代償として平等を手放すのでもない、差異と平等をともに志向することであるとし、差異ある者がいたずらに同化や排除を強いられることなく、差異ある存在として社会参加することを担保する合理的配慮が実践されることが「共生の技法」にほかならないと述べる（西倉・飯野 2016: 200-201）。

差異のある存在の人々が平等に社会参加していくためには、法的支援も必要であるが、まずは、すべての人々が共に暮らしていく「共生」の理念に基づいて行動ができるかが重要になると考える。

注

1. 正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
2. 本稿では、ろう者とは、聞こえない・聞こえにくい状態にあり、自らをろう者とし、主に手話を用いてコミュニケーションをしている人を指す。
3. 本稿では、難聴者とは、第一言語としては日本語であり、補聴器などを活用した声による会話を重視している人たちを指し、手話を使ってコミュニケーションをする人たちも含まれる。大部分の人は話すこともできる。

4. 本稿では、聴覚障害とは、聞こえない・聞こえにくい状態にあり、ろう者、難聴者以外にも中途失聴者や加齢による難聴者も含まれる。障害としての聞こえの問題を述べる時は聴覚障害者という呼称を用いる。なお、「ろう者、難聴者など」と表示したときは、ろう者、難聴者、中途失聴者を含む。
5. 障害者差別解消法「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、」
6. 障害者基本法の改正（2011年）、障害者総合支援法の成立（2012年）、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正（2013年）、障害者虐待防止法（2011年）などが制定または改正された。
7. 障害者基本法 第四条「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」
8. 正式名称「障害者の雇用の促進等に関する法律」
9. 大阪市立聾啞学校では、他校が口話教育へと変更していく中、高橋潔（1890-1958）が中心となって手話での教育がなされていた。手話で教育するだけでなく、ろうの教師も積極的に迎え入れていた。ろうあ者の世界には手話というコミュニケーション方法がありこれこそが聾啞者の母国語であると、この時代にきっぱりと言い切っている（川渕 2010）。
10. 特別支援学校（聴覚・視覚障害者対象）において、職業訓練の一環として設置されている。按摩・鍼灸や、理容、機械、印刷、家政などが学ぶことができる。
11. 複数人数の会話の注意点としては、ゆっくり明確に話をする以外にも、投影画面や参加者が見える位置など座る位置にも配慮が必要である。
12. 山口（2003）では、中途失聴者の事例を挙げている。ある難聴者の方は、議事が進行してしまうと意見を述べるタイミングを失ってしまうため、議題が変わったときになるべく最初に話をしているとのことだった。しかし、ある時、前の議題の途中で、議長が「他にご意見はありませんか」と黒板に振り向き話したので、てっきり議題が変わったと思い、まだやっていない議題についての意見を話し始めてしまった。会議の参加者から怪訝な顔の後に爆笑されてしまった（山口 2003: 61）。このような経験があると、意見を述べたいと思っていてもできなくなってしまうことが容易に考えられる。
13. 勝谷氏は、オーディトリー・ニューロパチーとわかつてからは両耳に補聴器を装用していたが、しだいに言葉の聞き取りが悪くなり、人工内耳の埋め込み手術を受け、両耳に装着している（勝谷 2022）。
14. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者雇用事例リファレンスサービス 2003 年の報告「バリアフリーと手話の職場」では、岡山県にある長田廣告株式会社では、2001 年以降、3 人の聴覚障害者を採用。毎朝のミーティングを全社員で手話を用いて行っている事例が紹介されている。（<https://www.ref.jeed.go.jp/15/15030.html>）

- 2025.2.26 アクセス).
15. UD トークとは、音声認識と自動翻訳を活用したアプリで、生活やビジネスの様々なシーンで活用されている。アプリ制作は、Shamrock Records, Inc.
 16. ドラゴンスピーチとは、ソースネクスト社が2005年に発売した音声による文字入力や修正が行える音声認識ソフト「Dragon Naturally Speaking 2005 Partner」。2014年販売終了。
 17. 会議中のたわいのない会話は、会議の始まる前や休憩中に話されることが多く、音声自動認識を使用していないことが多い。また、その場での相互行為にはノンバーバルな反応、視線のやり取りや笑い、沈黙などが入り、ろう者や難聴者などには、文脈を共有していないことなどによってその微細な反応を確認し理解することが難しいことがある。
 18. この事例は2015年ころのものである。
 19. 一般財団法人日本財団電話リーサービス「電話リーサービス」
(<https://lp.nftrs.or.jp/>, 2025.3.4 アクセス).
 20. 月額料無料のプランの場合、通話料（固定電話着）16.5 円/分、通話料（携帯電話着）44 円/分で、月額料ありの場合、月額料 178.2 円/月通話料（固定電話着）5.5 円/分、通話料（携帯電話着）33 円/分で、ともに緊急通報・フリーダイヤル無料である（日本財団電話リーサービス）。

参考文献

- 浅倉むつ子, 2013, 「人権の潮流：障害差別解消法——理想には遠いが、重要な一步」
ヒューライツ大阪ニュースレター『国際人権ひろば』(110).
- 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者雇用事例リファレンスサービス,
2003, 報告「バリアフリーと手話の職場」
(<https://www.ref.jeed.go.jp/15/15030.html>, 2025.2.26 アクセス).
- 独立行政法人日本学生支援機構, 2014, 『教職員のための障害学生修学支援ガイド』
「3. 聴覚障害」65-70.
(https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/shien_guide/_icsFiles/afiel_dfile/2021/03/17/7_hearingimpairment01.pdf, 2025.2.25 アクセス).
- 独立行政法人日本学生支援機構, 2015, 「障害のある学生への支援・配慮事例——聴覚・言語障害・聾」
(https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_hairyo_jirei/chokaku_rou.html, 2025.2.25 アクセス).
- 一般社団法人全日本ろうあ連盟, 2017, 「厚生労働省へ聴覚障害者の福祉施策について要望書を提出」 (<https://www.jfd.or.jp/info/2017/20170710-yobo13-koro.html>, 2025.2.26 アクセス).
- 一般社団法人全日本ろうあ連盟, 2019, 「高齢・障害・求職者雇用支援機構との意見交

- 換」 (<https://www.jfd.or.jp/info/2019/20191111-yobo1-koyo.html>, 2025.2.26 アクセス) .
- 勝谷紀子, 2020, 「難聴者には音・言葉がどのように聞こえるのか」 難聴者の心理学的問題を考える会編『難聴者と中途失聴者の心理学——聞こえにくさをかかえて生きる』 かもがわ出版.
- 勝谷紀子, 2022, 「聞こえにくさを抱えて研究する——『障害のある研究者』当事者研究の試み」 公益財団法人日本学術協力財団『学術の動向』 27(10):15-8.
- 川渕依子, 2010, 『高橋潔と大阪市立聾啞学校——手話を守り抜いた教育者たち』 サンライズ出版.
- 川島聰, 2016, 「差別解消法と雇用促進法における合理的配慮」 川島聰・飯野由里子・西倉実季・星加良司『合理的配慮——対話を聞く, 対話が拓く』 有斐閣, 39-48.
- 公益社団法人 大阪聴力障害者協会大阪ろうあ会館, 2025, 「手話通訳・要約筆記等担当者助成金が拡充されました」 (<https://daicyokyo.jp/roua/roua-news/zyoseikin.html>, 2025.2.27 アクセス) .
- 小林洋司・浦東聖野, 2019, 「合理的配慮をめぐる対話を阻むもの——自己開示を可能にする条件の検討」 『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』 33(0): 39-52.
- 松崎丈, 2019, 「聴覚障害学生支援における合理的配慮をめぐる実践的課題」 『宮城教育大学紀要』 (53): 255-66.
- 水野映子, 2014, 「聴覚障害者が働く職場でのコミュニケーションの問題——聴覚障害者・健聴者に対するアンケート調査をもとに」 『ライフデザインレポート』 (210): 4-15.
- 内閣府, 2015, 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」 (<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>, 2025.3.3 アクセス) .
- 西倉実季・飯野由里子, 2016, 「障害法から普遍的理念へ」 川島聰・飯野由里子・西倉実季・星加良司『合理的配慮——対話を聞く, 対話が拓く』 有斐閣, 195-208.
- 西村愛, 2019, 「合理的配慮がめざす価値とは何か——対話がはじまるプロセスに着目して」 『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』 33: 6-17.
- 政府広報オンライン, 2024, 「事業者による障害のある人への『合理的配慮の提供』が義務化」 (<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>, 2025.2.25 アクセス) .
- 関口麻理子, 2024, 「特集 インクルーシブ教育を考える 7. 聴覚障害をもつ保健医療従事者の就労実態と課題」 『医学教育』 55(2): 146-52.
- 寺島彰, 2009, 「第2節 イギリス——『福祉的就労』分野における労働保護法の現状」 福祉的就労分野における労働法適用に関する研究会（代表：松井亮輔（法政大学現代福祉学部教授）） 福祉的就労分野における労働法適用に関する研究会報告書.

特定非営利活動法人インフォメーションギャップセンター, 2022, 「2022年度電話リレーサービス利用者への使用上の課題についてのアンケート結果」

(<https://www.infogapbuster.org/5513/>, 2025.3.4 アクセス) .

山口利勝, 2003, 『中途失聴者と難聴者の世界——見かけは健常者, 気づかれない障害者』一橋出版.

山並美智子, 2000, 「イギリスの障害者就労促進政策とその課題——オックスフォードの事例をとおして」『熊本学園大学社会関係学会社会関係研究』7(1): 151-74.

吉武久美子, 2007, 『医療倫理と合意形成——治療・ケアの現場での意思決定』東信堂.

吉武久美子, 2011, 「医療の合意形成と『理由の来歴』」『医学哲学医学倫理』29: 63-72.

羊羹色について

—なぜ衣類に限られるのか—

村中 淑子
桃山学院大学
tmuranaka@andrew.ac.jp

The Color Term “Yokan-Iro” (the Color of Sweet Bean Jelly) : Why Is It Almost Exclusively Used in Clothing?

MURANAKA Toshiko
St. Andrew's University

Keywords: Color Names, Unclear Dark Color, Deterioration of Fabric, Simile

要旨

「羊羹色」をコーパスで検索したところ、衣類を形容する場合がほとんどであった。なぜそのように形容範囲が限られるのか。具体物への比喩から生じた色名は「チョコレート色」のように自然物・人工物を広く形容できるものと「羊羹色」のように形容対象が狭く限定されるものとに分けられそうだ。形容対象が狭く限定される原因の1つは、色名の元になった具体物の性質やイメージに求められる。「羊羹色」は、羊羹という具体物の色が中間的で彩度・明度が低いことと、必ずしも均質でなく半透明で奥行きがあるように見える羊羹の質感が黒系の布地の経年変化の印象につながり、それが固定化したと考えた。

1 はじめに：色名と比喩

「羊羹色」とは「羊羹のような色」であり、羊羹にたとえて色を表した語である。

色の名は、何かにたとえて色を表した語が多い。「そらいいろ」は「晴れた大空のような色」であり、「きつねいろ」は「狐の毛のような色」であり、「さくらいろ」は「桜の花びらのような色」である。それぞれ、晴れた空、狐の毛、桜の花びら、にたとえて色を表している。このように、「○○色」には、「○○のいろのような色」というタイプの、比喩表現に基づく語が多く存在する¹。

多門（2011）によれば、「比喩」は、「ある表現対象について、それを当該文脈において字義通りかつ過不足なく表す表現を通してでなく、別の表現に置き換えて表す表現」である²。「XのようなY」はいわゆる直喩であり、類似性に基づく比喩である。「Xのよう

なY」は、通常はYを説明するためにそれに類似したXを提示する。そうすると、Yの説明が一言で済み、簡便である。Xには、よく知られていて人々がイメージを思い浮かべやすいものが選ばれる。Xそのものをよく知らなかつたり、見たことがなかつたりしても、イメージが人々に共有されていると想定できれば差し支えない。

「XのようなY」のXとYには、それぞれ様々なものが入りうる。その中で、Yが具体的な事物を指す語ではなく、五感（視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚）に関する要素を表す語となるものがある。すなわち、Xのような色、Xのような形、Xのような音、Xのような声、Xのような匂い、Xのような味、Xのような手触り、Xのような痛み、Xのような動き、などである。これらは、Yそのもの（すなわち色というもの、形というもの、音というものの、声というものの、匂いというものの等）がXに似ているのではない。

これらの場合の比喩関係を考えると、「XのようなY」ではなく、「XのようなYのZ」が完全な形である。XとYとの間に類似性があるのではなく、Zという事物のY要素に関する性質が、Xという事物のY要素に関する性質と、類似しているのである。たとえば「レモンのような色のセーター」であれば、そのセーターという事物の、色に関する性質が、レモンの色の性質に似ている。あるいは「釣鐘のような形の花」であれば、その花の、形に関する性質が、釣鐘の形の性質に似ている。あるいは「カレーのような味のスナック」であれば、そのスナックの、味に関する性質が、カレーの味の性質に似ている。

そして、これらのうちの一部は、「XのようなY」を縮めて「XY」という一語になり、複合名詞が作られる。すなわち、「レモン色」「釣鐘形（釣鐘型）」「カレー味」という語になる。

このことを図式化すると、次のように表すことができる。

【通常の場合】

- $X \approx Y \rightarrow 'X \text{の} \text{ような} Y'$

(XとYが類似のものと感じられる場合、「XのようなY」という表現が成立する。)

【Yが五感に関する要素を表す場合】

- $X \text{の} Y \approx Z \text{の} Y \rightarrow 'X \text{の} \text{ような} Y \text{の} Z' \rightarrow 'XY \text{の} Z'$

(ある事物ZのY要素が、XのY要素と類似のものと感じられる場合、「XのようなYのZ」という表現が成立する。さらにXYという複合名詞が形成されて「XYのZ」という表現が可能になる場合がある。)

例： そのセーターの色がレモンの色と類似していると感じられる
 → 「レモンのような色のセーター」という表現が成立する
 → 「レモンいろのセーター」という表現も可能

このように、「XのようなY」という比喩表現において、Yが五感に関係する要素であり、そのYが「いろ（色）」である場合は、「Xいろ」という複合名詞が形成され³、「XいろのZ」という表現が生まれる。

村中（2023）では「Xいろ」という複合名詞のひとつである「チョコレート色」について調べている。コーパス検索の結果、「チョコレート色」は、洋服や車両や建物などの人工物、および、花、岩、動物、人間の体などの自然物の形容に使われていた。本稿では、チョコレートと同様、一般的におやつとして食されたり手土産として用いられたりする「羊羹」に由来する「羊羹色」という色名を取り上げ、特徴について考察する。

2 辞書とコーパスにみる「羊羹色」

2.1 『日国』による「羊羹色」

北原・久保田・谷脇・徳川・林・前田・松井・渡辺『日本国語大辞典第2版』（2000）によれば、「羊羹色」は「ようかんいろ」と読み、「黒色、紫色などの色があせて、赤みを帯びたものをいう。」とある。用例の出典として「浮世草子・好色小柴垣」（1696）、「淨瑠璃・妹背山婦女庭訓」（1771）、「滑稽本・八笑人」（1820-49）、田山花袋「田舎教師」（1909）が挙げられている。つまり「羊羹色」という語は江戸時代から存在しており、明治時代にも使われていた。

2.2 コーパスにおける「羊羹色」の出現状況と形容対象

コーパスを検索し「羊羹色」の出現状況を見た結果を表1に示す。名詞「ようかん」と名詞「いろ」の表記のありうる組み合わせをできる限り網羅的に検索した⁴。

表1 コーパスにおける「羊羹色」の出現について

	羊羹色	ようかん色	羊羹いろ	ようかんいろ	計
日本語歴史コーパス ⁵	3	0	0	1	4
青空文庫パッケージ ⁶	56	4	2	0	62
現代日本語書き言葉 均衡コーパス ⁷	3	0	0	0	3

「日本語歴史コーパス」は時代を限定せずに検索したが、得られた用例は明治時代のみであり、著者は内田魯庵、仮名垣魯文、永井荷風の3人であった。

「青空文庫パッケージ」の用例の著者は、森鷗外、田山花袋、岡本綺堂、与謝野寛、泉鏡花、佐藤紅緑、野村胡堂、北大路魯山人、下村湖入、中里介山、石川啄木、夢野久作、直木三十五、芥川龍之介、江戸川乱歩、宮沢賢治、壺井栄、中島敦、太宰治、新美南吉、など多数に及ぶ。特に用例が多いのは野村胡堂で25例にのぼることから（うち20例の出典が錢形平次捕物控），大衆文学的な表現なのかとも思われるが、この著者たちの多様さ

を見ると、純文学か大衆文学かに関わらず、明治から昭和にかけての主だった小説家が「羊羹色」という表現を用いていたとみてよいだろう。

現代日本語書き言葉均衡コーパスの検索で得られた用例の著者は滝野文恵と芦辺拓の2人のみであり、出版年はそれぞれ1993年と2001年であった。

以上の結果から見ると、「羊羹色」は江戸時代に始まり、明治・大正・昭和の文学においてよく使われ、平成以後はやや廃れ気味なのかとも推測される。

次に、コーパス検索結果において「羊羹色」が形容していた対象を分類し表2に示す。

表2 コーパスにおける「羊羹色」の形容対象

	和服	洋服	帽子	布切	その他	計
日本語歴史コーパス	3	1	0	0	0	4
青空文庫パッケージ	37	20	2	0	3	62
現代日本語書き言葉均衡コーパス	1	0	0	2	0	3

表2からわかる通り、「羊羹色」が形容する対象は、95%以上が布製品であり、そのほとんどが和服もしくは洋服であった。

日本語歴史コーパスの4つの用例を発行年順に示す。以下の用例では「羊羹色」に下線を引き、形容対象を四角で囲んだ。用例の後ろの括弧内は、著者名、発行年、作品名である⁸。

- (1) どす黒い顔、青白い顔、痩せこけた貧相な顔、頬の尖った險相な顔、膩光りのした綻びかかつた洋服、ベタベタした羊羹色の羽織、張紙の凹んだやうな帽子、どれを見ても飢餓じさうな男が寒むさうに洋服の襟を立て首を縮めてぞろぞろと三々五々組を作つて急ぎ足に行く。(内田魯庵、1868、「丸之内」)
- (2) 廉藏の實家の兄の寄居周作が古ぼけた無恰好の羊羹色のフロツクコートに纏まつて村夫子然と控へたる外は、何れも流行の華奢を盡してゐた。(内田魯庵、1868、「投機」)
- (3) どくにもならぬど可もなく不可もなき開化不用の人物としごろは五十あまりようかんいろの四字すぎたるべんべらばをりにまがひ八丈のきいろへくろみのかかりたる小そで下着なしのねづみかあさぎか (仮名垣魯文、1872、「安愚樂鍋」)
- (4) 何しろ呉山は午飯をすませば毎日雨が降らうが風が吹かうが大きな信玄袋に羊羹色になつた五所紋の羽織と張扇を入れて晝席へ出て行き、夕飯頃に歸つて来てすぐ又夜の席へと出掛けねばならぬ。(永井荷風、1879、「腕くらべ」)

このように、日本語歴史コーパスの4つの用例の「羊羹色」が形容するものは、「羽織」が3つ、「フロックコート」が1つであった。

青空文庫パッケージの用例も同様で、和服のほとんどが「紋付」「羽織」であり、洋服はフロックコートやインバネスなどの上着類がほとんどである。衣服の例を挙げる。

(5) たいてい洋服で、それもスコッチの毛の摩れてなくなった鳶色の古背広、上にはおったインバネスも羊羹色に黄ばんで、右の手には犬の頭のすぐ取れる安ステッキをつき、柄がない海老茶色の風呂敷包みをかかえながら、左の手はポケットに入れている。

(田山花袋、1907、「少女病」)

(6) 浪人といつても、羊羹色の黒羽織などを着ているのではなく、なかなか立派な風をしていたそうです。(岡本綺堂、1926、「青蛙堂鬼談」)

(7) 「暮から何千両と稼いた曲者が、喰い詰め者らしく何時までも羊羹色の紋付は變な装束だな」「それは仕事着だよ、錢形の、職人の袢纏と同じことだ。夜盗や押込みが、金襷緞子も着飾つては行けまいぢやないか」(野村胡堂、1948、「錢形平次捕物控 181 頬の疵」)

帽子を形容した用例は次のものである。四角で囲った部分が形容対象であり、それぞれ、ソフト帽、中折れ帽の略であろう。

(8) 途で乞食のやうな風體をしてゐる人に出逢つた。羊羹色もところ斑らになつた古ソフト被つてゐた。色のうすはげた淺黄の大風呂敷で何かを背負つてゐた。(阿部次郎、1915、「三太郎の日記 第三」)

(9) 其の男は背が人並外れて高かつたばかりではなく、その風采が、また著しく人目を惹くに足るものだった。古い羊羹色の縁の、ペロリと垂れた中折を阿弥陀にかぶつた下に、大きなロイド眼鏡—それも片方の弦が無くて、紐がその代用をしている—を光らせ、汚点だらけの詰襟服はボタンが二つも取れている。(中島敦、1942、「虎狩」)

以上のように、「羊羹色」のほとんどの用例は衣類を形容するものであるが、例外的なもの、すなわち布製品でないものを形容した用例が3つあった。1つは、美食家の北大路魯山人が、マグロのトロではない赤身の色を形容したものであった。あとの2つは、SF作家・推理作家の蘭郁二郎の作品で、「闇」「夜空」を形容したものであった。

2. 3 コーパスにおける「羊羹色」の共起表現について

前節ではコーパスにおける「羊羹色」の出現数と、いくつかの用例を見た。本節では、それらの「羊羹色」の前後にどのような表現が頻出するか、すなわち、「羊羹色」の共起表現について観察し、羊羹色の性質について考える。

前節で見たように、「羊羹色」は和服や洋服の色を形容する場合が圧倒的に多いのであるが、その衣服そのもの、あるいはその衣服を着た人物の風采がみすぼらしい様子を描写したケースが多い。

先にあげた用例(1)は、多くの人間の中の一人が羊羹色の羽織を着ており、それらの人々をまとめて「どれを見ても飢餓じさうな男が寒むさうに」と記している。ひもじそうで寒そう、つまり貧しそうなのである。(2)は「古ぼけた無恰好の」とあり、立派な風采でない上に、「村夫子然と控へたる」という描写から一定の教養はあるが田舎くさい感じであることもわかる。(3)の「べんべらばをり」は、薄っぺらい安物の粗末な羽織である。(5)は「毛の摩れてなくなった鳶色の古背広」「頭のすぐ取れる安ステッキ」とあり、姿全体が貧相である。(7)は「喰い詰め者らしく」(9)は「古い」とある。

前節に挙げた用例以外にも、「あんな羊羹色のフロツクしか無い」や「羊羹色のひどい紋附」や「羊羹いろでぼろぼろで」などの表現が見られ、貧相でパッとしない、みっともない様子がうかがわれる。

また、(4)に見られるように、衣服が「羊羹色になった」という表現もよく見られる。(5)では「羊羹色に黄ばんで」とある。これらは、その衣服が最初から羊羹に似た色だったのではなく、経年変化の結果として羊羹に似た色になったことを表している。つまり、羊羹色はただ単に小豆を煮て作った餡を固めた色を表しているのではなく、服の布地が年を経て劣化して傷んでいる様子、色が褪せてくたびれた印象を表しているのである。その瞬間の色だけを切り取って表したのではなく、時間の経過をも含んだ意味合いがあるのである。

3 「羊羹色」はどんな色なのか

3. 1 色彩語辞典における「羊羹色」

色彩語の辞典を調べたところ、「羊羹色」を掲載しているものは少なかった。

『色の手帖』(1986)には358色の色名とその色見本が載っているが、「羊羹色」はない。それを土台にした『新版 色の手帖』(2002)には500色が載っており、由来による色名分類も行われていて、飲食物に由来する色名も掲載されているが、やはり「羊羹色」はない。『色々な色』(1996)の530の色名にも、『色名事典』(2005)の300色にも、『増補改訂版 色の名前事典519』(2023)の519色にも、「羊羹色」は見えない。

福田(2018)『忘れられ失われた奇妙な色を追ってI』には、「羊羹色」が菓子類に由来する色名として言及されている。しかし色合いについての説明はなく、色見本や色を表す数値などもない。

天野（1980）『色名綜覧』には「羊羹色」が掲載されている。「色相」は「赤紫」であるが「明度・彩度の表示不能のもの」とされており⁹、「薄き赤味ある紫黒色なり」と記されている。

丸山（2012）『日本史色彩事典』には「ももしおちゃ（百入茶）」の解説の中に「羊羹色」がある。「羊羹色は色名では、菓子の羊羹の色のような暗い紫褐色をいい、百入茶と同色である。」「それとは別に、僧侶の墨染の色が褪めて赤みを帯びたことを時に羊羹色と形容していることもある。」と記されている。ちなみに「ももしおちゃ」は「赤みの焦茶色で、今日のチョコレート色に近い。」とされている。

内田（2008）『定本 和の色事典』には1052色が掲載されていて、「羊羹色」も載っている。「ももしお茶」の項に、「羊羹色と同じとする説もあるが、それよりも濃い色」とある。「羊羹色」の項には「深く渋い橙」「羊羹のような色。黒や濃紫、鳶色などの衣服の色が褪せてきた様子を表すのに使われた。」と解説されている。また、この文献には文章による説明だけでなく「羊羹色」の性質についての数値表示も掲載されていた。『定本 和の色事典』では、色の性質を「色相番号、色の強さ、濁りの強さ、シアン、マゼンタ、イエロー、ブラック」の項目で数値的に表している。

表3に、「羊羹色」と類似の色との数値表示の比較を示す。Berlin& Kay (1969=2016) の11の基本色名「白、黒、赤、緑、黄、青、茶、橙、紫、桃、灰」の中では、「茶」と「橙」が「羊羹色」に見た目が似ている。また、上記の羊羹色の説明の中に「濃紫が褪せた」とある。さらに、羊羹の主な材料は小豆であるが、小豆色という語がある。よって、『定本 和の色事典』における「羊羹色」と「茶色」「橙色」「深紫」「小豆色」の数値を合わせて表3に示すことにする。（『定本 和の色事典』には「濃紫」の項目がなく、「深紫」の項に「紫色の中で最も濃い色」という解説があったので「深紫」を表に入れる。）

表3 『定本 和の色事典』における「羊羹色」と関連の色

	色相番号 (1~24)	色の強さ (0~100)	濁りの強さ (0~100)	シアン	マゼンタ	イエロー	ブラック
羊羹色	5	70	70	0	53	70	70
茶色	5	90	60	0	68	90	60
橙色	5.5	100	0	0	63	100	0
深紫	21	60	70	45	60	0	70
小豆色	2	60	50	0	60	30	50

色相番号（1~24）は、色相¹⁰を24等分して表したものであり、24が紅（マゼンタ）、4が赤、8が黄（イエロー）、12が緑、16が青（シアン）、20が紫である。つまり羊羹色の色相番号5というのは、赤と黄の間の、赤に近いものである。

表3から、羊羹色の色相（色み）は茶色と同じであり、橙色とも近いことがわかる。

色の強さという点では、羊羹色は、橙色や茶色より弱く、深紫や小豆色に近い。濁りの強さは、茶色・深紫・小豆色と近い。

羊羹色はシアンが全くなく、マゼンタは茶色・橙色・深紫・小豆色よりやや少なめである。イエローとブラックが共に一定程度あることが茶色と共通である。

まとめると、羊羹色は、黄色みと黒みが混じったところに赤みを少し混ぜた色である。色みは茶色や橙色と非常に近いが、くっきりとした明瞭な感じがやや少なく、暗く濁っている。「羊羹色」と、羊羹の主原料である小豆に由来する「小豆色」とを比較すると、「小豆色」の方が赤みが強く、黄色味が少なく、濁りの少ない色である。小豆が羊羹に加工されたことにより、色あいの印象が変化したことがわかる。

3.2 「羊羹」のイメージと表現

前節で見たように、羊羹色は「色みは茶色や橙色と非常に近いが、くっきりとした明瞭な感じが少なく、暗く濁っている」のだが、その羊羹色という色名がなぜ、衣服の色を形容することにのみ用いられるのか。また、なぜ服の布地が年を経て劣化して傷んでいる様子を表すのか。

それを考えるために、「羊羹色」の由来となっている「羊羹」がどのような印象を持つものであるかを、夏目漱石と谷崎潤一郎の文章を参考を見てみる¹¹。

まず、夏目漱石の「草枕」の一節を引用する

菓子皿のなかを見ると、立派な羊羹が並んでいる。余はすべての菓子のうちでもっとも羊羹が好きだ。別段食いたくはないが、あの肌合が滑らかに、緻密に、しかも半透明に光線を受ける工合は、どう見ても一個の美術品だ。ことに青味を帯びた煉上げ方は、
玉と蟬石の雑種のようで、はなはだ見て心持しがいい。のみならず青磁の皿に盛られた青い煉羊羹は、青磁のなかから今生れたようにつやつやして、思わず手を出して撫でてみたくなる。（夏目漱石「草枕」初出 1906）

「青味を帯びた」と書かれているところを見ると、この文章で描写されている羊羹はいわゆる「羊羹色」の茶色や橙色に近い色みではないように思われるが、色合いと質とに関係するところに注目しよう。「半透明に光線を受ける工合」「玉と蟬石の雑種のよう」とある。これはつまり、羊羹の色あいが、単調で均質で平板なものではなく、細かく混じり合った色から成る複雑なものであることを示していると考えられる。

次に、漱石の「草枕」の描写に言及している谷崎潤一郎の「陰翳礼讃」を引用する。

かつて漱石先生は「草枕」の中で羊羹の色を讃美しておられたことがあったが、そう云えばあの色などはやはり瞑想的ではないか。玉のように半透明に曇った肌が、奥の方まで日の光りを吸い取って夢みる如きほの明るさを啣んでいる感じ、あの色あいの深

さ、複雑さは、西洋の菓子には絶対に見られない。クリームなどはあれに比べると何と云う浅はかさ、単純さであろう。だがその羊羹の色あいも、あれを塗り物の菓子器に入れて、肌の色が辛うじて見分けられる暗がりへ沈めると、ひとしお瞑想的になる。人はあの冷たく滑かなものを口中にふくむ時、あたかも室内の暗黒が一箇の甘い塊になって舌の先で融けるのを感じ、ほんとうはそう旨くない羊羹でも、味に異様な深みが添わるよう思う。（谷崎潤一郎「陰翳礼讃」1933）

谷崎は羊羹の色について、「玉のように」「半透明に曇った」「色あいの深さ、複雑さ」と述べている。ここまでは漱石と似ている。さらに谷崎は「奥の方まで日の光りを吸い取って」という。これは、羊羹の色合いに奥行き感があることを示しているのだろう。さらに「口中にふくむ時、あたかも室内の暗黒が一箇の甘い塊になって舌の先で融ける」と、色あい（暗黒）と味（甘い）と舌触り（舌の先で融ける）を一文の中で同時に表現している。ここから、黒っぽい色が甘美に快く溶けていく感触、すなわち黒色がやわらかく変化していく様子が羊羹に結び付けられていることがうかがわれるのである。

4 考察

「羊羹色」の使用実態をコーパス検索で調べたところ、2節で見た通り、和服もしくは洋服の色を形容する場合がほとんどであった。しかもただ色あいを表しているだけでなく、その衣服が傷んでいる様子、あるいはその衣服を着た人物の風采が上がらない様子を表す場合が多かった。これはなぜなのだろうか。

「羊羹色」は、羊羹という物体にたとえて色を表す語である。辞典類によれば、「羊羹色」の色あいは茶色に近いが、明瞭さが少なく濁りが強い。

ただし3.1で見た通り、「羊羹色」を掲載した色名辞典類は少ない。具体的には、『色の手帖』（1986）、『新版 色の手帖』（2002）、『色々な色』（1996）、『色名事典』（2005）、『増補改訂版 色の名前事典 519』（2023）の5冊に「羊羹色」の記載がない。これは「羊羹色」がただ単純に色だけを表す語ではなく、複雑な性質を含む語だからではないか。ちなみに羊羹の主原料である小豆の色を表す「小豆色」は、この5冊の辞書すべてに記載がある¹²。「小豆色」の場合は、小豆の質感などとは関わりなく、色を表す語としての性質を持っているのであろう。「羊羹」の主原料は小豆であろうが、小豆を煮て砂糖を加えて餡を作り、長い直方体に柔らかく固めた物体に仕立てた時点で、赤みが減り、濁りが増え、中間的でやや曖昧な色となっただけでなく、質感が変わる。「羊羹色」は、羊羹の質感も活用し、色あい以外の性質も含意することばなのである。

「羊羹色」の由来である「羊羹」の質感やイメージについては、3.2で見た夏目漱石と谷崎潤一郎の羊羹についての描写が参考になる。羊羹が単純ではない複雑な色あいを持ち、半透明で奥行き感もあること、さらに黒っぽい色が柔らかく変化していく様子も感じさせること、が示唆された¹³。

以上と合わせて、次のように考えた。

A：服装描写の機会の多さについて

人の印象を表現する際、顔立ちや顔の表情、体型や姿勢だけでなく、服装を描写することが多い。服装は人の見た目に占める面積が一定程度あるので目に入りやすい上に、どんな服装をしているかで人柄や態度を推測することができるので、人の印象を表現する場合に服装の描写を行うことが多くなるのである。

B：服装描写において対象となる部分について

服装を描写する際には、服の形・タイプ、布地の色と状態、などを表現することになる。服装全体のうち、外から見えやすいのは上に着ているものである。和服であれば羽織の類、洋服であればコート類である。帽子も目につきやすい。

羽織・コート類や帽子の色として、黒っぽいものはよく見られる。黒っぽい布は染められたものであり、染め色は経年変化で褪せるものである。

C：描写に用いることばについて

「羊羹」は黒っぽさの中に一様ではない複雑な奥行きのある色みとやわらかな変化の印象を持つ。「羊羹」をたとえに使った語である「羊羹色」は、茶色に近いが中間的で濁りの強い色を表すだけでなく、そのような羊羹の質感のイメージを表現することばである。

A・B の通り、上に着ている衣服類（羽織、上着の類や帽子など）の黒っぽい布地が色褪せた様子を描写する必要性が生じ、それがCで述べた「羊羹」の性質・イメージと結びつき、「羊羹色」の使用に結びついたのであろう。そのような表現が文学作品で度重なることにより、「羊羹色」と「黒系の布地の色褪せた様子」との結びつきが強まり、「羊羹色」の使用パターンが固定化したのであろう。

5 おわりに

以上、本稿では「羊羹色」の使われ方と特徴について考察した。

具体物への比喩から生じた色名は、「チョコレート色」のように自然物・人工物を広く形容できるものと、「羊羹色」のように形容対象が狭く限定されるものとに分けられそうである。形容対象が狭く限定される原因是、色名の由来となった具体物の性質・イメージに関係がありそうだ。今後さらに、同様の色名についての考察を深めていきたい。

注

¹ 比喩によらない色名もある。たとえば「茶色」は「茶に似た色」ではなく茶の葉を蒸して使う茶染の色であり、「朱色」は「朱に似た色」ではなく「朱」という硫化水銀を主成

分とする顔料の色である（永田 2002）。つまり「茶」も「朱」もいずれも色のもとになる物質そのものであって、類似性に基づく色名ではない。また人名に由來した色名（例：芝翫茶）や地名に由來した色名（例：新橋色）は、その色の流行の発信者や発信地から名付けられたもので、やはり類似性に基づく色名ではない。色彩の世界では具体的な事物の名前に「色」をつけた名前のことを「固有色名」と呼んでいて、比喩に基づくという見方はされていないようである。固有色名のうち比較的よく知られていると想定される色名を JIS では慣用色名として分類している（『色彩用語辞典』（2003）の「色名」の項、福田邦夫による）。

² 「字義通りかつ過不足なく表す表現」とはたとえばある形を表す場合の「中ほどが少しぐびれた長円形」という表現で、この場合の「別の表現」は「瓢箪のような形」あるいは「繭のような形」である（安本（2014）の例による）。

³ 五感に関係する要素 Y が「いろ」である場合は、XY が「Xいろ」となり、そのままの形態で複合名詞を形成するが、Y が「かたち」や「こえ」である場合は、XY は「X がた」「X ごえ」となり、連濁が起きる。また Y が「おと」の場合は、XY は「X おん」となり、Y が「におい」の場合は、XY は「X しゅう（臭）」「X こう（香）」となって、XY の Y が和語から漢語になる。また Y が「手触り」や「痛み」や「動き」の場合は複合名詞 XY の形にはならない。

⁴ 表記をさまざまに組み合わせて検索したが、「ヨウカン」や「ヨーカン」という表記に「色」「いろ」「イロ」という表記が接続したものは出現しなかった。

⁵ オンライン検索ツール「中納言」で「文字列検索」をかけた。

⁶ 国立国語研究所の山口昌也氏作成『青空文庫』パッケージ（2024年10月3日更新）を全文検索システムひまわりによって検索した。

⁷ オンライン検索ツール「中納言」で「文字列検索」をかけた。

⁸ 本稿における用例は、国立国語研究所作成の「日本語歴史コーパス」あるいは「青空文庫パッケージ」から検索した結果、得られたものをそのまま用いている。出典に遡って文章を確認することはしていない。

⁹ 『色名総覧』において、色相が赤紫で「明度・彩度の表示不能のもの」は、「羊羹色」を含めて 16 個ある。「葡萄染」^{えびぞめ}、「杜若」^{さくろいろ}、「柘榴色」、「紫檀色」、「薔薇色」などである。

¹⁰ 「色みの種類を表す尺度」を色相という。ほぼ全てのカラーオーダーシステムで用いられる三属性の 1 つである。色相変化は円錐状に並べることができる。色相はその連続的変化が量的変化ではなく質的変化として知覚される連続体である。色相間には大小関係や高低関係が存在しない。（『色彩用語辞典』（2003）より）

¹¹ ここで夏目漱石と谷崎潤一郎の作品から引用したのは、丹治（2017）の記述を参考にしたものである。

¹² 「羊羹色」の掲載されていた天野（1980）『色名綜覧』、福田（2018）『忘れられ失われた奇妙な色を追って I』、丸山（2012）『日本史色彩事典』、内田（2008）『定本 和の色事典』にも「小豆色」は掲載されている。つまり今回調べた色名辞典類の全てに小豆色は掲載されていた。

¹³ 吉村（2006）で「色に時間を見る」感覚が日本人の色彩感覚の中にあると述べているのは本稿の考察に関係が深いと思われる。

参考文献

- 天野節, 1980, 『色名綜覧』錦光出版.
- Berlin, B. & Kay, P, 1969, *Basic Color Terms: Their universality and evolution.* CA : University of California Press. (日高杏子訳, 2016, 『基本の色彩語 普遍性と進化について』法政大学出版局.)
- 福田邦夫, 2018, 『忘れられ失われた奇妙な色を追って I 色のロストワールドに分け入る楽しみ』青娥書房.
- 福田邦夫 (日本色彩研究所監修) , 2023, 『増補改訂版 色の名前事典 519』主婦の友社.
- 北原保雄・久保田淳・谷脇理史・徳川宗賢・林大・前田富祺・松井栄一・渡辺実, 2000, 『日本国語大辞典 第2版』小学館.
- 丸山伸彦編, 2012, 『日本史色彩事典』吉川弘文館.
- 村中淑子, 2023, 「「チョコレート色」の猫——色名の具体性と抽象化」『現象と秩序』19: 23-33.
- 中村明, 2020, 『類語分類 感覚表現辞典』東京堂出版.
- 夏目漱石, 1906, 「草枕」 (集英社文庫『夢十夜・草枕』 (1992 初版, 2024 第 26 刷) から引用) .
- ネイチャー・プロ編集室 (近江源太郎監修) , 1996, 『色々な色』光琳社出版.
- 日本色彩学会編, 2003, 『色彩用語辞典』東京大学出版会.
- 清野恒介・島森功, 2005, 『色名事典』新紀元社.
- 小学館辞典編集部 (永田泰弘監修) , 2002, 『新版 色の手帖』小学館.
- 尚学図書編, 1986, 『色の手帖』小学館.
- 多門靖容, 2011, 「比喩」中村明・佐久間まゆみ・高崎みどり・十重田裕一・半沢幹一・宗像和重編『日本語文章・文体・表現事典』朝倉書店.
- 谷崎潤一郎, 1933, 「陰翳礼讃」 (新潮社文庫『陰翳礼讃・文章読本』 (2016 発行, 2024 第 9 刷) から引用) .
- 丹治伊津子, 2017, 「谷崎潤一郎の「漱石先生」——廁の陰翳と羊羹の色」『虞美人草』京都漱石の會会報 19: 16-17.
- 内田広由紀, 2008, 『定本 和の色事典』視覚デザイン研究所.

- 安本美典, 2014, 「比喩」佐藤武義・前田富祺編『日本語大事典』朝倉書店.
吉村耕治, 2006, 「現代日本語の色名の諸相と諸特徴——話名色名の意味の複合性と幽玄の
美意識」『日本言語文化研究』9: 1-17.

使用コーパス

日本語歴史コーパス CHJ 中納言

<https://chunagon.ninjal.ac.jp/chj/search>

『青空文庫』パッケージ 全文検索システム『ひまわり』

<https://csd.ninjal.ac.jp/lrc/?%C1%B4%CA%B8%B8%A1%BA%F7%A5%B7%A5%B9%A5%C6%A5%E0%A1%D8%A4%D2%A4%DE%A4%EF%A4%EA%A1%D9%A5%C0%A5%A6%A5%F3%A5%ED%A1%BC%A5%C9%A1%D8%C0%C4%B6%F5%CA%B8%B8%CB%A1%D9%A5%D1%A5%C3%A5%B1%A1%BC%A5%B8>

現代日本語書き言葉均衡コーパス 中納言

<https://chunagon.ninjal.ac.jp/bccwj-nt/search>

生活・実践・研究のあいだをただよう

—もがき・ひらき・えがく営み—

南 摩周

任意団体 yoriai.

mashu0minami00@gmail.com

Traveling Between Life, Practice, and Research : The Activity of Struggling, Opening and Describing

MINAMI Mashu

Private Organization yoriai.

Keywords: "A Traveler Between Boundaries", "Vague Unease", Autoethnography, Responsibility

要旨

本稿では、「何かを抱える生活者」、「実践者」、「研究者」という3つの立場を持ち、それらを往来しながら「あいだをただようひと」として活動する筆者の実践を報告するとともに、「あいだをただようひと」の実践の意義を探索する。

筆者は曖昧な心身の不調である「何か」を抱えており、それは「生きづらさ」や「病い」などの既存の言葉とは絶妙に定義が異なることから、「しんどさ」と呼ぶことにした。「生活者」として「しんどさ」を抱えながら、もがいた経験を踏まえて、筆者は実践や研究において、「しんどさ」をコア・テーマとして扱うことになった。

実践においては、「生活者」としての「もがき」の経験をワークショップ「きもち翻訳」や「みんなとつむぐ音楽会」などの活動へと発展させ、他者へとひらいていった。実践を行ううえで、「生活者」としての自分と「実践者」としての自分を切り離さず、あえて両方の立場を往来する在り方を重視している。

研究においては、不可視化してきた「しんどさ」やそれを抱える人びとを「描く」ことを目的とし、修士論文の執筆に取り組んだ。「生活者」・「実践者」としての自分も研究に織り込めるよう、「多元的オートエスノグラフィー」という手法を用いた。

筆者は「あいだをただようひと」ならではの responsibility があるとし、ともすれば中途半端であると批判されてしまう、3つの立場を往来する在り方を肯定する。「あいだをただようひと」の responsibility とは、丁寧に「存在の認定」(緒方・辻 2020: 309) をする姿勢にある。「生活者」として自分自身も他者から認定、つまり、受けとめられていることを忘れずに、実践や研究を通して、他者の存在を受けとめる。このような相互的な「存在の認

定」を丁寧にしていくからこそ、「あいだをただようひと」という在り方に意義が生まれる。筆者は、今後も「あいだをただようひと」として、3つの立場の濃淡を変えつつも、このresponsibilityを拠り所とし、活動を模索していく。

1 はじめに

自己紹介をするとき、「あいだをただようひと」というキャッチコピーで自分を説明する。名刺にも、そのように書いてある。私は「何かを抱える生活者」「実践者」「研究者」という3つの立場を往来しながら活動している。どれも「○○者」と名乗ると、その立場を確立しているようなニュアンスを含んでいて、正直決まりが悪い。私はどの立場においても、中途半端だったり、発展途上であったりするからだ。しかし、本稿では3つの立場を往来するというイメージをわかりやすく描くために、「○○者」と仮に名乗ることをお許しいただきたい。

簡単に3つの立場について説明してから、本論に入りたい。1つ目の「何かを抱える生活者」とは、心身の不調を引き起こす「何か」の経験を持ち、「何か」と共存しながら生活している者という立場である。いつから「何か」を抱えているのかは明確ではないが、この立場に自覚的になったのは、身体に症状が出るようになった2011年の16歳の頃からである。

2つ目の「実践者」は、自身と同じように「何か」を抱える人と共に、表現活動の場をひらく者という立場である。2022年から「実践者」としての活動を始めた。

3つ目の「研究者」は、研究に携わる者という立場である。2022年に企業勤めから大学院の修士課程へと戻ったことを機に、研究に携わることになった。半年前まで修士課程に所属していたが、修了後に実践・研究グループ「任意団体 yoriai.」¹⁾を立ち上げ、共同代表として実践・研究活動を行っている。yoriai.での実践・研究と並行して、今後は博士課程への進学も視野に入れている。

私は、3つの立場を段階的に得て、それぞれの立場の濃淡を変えながら往来してきた。本稿では、「あいだをただようひと」の活動報告を通して、3つの立場のあいだをただよう活動を描くとともに、あいだをただよいながら営む「研究」はどのようなものであるのか、紹介していきたい。

2 生活者の「もがき」から見つかるコア・テーマ

先ほどから使っている「何かを抱える生活者」という言葉は、歯切れが悪いと感じておられる方もいるだろう。しかし、この歯切れの悪さが、「あいだをただようひと」の活動におけるコア・テーマの発見に大きく役立っている。

「当事者」という言葉を使えば、歯切れの悪さは払拭できるかもしれないが、その言葉によって周縁化されてしまう部分に光を当てたい。「当事者」の定義は、中西正司・上野千

鶴子によると「ニーズの主体」と説明できる。何か「欠乏や不足」(中西・上野 2003: 3)があると自覚し、それらに対するニーズを持つ主体のことを指す(中西・上野 2003)。この定義に則れば、何が欠けているかわからず、明確なニーズもわからないが、心身に不調を感じる人は「当事者」からは周縁化されてしまう。「当事者」から周縁化された人びとは、欠乏ともニーズとも言えない「何か」を抱えながら、生活している。だからこそ「何かを抱えた生活者」という表現になる。私自身、どの「当事者」にもなりきれず、ただただ「何か」を抱えながら生活するしかない日々が長かった。

「何か」とは何なのか。それは生活に潜む、言葉にできない「モヤモヤ」である。私の場合は、この「何か」が蓄積すると、身体が硬直したり、勝手に動いたり、倦怠感に襲われたり、日常生活に支障をきたす。とはいって、「何か」が何なのかをうまく説明できないのが悩みであった。

言葉にはならないが、心身に不具合を引き起こす「何か」は私だけに感じられているものではない。たとえば、学校に通いづらい・通わない子どもたちの中には、なぜ学校に行きたくないのかがわからないまま、その選択を取る(もしくは取らざるをえない)子どもがいる。「何か」によって、心や身体の調子が崩れてしまって、学校には行けないが、「何か」の正体はよくわからない。

「何か」は、「生きづらさ」と呼べるほど生き難さや社会病理と結びついているものではなく、「病い」と呼べるほど特定の症状や能力低下によって引き起こされるものでもない。モヤモヤとした、実体の曖昧な心身の不調である「何か」を呼ぶ言葉は見つからなかった。そこで、私はそれを「しんどさ」と呼ぶことにした。

「しんどさ」は実体が曖昧であるため、自分でもよくわからないうえに、他者にも説明ができない、言語化できないため、不可視化されてしまう。しかし、確かに存在する。存在するにもかかわらず、どうにかする方法もわからず、私は自分自身で「しんどさ」と付き合っていくしかなかった。このような「生活者」としてのものがきの中で「しんどさ」は、私の取り組むべきコア・テーマとなつたのだった。

3 生活者から実践者へ

3. 1 「もがき」が実践へと育つ

「しんどさ」というコア・テーマに取り組むために、まずは、「しんどさ」という存在を他者に知ってもらう必要があった。とはいって、「しんどさ」を他者に表明するために適切な既存の言葉はなかったので、私は自分で言葉を作りだしてしまうことにした。たとえば、体調が優れないとき、身体的にも精神的にも自分らしく振舞えずに、家に引きこもってしまう状態になることを「森へお帰り属性」と表現した。傷ついて森の深い所へ帰っていく獣に自分をなぞらえたのだった。

この表現を友人に話し、共感を得られたことから、友人と協働してワークショップを企画することになった。個人的な「もがき」として始めた表現活動が、実践へと展開したの

だった。ワークショップは「困りごと」や「しんどさ」を絵とオノマトペで表現してみる、という内容で、のちに「きもち翻訳」と名づけられた。

また、私は「しんどさ」を自分の中に抱えきれないときに、よく音楽を聴いたり、楽器を演奏したり、歌を歌ったりしていた。自分の気持ちを写し取ったような歌詞やメロディの曲を聴いたり、演奏したりすると、「しんどさ」が身体の中から溢れだして、少しだけ楽になるような気がした。同時に、アーティストが私と同じような気持ちで曲を作ったり演奏したりしていると思うと、独りではないように感じられた。音楽は私なりの「しんどさ」のやり過ごし方だった。

とあるコミュニティカフェで、学校に通いづらい・通わない子どもとその保護者が集まる場がひらかれたとき、私はボランティアスタッフとして、ギターを持ってその場に佇んでいた。「しんどさ」のある場には、音楽があつてほしいと思ったし、子どもたちとつながりを持つために身一つというのは心細かった。子どもたちに求められたわけではなく、なんとなく曲を演奏した瞬間、場が混ざり合った感覚があった。そして、おずおずと子どもたちから好きな曲のリクエストがあり、気づけば子どもたちの爆発的な歌声が響き渡っていた。この瞬間を生みだしつづけたいと思い、演奏会と即興セッション交流会（伴奏付きのカラオケのようなもの）をセットにした「みんなとつむぐ音楽会」の実践を始めたことにした。この実践もまた、個人的な「もがき」が実践へとつながったものである。

3.2 実践活動の紹介

3.2.1 ワークショップ「きもち翻訳」

「きもち翻訳」は、ざっくりと言えば、「しんどさ」を絵とオノマトペで表現し、対話を通して、それらの表現から自分の気持ちを読み解いていくワークショップである。

アーティスト・コレクティブ「ザ・フー」²⁾との協働で、「しんどさ」をオノマトペで表現してステッカーにするという内容のプロトタイプが制作された。その後、トライアルを重ね、現在の絵とオノマトペで表現するスタイルが確立された。

対話においては、哲学対話³⁾やオープンダイアローグ⁵⁾の手法を参考にし、安心と安全を感じながら、対話を楽しめるように工夫している。対話のファシリテーターは、哲学対話の手法を学んだ経験のある私自身が務めることにした。具体的な手順は下記のとおりである。また、図1はワークショップを通して表現された絵とオノマトペの例である。

- ①ワークショップネーム（参加者の名前）を決める。
- ②ワークショップの流れ・対話のルールを説明する。
- ③「しんどさ」（「心のモヤモヤ」⁵⁾）を色・形で描画する。
※パステルや色鉛筆などの画材を使用。
- ④描画についてファシリテーターと対話をし、「しんどさ」を読み解いていく。

⑤描画をヒントに、オリジナルオノマトペを創作する。

※ひらがな・カタカナの五十音表を活用。

⑥オノマトペについてファシリテーターと対話をし、「しんどさ」を読み解いていく。

⑦「お薬の1文字」をオノマトペに付け足す。

⑧「お薬の1文字」についてファシリテーターと対話する。

⑨ワークショップ全体を振り返り、キャプションを書く。

実施時間は30～120分で、基本的には60分の時間を設けつつ、参加者の希望に合わせて調節する。参加者が短時間での実施を希望した場合、手順⑦～⑧の行程は省略することもある。

(南 2025: 21)

これまで、私の活動拠点である神奈川県と大阪府で全12回開催しており、参加者数は36名であった。3歳くらいの子どもから80代の方まで幅広い年代が参加した。図2はワークショップ内で表現をしている様子で、図3は参加者とファシリテーターの様子である。

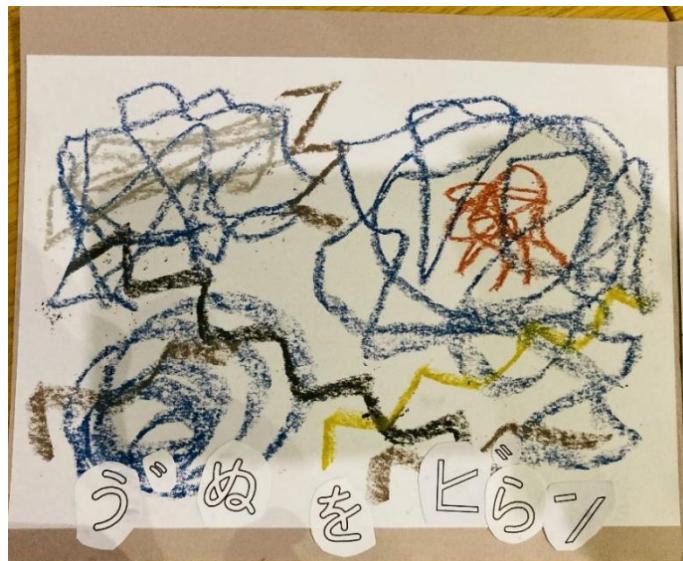


図1 「きもち翻訳」で表現された絵とオノマトペ



図2 表現の様子



図3 参加者とファシリテーター

3. 2. 2 みんなとつむぐ音楽会（通称つむおと）

「みんなとつむぐ音楽会」は通称「つむおと」と呼ばれているため、本稿でも「つむおと」と呼ぶ。

「つむおと」は2部構成で、前半は若者や地域の人びとによる生演奏ライブ、後半は演奏者と参加者が混ざり合って、即興セッションをする交流会である。即興セッションと言っても、ジャズのセッションのようなハードルの高いものではなく、リクエスト曲を演奏者の伴奏付きでみんなで歌ったり演奏したりする気軽なものである。図4は2025年1月につむおと開催したときの様子である。



図4 つむおとの様子

「つむおと」のこれまでの歩みを振り返りたい。先述したコミュニティカフェでの音楽を通した子どもたちとの関わりあいをきっかけに、2022年に初めて「つむおと」は企画・開催された。2023年からは、友人やボランティアの力を借りながら、本格的に活動を進めていった。さらに、「つむおと」の実践を継続し、研究の俎上にも乗せるために、日本生活学会と株式会社 academist の共同企画である「知の無尽講をつくろうプロジェクト」というクラウドファンディングに挑戦した。最終支援額は671,800円、支援者は89名という目標をはるかに上回る支援を受けることができた。

2024年からは活動が本格化し、神奈川県と大阪府で全6回開催し、約135人の子ども・若者が参加した。さらに、図5・6のように、公立小学校からの依頼で、授業の一環として「つむおと」を実施することもあった。



図5 小学校でのつむおと①



図6 小学校でのつむおと②

3.3 「実践」はどのような営みか

3.3.1 「ひらく」営み

「何かを抱える生活者」の営みとは、「もがき」であった。対して、これまで述べてきた「実践者」の営みは、その個人的な「もがき」を他者に「ひらく」ものであった。それは、まるで「住み開き」のような営みである。住み開きとは、その概念を提唱したアサダワタルによると、自宅などの「私」、つまりプライベートな空間の一部を多様な人が集える「公」、つまりパブリックな空間としてひらく活動・スペースのことを指す（アサダ 2012）。私が経験した個人的な「もがき」はプライベートなものであったが、友人やコミュニティカフェの子どもたちからアイデアをもらうことで、ワークショップや音楽会などの多様な人が集えるパブリックな場へと姿を変えた。また、このように活動を他者に「ひらく」過程で、実践は私だけの営みではなく、協働してくれる友人やボランティアと「共にひらく」ものへと育っていった。現在では、活動は私の個人的な実践ではなく、先述した「任意団体 yoriai.」の実践として位置づけられ、他者と共に育む段階へと移行している。

「あいだをただようひと」としての実践活動は、「住み開き」の「住む」部分が重要である。個人的に抱える「しんどさ」とそれに対する「もがき」は、実践活動のきっかけの一つと位置づけることもできるだろう。しかし、「あいだをただようひと」の実践は、そのように個人的な「しんどさ」や「もがき」をきっかけの一つとして切り離すのではなく、それらの中に半身を浸した状態、つまり、住んでいる状態で他者に実践をひらいている。「生活者」としての私と「実践者」としての私は切り離されてはおらず、2つが混ざった曖昧な立場として、実践の場に佇んでいる。この意識は、実践活動で「支援する／される関係」を確立しない姿勢につながっている。

たとえば、「きもち翻訳」では、ワークショップ参加者の「しんどさ」をアセスメントし

たり、取り除いたりする支援者として振る舞うことは決してない。あくまで、私にも「しんどさ」がどのようなものなのかわからない、という前提で、参加者から生まれた表現を、参加者と共に楽しみ、味わい、探索する「共同翻訳者」の立場を取っている。「つむおと」では、私自身が音楽を演奏したり、時には失敗したりしながら、来場者を巻き込むかかわりをする。治療的な視座は持ち込まず、支援するわけでもない。

このような姿勢を重要視しているのは、「生活者」としての私が、「しんどさ」をどうにかしようとされることに敏感だからだ。私の「しんどさ」をどうにかしようとする人たちは、どうにかできなかったときに、それを認めず撤退するだけであり、この苦い経験によって私の敏感さは育まれてしまった。当時の私には、「しんどさ」をどうにもできないけれども、ただ側にいてくれる人たちが大きな支えとなった。とはいえ、ただ側にいてくれる人たちと出会い、ゆるやかにつながりつづけることは容易ではなかったように思う。もし、撤退してしまった支援者たちが、ゆるやかなつながりを結ぶ場や団体と連携して、私の行く先を導いてくれていたら、私は綱渡り的ではなく、安心してそのような場で側にいてくれる人と出会い、自分を癒やすことができたかもしれない。

作家で、「アディクション」⁶を経験した赤坂真理は、死にたい気持ちのある友人の側にいる在り方として、「コントロールに敏感な人にコントロールなど効かないことを知りながら、究極的に無力なヘルプ役としてわたしはそこにいる」(赤坂 2024: 225) と述べている。赤坂と同様に、私は、「しんどさ」をどうにかしようとされることに敏感さを持っているかもしれない人に対して、「生活者」として出会い、「しんどさ」をどうにもできないかもしれないという無力感を持ちながらも、共にいる場を「ひらく」。これが「住み開き」的な「あいだをただようひと」の実践である。

さらに、「支援する/される関係」に投げ込まれるとき、私は、互いの存在を「おずおずと」確認し、関係を調整する隙間がなく、硬直した関係性へと埋め込まれてしまう感覚に陥った。「生活者」同士として、互いの持つテンポで、存在を知り合い、関係を結ぶことができるような場をつくるためにも、私は「生活者」と「実践者」を織り交ぜながら場に存在している。

3. 3. 2 表現する営み

では、ただ一緒にいるだけではなく、なぜ活動の中に「表現」という行為があるのだろうか。理由は主に2つある。

1つ目は、関わる人たちと「向き合う関係」ではなく、「共にまなざす関係」を築くためである。西井開は、「非モテ」⁷の男性たちが、ボランティアや趣味などを共有するコミュニティに参加することで、苦悩が和らいでいく様子を描いている。それらのコミュニティの特徴を、西井は「同じもの(語りや活動)にまなざしを向けるコミュニティ」(西井 2021: 115) とし、男性集団における閉塞的な「まなざしを向け合う」(西井 2021: 115) コミュニティと比較する。「同じものにまなざしを向ける」とは、神田橋條治の述べる、二者間で共

通のものについて対話する「三角形の対話」（神田橋 2009: 25）とも重なる在り方である。「表現」という同じものを囲み、それをまなざしながら関係を結ぶことで、互いに向きあう閉塞的な関係ではなく、ゆるやかな関係を築くことを目指している。

2つ目の理由は、非言語的な表現に注目しているからである。「しんどさ」は言語化しづらいために、不可視化されてしまうことは先に述べた。言語化しづらい「しんどさ」を、非言語的な表現であれば他者に伝えられるのではないか、という問い合わせのもと、音楽や絵、オノマトペなどの表現を軸にした活動をしている。実際に「きもち翻訳」では、自分の気持ちがわからないまま絵として表現してみることで、言語化しづらい「しんどさ」を他者と共有できた例がある。「しんどさ」だけでなく、自分の気持ちをうまく言葉にできない人にとって、非言語的な表現は、他者とつながるためのツールとなり得る。以上の2つの理由から、表現を軸にした活動をしている。

4 あいだをただよう研究

4. 1 「描く」ための研究

ここまで、「生活者」、「実践者」としての葛藤や活動、2つの立場の連関を紹介してきた。最後の立場である「研究者」としての活動に触れたい。そもそも、なぜ研究という要素が必要なのだろうか。

私は実践を通して、「生活者」としての自分が抱えてきた「しんどさ」を他者と共有し、ゆるやかな関係性の中でやり過ごしていったが、コア・テーマである「しんどさ」が何であるかは、わからないままだった。「しんどさ」は個別的なものであるため、全容がわかることはないだろう。しかし、わからないまま社会で不可視化されていることは問題だ。不可視化されたままでは、「しんどさ」の問題を他者と共有し、議論の俎上に挙げることはできない。また、「しんどさ」を抱える「生活者」としては、抱えているものが不可視化されること自体に痛みがある。「しんどさ」がないものにされてしまえば、日々の葛藤も、それを抱える自分自身もないものにされてしまう。社会から周縁化されているように感じる痛みがあるのだ。

この不可視化の問題や痛みに取り組むうえで必要なのが、「研究」という営みであると考えている。研究の役割の一つとして、不可視化されてきた存在を「描く」ことが挙げられる。私が専攻した医療人類学の分野では、あらゆる文化の医療・ケア、苦悩・病いやそれを抱える人びとを丹念に描くことで、その存在を伝えてきた。他の領域でも、研究対象を描くことは、研究の意義の一つとして挙げられるだろう。先人たちが、研究において不可視化されてきた存在を描いてきたように、私も「しんどさ」を描き、その存在やそれを抱える人びとを描きたいと思った。

4.2 あいだをただよう研究実践例——修士論文での取り組み

修士課程に入り、いざ研究に取り組むことになったが、私はどうしても「生活者」と「実践者」の自分を切り離すことはできなかった。当時は生活の中の「しんどさ」が大きく、「生活者」の自分を切り離して「描く」営みをすることができなかった。自分と地続きである切実さが、研究におけるモチベーションの大部分を占めていたし、自分の「しんどさ」を含む揺らぎを書いてこそ、誠実な「描く」営みができると考えていた。

これほど、「生活者」としての自分が大きいのであれば、それを研究の中心に据えてオートエスノグラフィー⁸⁾を書くという選択肢もあった。しかし、私は「生活者」としての自分にのみフォーカスして研究を進めることはできなかった。先行研究を読んでいるとき、自分の「しんどさ」と文献の内容が共鳴してしまい、読み進められなくなってしまったことがあった。オートエスノグラフィーを書き進める途中で、トラウマに侵襲されてしまい、体調を崩してしまうこともあった。

このような壁を開けてくれたのは、「実践者」としての立場だった。実践を通して、「生活者」の自分が持っている感覚を尊重し活かしながらも、他者と接することができた。実践で触れた、他者の「しんどさ」やそのやり過ごし方は、自分の「しんどさ」にどっぷり浸かっていた私の孤独や苦しさを和らげてくれた。

3つの立場を切り離すことでも、フォーカスすることもできなかった私は、「生活者」・「実践者」・「研究者」としての立場を往来しながら「多元的オートエスノグラフィー」を描くことにした。土元哲平、サトウタツヤは、図7のようにオートエスノグラフィーの方法論

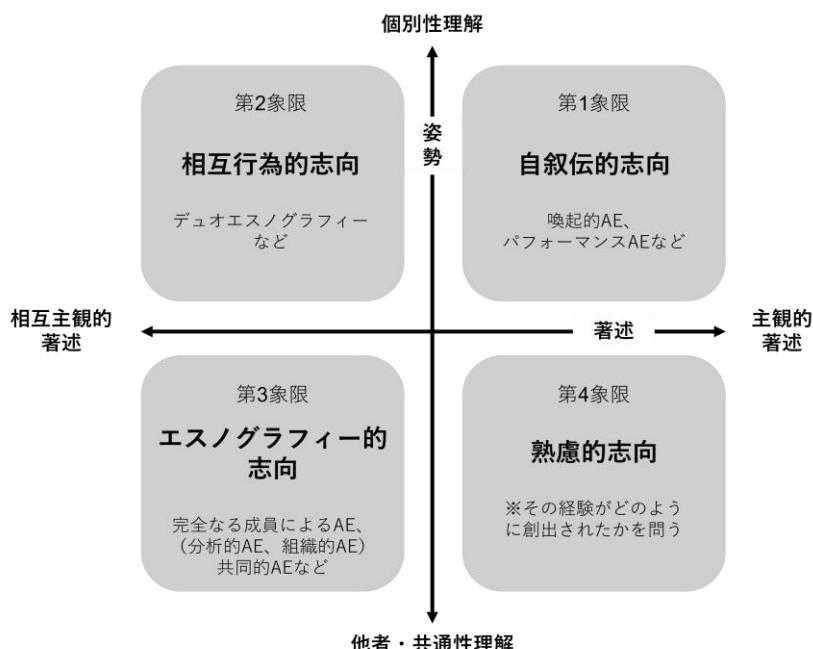


図7 オートエスノグラフィーの方法論的志向に関する4象限マトリクス
(土元・サトウ (2022: 78) より筆者作成)

を4つに分類している（土元・サトウ 2022）。描く対象の個別性の理解を目指し、エッセイなど主観的な記述をするのが「自叙伝的オートエスノグラフィー」。同じく個別性の理解を目指すも、対話などを通して他者との相互主観的な記述をするのが、「相互行為的オートエスノグラフィー」。自分以外の他者を含む人びとの共通性理解を目指し、相互主観的な記述をするのが「エスノグラフィー的オートエスノグラフィー」。共通性理解を目指し、主観的な記述をするのが「熟慮的オートエスノグラフィー」である。

私は、この中でも3種類のオートエスノグラフィーを組み合わせて、研究を進めた。3つの立場と3つのオートエスノグラフィーを関連づけて説明したい。

まずは、自分の「しんどさ」をエッセイ的な記述で描いた「自叙伝的オートエスノグラフィー」である。医療的なケアの場で、「しんどさ」を不可視化されてきた「生活者」としての経験を記述し、その経験における痛みと問題点について論じた。

次に、ワークショップ「きもち翻訳」の参加者が抱える「しんどさ」を、「実践者」として参加者と接しながら描いた「相互行為的オートエスノグラフィー」である。ワークショップの実践自体が、他者と共に「しんどさ」を探索し、描いていくオートエスノグラフィーであると解釈した。ワークショップを通して、他者の「しんどさ」に触れることで、その多様な在り方を描くことができた。

最後は、「しんどさ」そのもの、および、「しんどさ」を抱える人びとの共通理解を目指し、私の搖らぎも含んだ主観的な記述をした「熟慮的オートエスノグラフィー」である。修士論文全体を「熟慮的オートエスノグラフィー」と捉え、「しんどさ」を描いた。ここでは、「自叙伝的オートエスノグラフィー」で描いた自分の「しんどさ」と「相互行為的オートエスノグラフィー」で描いた他者の多様な「しんどさ」を接合し、会話分析も援用しながら「しんどさ」およびそれを抱える人びとの理解とケアの在り方を模索した。

3つのオートエスノグラフィーを通した、「描く」という営みを、宮地尚子が提唱した「トラウマの環状島モデル」に沿って捉えてみたい。図8のとおり、宮地はトラウマの経験を語るという行為をドーナツ型の環状島になぞらえて解釈している（宮地 2018）。トラウマに被傷したばかりの当事者は、環状島の内海の深いところに沈んでいて、声を挙げることができない。しかし、トラウマと距離を取り、他者とつながることで、段々とトラウマについて語ることができるようになる。その様子は、環状島の尾根までの道を登っている様子に喩えられている。トラウマについて発信している人は、尾根の上に立っていると言える。環

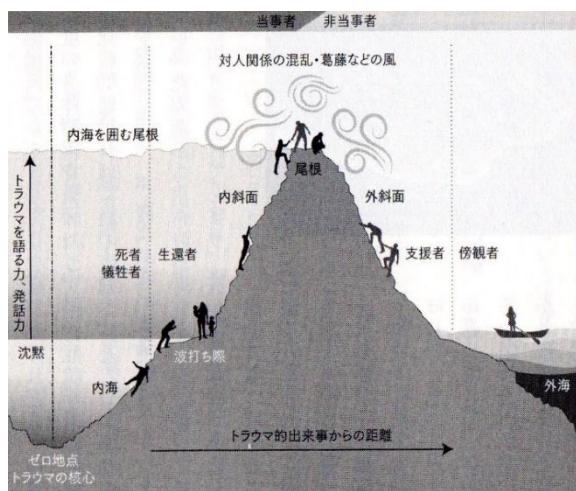


図8 トラウマの環状島モデル
(宮地 2021: 18)

状島の外部には、支援者や傍観者などがいる。

私は、「自叙伝的オートエスノグラフィー」を通して、内海に潜り、「しんどさ」に近づいていった。ワークショップである「相互行為的オートエスノグラフィー」では、他者とつながり、尾根までの道を登った。そして、修士論文として「熟慮的オートエスノグラフィー」を発信することで、尾根の上に立ち、「しんどさ」を社会へとひらいていった。「生活者」「実践者」「研究者」のあいだをただよいながら、進めていった修士論文は、環状島における内海から尾根までの冒険譚であった。

5 今後の展望——「あいだをただようひと」の responsibility

修士論文の執筆を経て、私の3つの立場は変化した。「内海から尾根までの冒険譚」を通して、私の「生活者」としての「しんどさ」は少し和らいだ。今振り返れば、修士論文は、自身の救済が大きな目的だったように感じる。抱える「しんどさ」のやり場がなく、不可視化の痛みを抱えていた私は、研究を通して「しんどさ」を描くことで、救われたいと思っていたのだろう。その過程で、「生活者」としての感覚を活かしながら、「実践者」としての活動を展開し、「しんどさ」を他者と共有し、癒やしを得た。「研究」においては、修士論文は大々的に公開はされないが、主査、副査の先生方や研究協力者、学会発表時の聴衆など、描いたものの受け取り手はいた。描き、それが受け取られることで、不可視化の痛みは癒やされ、加えて、「しんどさ」に共に取り組む仲間が増えたように思えた。

癒やされたからといって、完全に「何かを抱えた生活者」としての私が消えるわけではないし、消してはいけないだろう。実践をするときも、研究をするときも、関わる人との関係性に潜む権力構造や暴力性を自覚し、自分を省みるために、「何かを抱えた生活者」としての視点を常に持ち続ける必要がある。しかし、その存在感は前よりも小さく、「実践者」と「研究者」の自分を見守っているような存在に変化している。

3つの立場のバランスは変わっても、それらを往来しながら活動するという姿勢は変わらない。今後も「あいだをただようひと」として活動するうえで、その responsibility について整理しておきたい。あえて responsibility と表記しているのは、一般的な訳語にあたる「責任」や「義務」ではなく、「response-ability」つまり「呼応できる力」という意味のほうが、活動の方向性に合っているように感じるからだ。赤坂真理は、現代社会に必要なのは、自己責任論などと結びつけられる「責任」ではなく、「response-ability」、「呼応できる力、対応できる力」だという（赤坂 2024: 193）。社会のしこりや問題に対して、背負ったり、縛りつけたりする「責任」ではなく、人間が持っている「呼応できる力」を活かして反応していく responsibility。それを重んじることは、私たちただの「生活者」が「呼応できる力」を持っており、社会に対して行動できる信じることでもある。私の「あいだをただよう」活動は、実践も研究も草の根的で、その影響力は小さなものであるが、そこには「あいだをただようひと」なりの responsibility があり、それを活かして「しんどさ」やそ

れを抱える人びとに反応することで、少しずつ社会が変容していく可能性を信じている。

では、「あいだをただようひと」の responsibility とはどのようなものだろうか。それは「存在の認定」（緒方・辻 2020: 309）を丁寧にしていく姿勢だと考える。「存在の認定」とは、水俣病患者認定運動に取り組みながらも、認定の申請を取りやめ、「チッソは私であつた」と語った緒方正人の言葉である。緒方は以下のように述べる。

物であろうが人であろうが、存在が求めているのは、結局、その存在が認められるということだと思う。（緒方・辻 2020: 309）

緒方は、毒も人も「存在の認定」を求めていていることに気づいた。本当に求めているのは、「水俣病の認定」ではなく、「存在の認定」であった。緒方は毒の存在を認め、毒も緒方の存在を認め、相互的に「存在を認定しあう」ことで、前へ進むことができるようになった。

「しんどさ」や、それを抱える人びとは不可視化されやすい、ということは何度も述べてきた。水俣病患者だと認定されず、不可視化されてきた緒方と、人間によって生み出されたにもかかわらず、その罪や存在を脇に追いやられてきた毒が、相互に存在を認定しあうことで、関係を結びなおしたように、「しんどさ」も存在を認定され、それを抱える人も存在を認定されることで、関係を結び直すことができる。そして、関係の結び直しによって、「しんどさ」を受けとめ、やり過ごすというような、生き延びるための「もがき」が始まる。

「あいだをただようひと」の活動は、このような「存在の認定」をしているとも言い換えられる。実践活動においては、「表現」が軸に置かれている。「きもち翻訳」には絵やオノマトペ、対話という表現が、「つむおと」には音楽という表現がある。これらの表現は、「存在の認定」のための営みだともいえる。表現は、人それぞれの存在から漏れ出すものであり、存在を表すものである。その表現を受けとめる他者がいることで、表現をしている人間は、自身の存在が認定されたと感じられるのではないか。そのような仮定のもと、多様な表現を受けとめあう場である「きもち翻訳」や「つむおと」を実践している。実際に、参加者から「受け止められた感覚」や「存在を肯定してもらえた感覚」があつたと感想を寄せてもらうこともあり、多様な他者同士が「存在の認定」をしあう場になりつつあるのかもしれないを感じている。

研究における「描く」営みもまた、「存在の認定」をする営みだと捉えられる。光の当てられてこなかった存在を描くことで、他者からその存在が認定されるための入口を作るのが、「描く」ということである。

とはいって、実践においても、研究においても、一方的な暴力性を帯びた「存在の認定」にならないよう、参加者や研究協力者への丁寧な関わりが必要である。そのような関わり方の下支えをしてくれるのが、「生活者」としての自分である。私は、実践や研究を通して

他者の「存在の認定」がされる場に居合わせているが、同時に「生活者」としての自分はどのように他者から「存在を認定」、つまり、受けとめられているのか、感じようとして、一方的ではなく、相互的な「存在の認定」をしあうことができると考えている。実践や研究ができるということは、私自身も「そこに在っていい」と存在の認定をしてもらっているということである。その感覚を忘れないことで、相互的な「存在の認定」が成り立つ。相互的な「存在の認定」は、「3.3.1 『ひらく』営み」で論じた、「互いの存在を『おずおずと』確認し、関係を調整する」在り方であるともいえる。

「あいだをただよう」という在り方は、ともすれば、どの立場においても中途半端であると指摘を受けてしまうかもしれない。しかし、「あいだをただようひと」としての responsibility を活かしながら活動することで、存在を認められていないと感じている「しんどさ」を抱える人に少しでも反応はできるかもしれない。反応することで、「『しんどさ』を抱えるあなたもわたしも、ここに在っていい」というメッセージを伝えあえる。そう信じて、私は今後も「あいだをただようひと」として活動を続けていく。

6 おわりに

これまでの「あいだをただようひと」としての活動は、「もがき、ひらき、えがく」営みであった。私は「何かを抱える生活者」としてもがき、それを「実践者」として他者にひらき、「研究者」として「しんどさ」やそれを抱える人びとを描いていた。それは「生活者」から「研究者」へと移行するというような段階的な歩みではなく、3つの立場をあえて切り離さず、全てに身を浸しながら往来する歩みだった。

特に研究においては、「多元的オートエスノグラフィー」という手法を探ることで、立場を往来しつづけることができた。しかし、本論で述べたとおり、私の3つの立場は修士論文の執筆を経て、それぞれの重みが変化しており、研究の仕方も変える必要がある。自身の救済を目的としない今、どのような研究ができる、すべきなのは模索中である。したがって、現状では「あいだをただようひと」の研究とはこれである、と言い切れないし、今後も完全に定着することはないだろう。むしろ、「あいだをただようひと」としては、決めないほうがいいのかもしれない。

そのようにわからないまま進む「あいだをただようひと」としての活動ではあるが、本稿を通して、その responsibility はある程度明らかになった。「存在の認定」をしあうという responsibility は、どのような姿勢で他者とつながりあい、他者を描くのか、わからなくなつたときに立ち返る拠り所である。また、本当にあいだをただよっていていいのだろうか、自分は中途半端なのではないだろうかと揺らいだときにも、自分なりの responsibility を思い出すことは、「あいだをただようひと」として在る自分を肯定してくれるだろう。

「しんどさ」に苦しんでいた私は、自分の意志とは関係なく、生き延びるために、あいだをただようしかなかったのだと思う。今、あえてその在り方を肯定し、「あいだをただようひと」として歩み始めたことで、仕方なく選んでいた在り方は、面白みのある活動として捉え直すことができた。それが中途半端でも、評価されなくとも、生き延びるためにそうするしかないのであれば、面白いほうがよい。面白がりながら、私はこれからも「あいだをただようひと」として生きていく。そんなただよいながら生きていく在り方を表現したロゴを図9に示して、本論考の終わりとしたい。



図9 「あいだをただようひと」のロゴ

謝辞

私が「あいだをただようひと」として生きられるのは、周囲の理解と支えがあるからです。活動を理解してくれている家族や共に活動を創り上げてくれている仲間たち、応援してくださるサポーターの皆さん、場に参加してくださる全ての方に感謝申し上げます。また、「あいだをただようひと」として研究を進められたのは、その在り方を理解してくださった指導教員の余語琢磨先生の応援があってこそです。心より感謝いたします。今回の執筆を通して、改めて「あいだをただようひと」の活動を省みることができました。この機会をくださった樺田美雄先生にもお礼申し上げます。

注

- 1) 任意団体 yoriai.は表現の場づくりをする実践・研究グループである。コンセプトは「表現を通してわたしたちを受けとめあう」。詳細は左記公式ページを参照されたい。
<https://yoriai-official.studio.site/> (最終閲覧日: 2025年3月15日)
- 2) 「ザ・フー」は、Mega, Mio, Miyu の3人からなるアーティスト・コレクティブ。グッズやzineの製作を通して「Everyone is different in wonderful ways (みんな違ってみんないい)」というメッセージを発信している。
https://www.instagram.com/the_f_u_u/ (最終閲覧日: 2025年3月15日)
- 3) 哲学対話とは、「答えがすぐには見つからない謎(問い合わせ)を一緒に対話することによって考えていく方法」(特定非営利活動法人こども哲学おとな哲学アーダコーダ 2019: 10)である。複数人で輪になって、対話をしながら問い合わせを深掘りしていく。
- 4) オープンダイアローグとは、フィンランドで実践されている精神疾患患者の地域包括ケアである。具体的には、患者、家族、医療・福祉の専門職従事者が集まり、オープンに対話をする「ミーティング」を開く。

- 5) ワークショップ参加者が理解しやすいように、「しんどさ」を「心のモヤモヤ」という言葉を使って説明することもあった。
- 6) 赤坂真理は、アディクションについて、下記のように述べている。「生きづらさを、さとられずになんとか自分でコントロールしようとして、コントロール手段にコントロールされてしまう。これこそがアディクションだ」(赤坂 2024: 195)。つまり、アディクションとは、特定の物質や行為に依存することだけを指すのではなく、あらゆるコントロール手段への囚われを指している。赤坂はそのような広義の意味でのアディクションの経験者である。
- 7) 西井開は「非モテ」とは、「恋人がいない状態を指し示す言葉から、特定の特徴を持つ男性を指すラベリングの言葉として意味が広がってきた」(西井 2021: 20)としつつ、「「非モテ」という問題はただ表層として現れただけであって、その奥深くには、男性をめぐるさまざまな問題系が潜んでいるのではないか」(西井 2021: 24)と主張する。
- 8) オートエスノグラフィーとは、藤田結子、北村文によると、「わたし」の感情を出発点として、エスノグラフィーを記述し、その過程で文化的・社会的文脈の理解を深めることを目指す記述方法である(藤田・北村 2013)。

引用文献

- 赤坂真理, 2024, 『安全に狂う方法——アディクションから掴みとったこと』 医学書院.
- アサダワタル, 2012, 『住み開き——家から始めるコミュニティ』 筑摩書房.
- 藤田結子・北村文, 2013, 「オートエスノグラフィー」 藤田結子・北村文編『現代エスノグラフィー 新しいフィールドワークの理論と実践』 新曜社, 104-11.
- 神田橋條治, 2009, 『対話精神療法の初心者への手引き 再版』 山王出版.
- 中西正司・上野千鶴子, 2003, 『当事者主権』 岩波書店.
- 西井開, 2021, 『「非モテ」からはじめる男性学』 集英社新書.
- 南摩周, 2025, 「「言語化しづらい『しんどさ』」の表現に対する翻訳的理——描画とオノマトペを用いた表現ワークショップの実践を通して」『アートミーツケア学会オンラインジャーナル』 (16): 16-32. (https://artmeetscare.org/wp-content/uploads/2025/03/M.Mi_nami_vol16_16-32.pdf, 2025年5月11日取得)
- 宮地尚子, 2018, 『環状島=トラウマの地政学』 みすず書房.
- 宮地尚子, 2021, 『環状島へようこそ——トラウマのポリフォニー』 日本評論社.
- 緒方正人著・辻信一 著編著, 2020, 『常世の舟を漕ぎて 熟成版』 株式会社素敬.
- 土元哲平・サトウタツヤ, 2022, 「オートエスノグラフィーの方法論とその類型化」『対人援助学研究』 12: 72-89.
- 特定非営利活動法人こども哲学おとな哲学アーダコーダ, 2019, 『こども哲学ハンドブック——自由に考え、自由に話す場のつくり方』 アルパカ.

現代社会における身体変工への嫌悪感に関する覚書

—イレズミを例に—

堀田 裕子

摂南大学

yuko.hotta@setsunan.ac.jp

Memorandum on Aversion to Body Modifications in Contemporary Society : The Case of Tattoos

HOTTA Yuko

Setsunan University

Keywords: Body Modification Tattoo, Diversity, Boundary, Skin

要旨

ルッキズムへの社会的批判が高まっているなか、外見への関心はますます高まり、「自分のため」「自己満足」という自己解放論と「多様性」の推進が身体変工を後押ししている傾向がある。だがそのいっぽうで、身体変工に対しては依然として否定的な見方・考え方がある。本稿では、こうした身体変工のなかでもイレズミに焦点化し、昨今の議論において見落とされがちなその特性および嫌悪感の問題とあえて向きあうことで、本来の意味での多様性および社会的包摶がいかにして可能かを考える糸口とする。また、身体変工に関する研究において、新たなアプローチの必要性についても論じる。

1 はじめに——身体変工の興隆と多様性

他人のからだ、自分のからだにこれほどに滑稽なほどの関心を寄せ、また拘泥する時代はいかなる時代か……少なくとも人類の経験した歴史の中にあつただろうか。……自分を支えてきた大事なものまでも食い散らかし、何もかも無に近づけてしまった社会での不安、そうしたなかでの人びとの模索の結果が、ただひとつの拠り所としての身体をクローズアップさせているのではないか。（斎藤 1999: 243-244, ルビは原著）

他者の他者としてじぶんを意識できないとき、ぼくらの自己意識はぐらぐら揺れる。あるいはとても希薄^{きはく}になる。そういうときだ。ぼくらが意味の次元ではなく、物質的^{ひしつてき}な次元、フィジカルな次元で自他の境界を強く意識しようとするのは、皮膚^{ひふ}とはもちろん二つの異なったものの界面であり、境界である。それは自己と他者、^{プライベート}私秘^{プライベート}的な領域と公的な領域、内部と外部の境界であると同時に、男性と女性、人間と機械、正常と異常などといった社会生活にとってひじょうに重要な意味をもつボーダーラインやバウンダリーを象徴^{しようちょうで}的に意味するような境界である。が、そういう意味の境界すらもがリアルなものとして感じられなくなったとき、ぼくらは皮膚感覚^{ひふかんかく}という、あまりにも即物的^{そくぶつてき}な境界にこだわりだすのではないだろうか。自他の境界の最後のバリヤーとして。（鷺田 1995: 140、ルビは原著）

ルッキズムへの批判が高まるいっぽうで、多くの人びとは外見への気遣いに余念がない。メディアが発達し社会移動が激化している現代においては、人びとにとって外見は関係性を条件付けるものであり、したがって、それを変えることは自分のライフチャンスを拡げることだとさえ思う人も少なくないだろう。もちろん“中身”を磨くことも大切なのだが、外見が当の“中身”を規定しあえする昨今の現状を肌で感じ、手っ取り早く外見を変えることに腐心しているのかもしれない。

現代の日本では、ピアスはすでに大衆化し、美容整形やプチ整形といった身体変工も一般化の傾向を見せている。現に、皮膚科や歯科を標榜するクリニックにおいて“美容診療化”が進み、比較的手軽にかつ安心に、外見を変えることができるようになった。イレズミ人口も確実に数を増やしている。

同時に、ファッションや美的価値の多様化も進んでおり、各人が「自分のために」あるいは「自己満足として」身体変工をおこなうようになっている。異性のためでも、会社のためでもなく、ほかならぬ自分のためであり、それは自己の解放にもつながるのだ、と。あたかもその言葉が、あらゆる身体変工を許容させるための“免罪符”であるかのようである。その意味では、「自分のため」「自己満足」を謳う「自己解放」言説——そしてそれに伴う「自己責任」言説——が、身体変工を後押ししていると言えよう。ここに、昨今の「多様性」(diversity)の波が重なり、外見を「自分の好きなように」変える人びとはますます増える傾向にある。

では、外見は多様化に向かっているだろうか。目を大きく見せるための二重まぶた手術や目頭・目尻切開、若さを求めて皺をなくすためのボトックス注射、あるいは、アヒル口や涙袋の“発見”と形成など、一定の外見へのこだわりはより強まっていると言えよう。しかも、このような身体変工を私たちはやすやすと実行できるようになったことで、社会的に価値が高いとされている外見が“量産”されるようになっている。

とはいって、身体変工には批判も多い。ピアスが日本に“輸入された”1980年代には、「身体髪膚、之を父母に受く。敢えて毀傷せざるは、孝の始めなり」として表される儒教

的な孝の概念と身体觀は依然として強く、「親からもらった身体に傷をつけていいのか」といった言葉も聞かれた（川添 2013: 150）。しかし、身体の可処分權はやがて本人に帰属し、「自分の体は自分のものだから自分の好きにしていいのだ」という身体觀が上回っていった——このことはピアス後の社会状況を鑑みれば一目瞭然である。だが、ピアス以上に身体に手を加える美容整形やイレズミに至っては、いまだ否定的な意見も少くない。その際に、この行為を正当なものとするかのように機能しているのが、先にも挙げた「自分のため」「自己満足」という言葉である。そして、この言葉は、美容整形に限らず、社会的に許容されないような身体変工をする際にも用いられるようになってきている。

こうした問題意識をもちつつ、本稿で中心的に考えたいのはイレズミをめぐる社会問題である。日本には、「入れ墨（入墨）」「刺青」「文身」などさまざまな表記があり、彫り方や意匠によっては海外の「タトゥー」と明確に区別されることもある¹⁾。しかし、本稿の関心は、彫り方や意匠あるいは起源の違いにかかわらず非難される、「肌に絵や文字を彫ること一般」である。したがって、本稿では引用や固有名詞を除き、皮膚に文字や絵を彫りこんだものを「イレズミ」と表記することにする。

イレズミに注目する理由は 3 つある。1 つめは、イレズミはグローバリゼーションと新自由主義という世界的な潮流の下で拡がるいっぽうで、美容整形とは異なり、完成形としての身体像が社会的に受容されづらいものだからである。「異文化受容」といえば聞こえは良いが、ある種の「グローバリズム」の影響という見方もできよう。2 つめは、前述のようにルッキズムが批判され外見にも多様性が認められるべきとする現代において、社会的に許容されないながらも最も“ポピュラーな”身体変工がイレズミだと考えるからである。スカリフィケーションやインプラント、スプリットタンなどの“過激な”身体変工もファッショントとしておこなわれるようになってきているが、それらはもっぱら「Modern Primitives」としての身体変工の愛好家らによって実施される傾向がある。また、3 つめとして——個人的な理由ではあるが——、筆者は修士課程在籍時、国際的に有名なとあるタトゥーアーティストにインタビューをさせていただいたことがあるのだが、その時からずっとイレズミについてどう考えていいのか悩み、ようやくその答えが定まりつつあるからである。あれから 25 年以上経っているのだが、「日本は文化的な鎖国を解くべきだ」という当時の彼の言葉が、文化的多様性を受容しようという現代の国際的傾向と共に鳴り響くこの世界的文化現象についていま一度考えてみたいと思うに至った。

以下では、まず次章で、先行研究の整理をおこないその問題点を示す。第 3 章では、現代の日本社会でイレズミが議論の俎上に載る契機の一つとなった、公衆浴場での「お断り」事件を挙げ²⁾、それについての議論を検討し、非イレズミ者の側に関する研究の重要性を指摘する。そして、第 4 章では、イレズミの特性を、それがもたらす人間関係および皮膚＝境界線の観点から現象学的に考察し、身体変工に関する研究において新たな身体觀に基づく新たなアプローチの必要性について提言したい。

2 イレズミ研究の新たな第一歩へ——先行研究から見えてくること

最初に断っておきたいが、筆者は、イレズミ自体を否定はしないが推奨もしない。実際、25年ほど前に調査をさせていただいた際には、皮膚に描かれた精巧で美しい芸術作品に心奪われた。亡くなった大切な人の名を自分の皮膚に刻み、そのイレズミとともに生きる。一大決心をした際にイレズミを入れ、その時の気持ちを忘れないように自分を戒める。自分の“コンプレックス”をイレズミでカバーする。インタビュイーからは実にさまざまな目的・動機が語られた。ただ、イレズミに対して否定的な感情を持ち、怖れる人がいる。これは当時から現在に至るまで変わらない社会的事実である。イレズミを悪としてのみとらえるのは確かに「成熟した市民社会を目指すあり方として疑問を抱かざるを得ない」（山本 2020: 250）が、イレズミをはじめとする身体変工をすべて手放しで受容せよ、というのもまた成熟した市民社会のあるべき姿ではないはずだ。

現在、日本におけるイレズミ研究ではおそらく文化人類学者の山本芳美がもっとも先駆者であろう。山本は、台湾をはじめとする世界的なイレズミ調査を経て、日本におけるイレズミのあり方にもいくつか提言をしている。その詳細は次章で見ていくが、それに先立ち、ここでは山本と筆者との間にある認識のズレをいくつか確認しておきたい。

山本は、現代の日本において「今やタトゥーはファッショントレンドとして、若者に広く受け入れられている」（山本 2016: 144）と言い、イレズミは世界的に「流行」しているだけではなく、「海外では五センチから一〇センチ四方のワンポイント程度のタトゥーは、当たり前になっている」（山本 2016: 175）とも述べている。

たとえば、田中・水津・大久保・鈴木（2014）がおこなった調査によると、世代ごとのいれずみの「許容度」——この論文では「他人がしていて不快に感じない」度合い——は、たとえば腕・脚等の局部一面に入れられたイレズミ（和彫り・洋彫りとともに）の場合、学生・20代・30代では過半数を超えており、40代以降はぐっと下がる（田中・水津・大久保・鈴木 2014: 56）。この調査はサンプリングに問題があり、より許容度の高い「若者」が集まっている可能性もあるが³⁾、そうした理由から少なく見積もったとしても、学生・20代・30代の40%程度は許容していないという結果はそれなりに受け止める意義がある。この状況が「広く受け入れられている」と言えるのだろうか。

また、このような「許容度」の観点からすると、イレズミは世界的に「受け入れられている」とも思えない。たとえば、イレズミ人口が多いと言われているアメリカ合衆国においても、「人びとはイレズミを入れている人びとを、抑制が効かない、能力が低い、性格が悪い、社交的でない、性的に奔放であるなど、多くの否定的な性格属性をもつと見なしている」（Broussard and Harton 2018, 訳は引用者）のであり、とりわけ女性に対しては否定的であると言う。また、1990年代にイレズミが「主流文化」となり、いまやイレズミ大国の一つとなったフィンランドにおいても、否定的な見方をする人は少なからず存在する⁴⁾。つまり、「自由の国アメリカ」や「多様性の国フィンランド」においても、イレズ

ミ人口は多くとも、イレズミに対して嫌悪感をもつ人びとは間違ひなく一定数いる。イレズミが増えているという状況は、いったい誰にとっての「当たり前」だというのだろうか。

「多様性」を認め合う社会の実現には「許容」や「受容」という過程が伴うが、これらは少なくとも「多様な人びとを理解すること」を含んでいる。だからこそ、イレズミ当事者たちの動機や、かれらが感じている生きづらさや対処法についての研究がおこなわれてきた（たとえば、山越（2012），ミカロヴァー（2022）などを参照）——ただし、後述するように、こうした先行研究それ自体にも、イレズミというマイノリティ現象ならではの問題点があるのではあるが。ここで確認しておきたいのは、イレズミ非当事者の、そして場合によってはイレズミ当事者の、イレズミに対する否定的な見方や嫌悪感それ自体については、踏み込んで検討されてきていない、ということである。山本自身が「多様な価値観があることを認めあう、どちらか一方が譲るのではなく、お互いの主張を理解しつつ、少しづつ譲りあって調整していく必要がある」（山本 2016:178）と述べているように、イレズミに対して嫌悪感をもつ側の認識も問う必要があるのではないか。そして、それぞれの立場と主張を俯瞰し、こうした排除や対立が生じる社会の在り方をこそ問わなければならぬのではないか。また、なぜ他の身体変工や身体装飾ではなく、イレズミでなくてはならないのかも考える必要があろう。つまり、イレズミそれ自体がもつ身体変工としての特性も検討しなければならない。

日本においてイレズミを入れている人口は、タトゥーは 1.6%，和彫りは 0.7% というデータがあるように（鈴木・大久保 2018）かなり少ない。しかし、入れている人びとの周囲には同じように入れている人びとがいることから⁵⁾、実際にはもっと多く感じられるコミュニティもあるだろう。イレズミはいまだに暴力団のイメージとともに語られる傾向がある。だが現在、私たちはほとんどの場合、街で出会うイレズミを入れている人びとが暴力団員だなどとは思っていない。そのことはすでに多くの人びとの間で共有されている事実であると考えられる。いっぽう、外国人のイレズミに対しては、文化や宗教が理由だろうと想像し受容している人がほとんどではないだろうか。イレズミに対する嫌悪感には、イレズミ＝暴力団員だから、あるいは、イレズミ自体が嫌だからといった理由ではなく、もっと別の理由があるのではないか。

加速する身体変工への動きはおそらく止められない。だが、仕方のないことだから許容・受容せよ、ではなく、嫌悪感をもまた理解し、そのうえでタトゥーを入れる人びととそれを不快に思う人びととが互いに歩み寄ることが必要ではないのか。

なお、先の山本は、山本（2016）から遡ることおよそ十年前、山本（2005）において、次のような文章を記している。

タトゥーの写真集や図柄、タトゥーを肯定的に紹介する Web サイトだけを見るのではなく、タトゥーを否定する側の情報も心にとめておいたほうがよい。タトゥーそれ自体は恰好よく、美しく、奥深いかもしれない。しかし、社会の大多数の人々にとっては、

タトゥーは社会的なアウトローへの転落を誘いかねない、危険で反社会的な行為であり、身体の毀損、醜悪なものとすら見ているのである。（山本 2005: 364）

この時から約 20 年経った現在、ファッションとしてイレズミを入れる若者は、世界の例にもれず日本でも増えている。にもかかわらず、日本の公共メディアではコンプライアンスの名の下、やむを得ない場合を除きイレズミは登場せず、したがってそれに関するコメントもされない⁶。いっぽう、パーソナルメディアでは、イレズミは積極的に受容されていると同時に積極的に否定されている。こうした現状も、日本におけるイレズミに関する世論形成がうまくいかない理由の一つかもしれない。

3 公衆浴場での「イレズミお断り」をめぐって

日本においてイレズミが「タトゥー」としてファッション化されて導入されるようになったのは 1990 年代と言われており（斎藤 1999 ほか），当時はマスコミがスポーツマンとなって、この新しい「流行」をセンセーショナルに伝えた。筆者が修士課程在籍時にイレズミ研究に着手したのもちょうどこの頃である。しかし、その後ミレニアムを迎える、新しいファッションや生き方が次々と登場するなか、日本においてイレズミに関する議論がとくに大きく取り上げられることはなかったように思う。

日本においてイレズミに関する議論が起こったのは、2010 年代に入ってから、とりわけ 2 つの大きな出来事が関わっている。ひとつは、2012（平成 24）年に大阪市職員に対して実施されたイレズミ調査およびその後の一連の裁判であり、もうひとつは、2013（平成 25）年に、イレズミを入れたニュージーランドのマオリ女性が北海道の公衆浴場で入浴を禁じられたという出来事である。今回は後者に関する議論にのみ注目し、その概要とそれに対するさまざまな反応、および残されている問題を整理しておきたい⁷。

3.1 事件の概要と議論

ニュージーランドの先住民であるマオリの間では、現在、マオリ文化を象徴するイレズミ（マオリでは「モコ」（moko）と呼ばれている）がおこなわれている。20 世紀半ばにヨーロッパ人が接触したことで「タ・モコ」（モコを彫ること）はいったん断絶したが、1960～70 年代にかけての文化復興運動および 1970～80 年代からの人びとの努力により、復興を遂げた（秦 2011: 53）。その意匠には部族や地位、性別などの意味があり、二つとして同じものはないと言われている。モコを入れる部位は、四肢、背中、耳の後ろが一般的であり、男性の場合は肩、女性の場合は腰が非常にポピュラーである。そして、とくに「モコ」として特別な意味を付与されているのが、男性の場合は顔全体に入る「モコ・カノヒ」と、ウエストから臀部、足の付け根を覆う「プホロ」、また、女性の場合は顎に入れる「モコ・カウアエ」である（秦 2011: 62）。

さて、事件は 2013（平成 25）年 9 月に起こった。アイヌ団体の招待で北海道を訪れていた、唇と頬に「モコ・カウアエ」を入れたマオリ女性（当時 60 歳）が、アイヌの人びととの食事と入浴のため、民間の入浴施設に行ったところ、施設側から「利用者に安心して入浴していただくため、入れ墨の入っている方は一様に断っている」と、入場を断られたというものである。

この事件は世界中で報道され、それを受け政府は記者会見を開き、さまざまな国から人びとが訪日することが見込まれるなか、外国のさまざまな文化に敬意を払い理解し、対応策を考える必要がある、と述べたという（山本 2016: 137-8）。その後、観光庁が外国人観光客受け入れ促進の一環として、入浴施設に対し、イレズミのある人の入場規制を緩和するよう対応策を促した（観光経済新聞 2016）。この「対応策」については、現在も各入浴施設に任されており、「入浴の時間帯や場所を分ける」方策と「入れ墨のある者に対してスキンシールの貼付や入浴着の着用を求める」方策とが採られている（前田 2020）。

マオリの人びとにとって、イレズミは集団アイデンティティの証である。また、日本社会の人びとがイレズミを入れる行為とは一線を画すことも、一目瞭然であろう。だが当時、ネット上では「自分の文化・伝統を主張するばかりで、日本の伝統を尊重しない」「郷に入っては郷に従え」という意見もあったという（山本 2016: 151）。それに対し山本は、国内の客の反応ばかりを鑑みてイレズミのある外国人観光客を締め出そうとするのではなく「世界的な流行」という状況を「心の底から納得できなくても」受け入れる努力をすべきだと述べている（山本 2016: 179）。

日本の入浴施設における「お断り」は日本固有のもので（山本 2016: 139）、「せいぜい 30 年前にさかのぼれる程度の意識」なのだという（山本 2016: 137）。日本においては、江戸時代から続く大工や火消などの職人たちがイレズミを入れていた歴史があるが、「イレズミが職人の印でもあるという認識から、イレズミはアウトローのものと意識が変化していった原因」として、第 1 に、山本は「1960 年代から 1970 年代にかけて集中的に制作された『任侠映画』、『やくざ映画』の影響」、第 2 に、風呂のある家庭が多くなったことに伴い他人の身体をほとんど見なくなり、イメージが独り歩きした影響を挙げている（山本 2016: 151-2）。映画が先か実物が先かは断定しづらいが、1971 年の『科学警察研究所報告防犯少年編』において 7 割強がイレズミをしていたという調査結果（山本 2020: 52）は、いずれにせよこのイメージを強化したであろう。

だが、1992 年の暴対法施行による「経済やくざ」化が「イレズミ離れ」を招き（山本 2020: 54），現在ではイレズミの施術事例として暴力団は少なくなったという。そして、「イレズミ・タトゥーともにファッショングで入れる人々が増え、『イレズミお断り』との看板で暴力団排除の意思を示すのは、すでに実状に合わなくなっている」（山本 2016: 140-1）と指摘する。そして、「施設が『お断り』の方針を貫く必要を感じているなら、表現を再考し、『本当は』誰を遠ざけたいのかを明確にして、実情に合わせて表現を考える必要がある」（山本 2016: 141）と主張する。さらに、「『入れ墨=暴力団』という考え方

方こそ偏見であり、暴力団排除の目的を達成するために、すべての入れ墨を拒否するのは、手段として合理的とは認められない」（山本 2016: 141）と、鋭く意見する。

本件をめぐる議論の軸は、イレズミ＝暴力団か否かであり、暴力団のイレズミとマオリのイレズミとを一緒にたにすることの理不尽さは明らかである。また、インバウンドが増加している昨今の状況を考慮すると、施設側の対応は時代遅れであるというのも頷ける。とはいっても、施設側としても“特例”を認めることによって生じうる混乱を懸念するのも理解できないわけではない。

3. 2 何を「お断り」したいのか

暴力団関係者を排除する目的の「お断り」でもって、明らかに暴力団と無関係なマオリを排除することは大きな問題である。だが、暴力団関係者ではない者のイレズミをすべて受容せよというのは、話があまりにも乱暴であるように思えてならない。イレズミに対して恐怖心や嫌悪感をもつ人びとが実際にいるという事実を無視していいのだろうか。もちろん筆者は、学術的に適正な議論をしようとしているのであって、論争の片側に加担しようとしているわけではない。イレズミをする人びとを理解するのと同様に、イレズミに嫌悪感をもつ人びとを理解することも、この社会的排除の問題を考えるうえでは必要だと言っているのだ。

現在、イレズミに対して恐怖心や嫌悪感をもつ人びとは——もちろん全員がそうだとは言わないが——イレズミをしている人を暴力団関係者であるなどとは思っておらず、イレズミそれ自体に恐怖心や嫌悪感をもっている可能性がある。そして、実は「お断り」は暴力団関係者を排除するだけのために存在しているのではないかかもしれない。こう考える理由は2つある。

第1に、1940年代にはすでに「お断り」の貼り紙をする温泉があったという点である。その後、青少年健全育成条例が制定され、未成年者のイレズミへの規制が進み（山本 2016: 130），1992（平成 4）年の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（「暴対法」）以降、「イレズミ＝暴力団との認識に基づいての『お断り』」（山本 2016: 134）が各施設に広まっていったと説明されているが、まず、なぜ暴力団に対してではなくイレズミに対してお断りをしたのかが明らかにされなければならないのではないだろう。誰の目にも止まり、明らかに人為的に皮膚に施されたイレズミそれ自体は、得体の知れなさや恐怖の念を呼び起こしたであろう。このイレズミそれ自体を排除しようとした可能性が追及されるべきではないだろうか。

第2に、「暴対法」および2004（平成 16）年から各地で「暴力団排除条例」が制定されるようになって以降は「暴力団関係者お断り」という貼り紙をしている飲食店なども少なくないが、なぜいまだに温泉やプールなどでは「イレズミ・タトゥーお断り」なのか。つまり、排除したいのは暴力団関係者だけではないのではないかということである。

裸体で空間を共有するという特殊な状況ではあるが、イレズミそれ自体が周囲の人びとに危害をもたらすことは当然ない。だが、イレズミが日本社会では忌避されるものであるということを分かっていながらそれをおこなっているという、イレズミをする者が発する「他者への志向」は、周囲の人びとにとっては恐怖の対象になるかもしれない。外国人のイレズミを見た時には感じない「他者への志向」を、私たちはそこから読み取るのである。

3.3 考察

山本は、先の公衆浴場での事件について述べるなかで、大阪のとある入浴施設において、「お断り」に加え、「これらはすべて日本のお風呂文化の重要な部分であり、どうかご理解くださいますようお願い申し上げます」と書かれていたのを目にしたというエピソードを挙げている。そして、「いつからイレズミのある人が共同浴場を遠慮することが『お風呂文化の重要な部分』になっているのだろうか」（山本 2016: 137）と一蹴している。だが、筆者はここに、イレズミの受容可能性への重要なヒントが隠されているように思う。

日本の「お風呂文化」には、単に汚れた身体を清潔にする場という意味だけでなく、湯船に浸かって身心ともに癒す場という意味もある。銭湯ならば、顔見知り同士の交流の場でもあろう。図書館では私語を慎むという「文化」があるように、利用者が裸体になる入浴施設でその場の安寧を脅かさないようにするという「文化」があっても奇異ではない。

法学者の前田聰の整理によると、日本の法律では、①「表現の自由」（憲法第 21 条 1 項）, ②「信教の自由」（憲法第 20 条 1 項）, ③幸福追求権（憲法 13 条）, ④「法の下の平等」（憲法第 14 条 1 項）という人権保障のいずれの観点からも、イレズミを入れる行為は「憲法上保障された人権による保護の範疇に含まれうる」と同時に、「判例、学説において特に手厚く保護されるべき権利であると論じられる精神的自由権の範疇として保護されうる」（前田 2020: 161）。

だが、イレズミへの対処は入浴施設に委ねられており、その「目的の合理性」を「他の利用客の威圧感・恐怖感の誘発防止」という観点で考えた場合、「入浴施設が広く公衆に開かれている施設である以上、入浴施設の平穏を保持すること自体は正当な利益と評価することができ、目的の合理性を肯認できるとも考えられよう」（前田 2020: 166）と論じられている。ただし、昨今は「ファッショニ」としてのイレズミも存在することから、イレズミを反社会的勢力と結びつけて「他の利用客の威圧感・恐怖感」を誘発する、とするのは疑わしさが残ると述べている（前田 2020: 167）。

こうした諸見解に基づくと、先の山本による一連の議論のなかで、抜け落ちていると思われる重要な点が 3 つある。

第 1 に、そもそも、現代の少なくとも比較的若い世代は、イレズミを見て暴力団を連想する人はほとんどおらず⁸⁾、ファッショニあるいはそれ以外の何かとして入れたものであると認識するということである。ましてや、外国人のイレズミに対しては許容する傾向も

ある。しかし、年代が高いほど「不快」の割合は高く、比較的若い世代でも「宗教」「何も思わない」と同じくらい「怖い」と感じる人が多い傾向がみられる（藤岡 2017: 15-6）。

第2に、暴力団でも習俗でもない、自由意志で入れたイレズミはすべて単純に「ファンション」としてカテゴリー化される傾向があることである。「アウトロー」すら「ファンション」である現代においては——暴力団は明確に区別しうるとしても——「アウトロー」と「ファンション」との線引きをすることはきわめて困難であると言えよう。

第3に、前述のように、イレズミへの嫌悪感は日本に限ったことではないという事実を踏まえつつ、裸体で空間を共有するという特有の状況について十分な考察がされていないことである。

確かに、日本においてイレズミに付随する悪のイメージは、山本が指摘するように直接的には任侠映画をはじめとする大衆メディアの影響が大きいかもしれない。しかし、日本のイレズミ史においては墨刑があったことも忘れてはならない。実際、こうした刑罰としてのイレズミが、イレズミ自体のイメージを悪くした原因ではないかと考える論者もいる（関谷 2022）。確かに、日本のイレズミ史上はじめてイレズミが悪の表徴として利用されたのはこの時であり、暴力団関係者のイレズミはこの悪のイメージを再利用しメンバーの証としたと考えることができるだろう（そこではおそらく火消しや博徒らのイレズミのイメージも再利用されたであろう）。だとすれば、悪のイメージは対象を変えながら生き続けていると考えることもできる。

また、忘れてはならないのは、しばしば引き合いに出されるアメリカ合衆国においても、悪のイメージは共有されてきたということである。2023（令和5）年にPew Research Centerが8,480人の成人から回答を得たパネル調査の結果⁹⁾によると、アメリカ合衆国の成人の約3人に1人（32%）がイレズミを入れており、2つ以上のイレズミを入れている人は約5人に1人（22%）であるという。また、80%の人が、イレズミはここ20年ほどで社会でより受け入れられる（accept）ようになったと回答しており、大衆化が進んでいることが伺える。しかし、イレズミを入れていない人の29%が、イレズミに対してネガティブなイメージをもっている。

アメリカ合衆国では、1800年代後半に、上流階級の間で小さくて簡単に隠せるタトゥーが流行したが、第一次世界大戦後、タトゥーは主に逸脱した人物と結びつくようになった（Irwin 2001: 50）。『酔っぱらいの船乗り、乱暴なバイカー、見世物小屋のフリーク、都会のパンクなどは、イレズミの存在と結びついた、サブカルチャー的でしばしば反社会的な典型である』（Kosut 2008: 85）。その後、1980年代の「タトゥー・ルネッサンス」（Rubin 1988）とその後の大衆化を経て、1990年代に劇的な通過点を迎えた（Irwin 2001: 49-51）。イレズミはもはや逸脱者を意味するものではなくなりたものの、一般的な身だしなみ規範から意図的に逸脱することで、社会的・精神的主張を表現し、アイデンティティ形成に利用されている（Patterson and Schroeder 2010: 4）¹⁰⁾。

このように、イレズミのイメージが良くないのは、習俗としておこなわれている国でない限り、世界共通の現象だと言えそうである。しかしながら、そのステイグマ化されたイメージが、イレズミを施す人びとにとって「資源」となっている可能性も否定できないだろう（堀田・池口・石井・渡邊 2022）。たとえば、日本文学者の松田修はイレズミの魅力をその反社会性に見出しており、1880（明治 13）年、1908（明治 41）年とあいついで発令された刺青禁止令（警察犯処罰令）が「刺青の反社会性をきわだてるために果たした役割」を高く評価し、敗戦後、1948（昭和 23）年にこの禁令が廃止されたことを「日本の刺青とその美のための大いなる不幸であった」とまで述べる（松田 1972: 71）。いっぽうで、こうしたイレズミ観が日本社会にイレズミの否定的なイメージを植え付けたと指摘する論者もいる（藤岡 2021: 36-7）。だが、松田の指摘するイレズミの魅力の根底にある「異端性」（松田 1972: 72）は、諸外国のイレズミにも共通する¹¹⁾。なぜ皮膚に絵や文字を彫らなければならないのか。なぜスカリフィケーションではなくイレズミなのか。そこには、人びとに嫌悪感をもたらしうるイレズミの社会的意味に向けられた志向が関係しているであろう。イレズミが現代社会においてもつ意味や特性を探究せねばならない。

3.4 もう一つの問題——調査研究の難しさ

イレズミの調査研究には、大きな困難が伴う。イレズミに対する「嫌悪感」についての詳細な研究が為されてこなかったことも、マイノリティとしてのイレズミ当事者への配慮からだと考えればこうした困難の一つに数えられよう。ここでは、社会的許容が十分にされていない現象を取り扱うことに伴う問題と、動機の問題に焦点化して述べておきたい。

調査研究は「客観的に」おこなわれなければならない。だが、もちろん絶対的に「客観的」「中立的」な研究などない。したがって、調査研究では、サンプリングの方法、訊ね方とその回答の明示などといったかたちで、調査のプロセスを透明化することが、その一つの具体的方法として取り入れられてきた。

しかし、イレズミを入れている人びとのほとんどは、社会的に受け容れられていないということを知っている。したがって、かれらを調査研究する際、かれらに対して否定的な見方をする人びとは調査研究を拒否されることがあろう。調査協力者には、その研究成果を開示するのが礼儀であり一般的であるが、その結果を見て、公表を拒否されることもある。そうなると、ますます調査協力者について否定的な記述は避けられることになる。それも、回答者が多数でなつかつ完全に匿名化されている量的調査ならありうるかもしれない。しかし、イレズミのようなきわめて数が少なく統括する団体なども存在していない社会的マイノリティの場合は、スノーボール・サンプリングが有効であり、調査は基本的に質的にならざるを得ない。

だが、イレズミ当事者に対するインタビューの内部で語られる動機は、複数のうちのいずれか、あるいは、自覚的に言語化しうるものに限られよう。インタビュアーもしくはその背後にある「社会」に向けた、もっともらしい動機が選んで語られている可能性もある

(Mills [1940]1963=1971)。また、施術の過程で彫師（タトゥーアーティスト）から“教育”されることもあるだろう。

また、ごく少数者のイレズミをめぐるナラティブが広がっていき、それが「ドミナントストーリー」となる恐れもある。それを読む人びとが、イレズミを入れる動機の語彙のヴァリエーションとして学習することもあるだろう。こうして調査研究が社会状況をつくり出していくということに、私たちは敏感でなければならない。

もう一つ重要なことを述べておきたい。たとえば「自分のため」「自分に自信をつけるため」「強くなりたい」といった動機を例に挙げてみる。それは具体的にどのような態度や姿勢、振る舞いとして表れるであろうか。自分の意見を公表することを控え、場合によっては他者から蔑まれたり軽んじられたりしてきた人が、顔を上げ、堂々と自分の意見を言い、他者から“馬鹿にされない”ようになったような姿が思い描かれるのではないだろうか。ただ、その変化は、以前よりも「積極的になった」と言いうるし、別の言い方をすれば「横柄になった」、場合によっては「圧迫感を感じる」と言いうるかもしれない。つまり、同じ現象であっても誰がどのような状況下でどのように記述するかによって、異なる姿として現れうるのである。

つまり、イレズミ当事者の動機についてはなぜイレズミでなければならないのかという根本的な問い合わせ、非イレズミ者の見方についてはなぜ否定的見方をするのかという根本的な問い合わせが、これまで十分になされてこなかったのである。だが、イレズミ当事者の理解はもちろんのこと、非イレズミ者の側についての理解も進まなければ、多様性を認め合う社会など絵に描いた餅なのである。

4 イレズミの特性から考える嫌悪感の問題

イレズミは、世界的・歴史的に見ればさまざまな動機で行われてきた。人類学者の吉岡郁夫は各地のイレズミ習俗や先行研究をもとに、その目的・動機を次の8つに整理している。すなわち、1. 種族あるいは男女の標徴、2. 階級の標徴、3. 勇者の標徴、4. 婚期を示す女子の標徴、5. 宗教的な理由、6. 装飾・化粧、7. 医療の目的でおこなうもの、8. 刑罰、呪術あるいは性的なものである（吉岡 1996: 219-220）。日本の江戸時代には、火消し、博徒らのイレズミのほか、墨刑もおこなわれていた。また、弥生時代、あるいはそれ以前の縄文時代には、習俗としてイレズミがおこなわれていたという説がある（吉岡 1996: 10-26）。つまり、日本ではここに記されている目的・動機のほぼすべてが網羅されてきたと言つていいだろう。

ここでは、日本のイレズミ史に深く立ち入らないが、イレズミを入れる目的・動機の観点から見えてくるイレズミの特性と嫌悪感について考え、イレズミ研究に新たな視点を投じたい。

そもそも、イレズミは皮膚に文字や絵を彫る行為であることから、皮膚を界面とする境界付けの行為として考えることができる。境界付けは、歴史的に見ると、ある特定の集団

のメンバーシップの表徴として、また、人間にとって自然、未知なるもの、汚穢、社会的逸脱などに対しておこなわれてきた。通夜や葬儀への参列後、自宅の玄関先で身体の表面に塩を振りかける行為はこの例である。

自然現象の科学的解明が進んだ現在では未知なものはなくなりつつあると言えるかもしれない。とはいって、未来というのは相変わらず未知であるし、目まぐるしく変化する現代社会においては、1年後、1か月後でさえ予測できないという生活を送る人もいるだろう。その意味で、不安定な生活を送る人びとにとっては、この社会と自己の未来は未知である。決心や^{まじな}呪いを目的・動機とするイレズミは、まさにこうした背景を伴うであろう。

4. 1 関係性から考えるイレズミの特性

民俗学者の山越英嗣は、イレズミに関する現代の社会学的先行研究をレビューするなかで、それらが主として雑誌などのメディアに掲載された言説に基づいて考察されていることから「手続きの妥当性に対する疑問」を覚えたという。そして、「身体加工というごく私的な行為を考察するにあたっては、いかなるコンテクストで実施されたのか不明な言説を用いることではすくいあげることのできないような対象者を取り巻く環境や、タトゥーを入れる前後における心境の変化など、内的な経験を詳細に検証する必要があるのではないか」（山越 2012: 75）と考え、千葉県のアパレル店で働く、いずれもイレズミを入れている20代男性4名にインタビューを実施している。

かれらのイレズミは、(1)「強いもの」を取り込む（熊の意匠など）、(2)信念、生き方の指針（「coward person」というあえてネガティブな意味の言葉を入れ、意味を反対にする）、(3)代理表象（過去に雑誌のコラムで連載していた時のペンネームを元にしたモチーフ）、(4)所属・紐帶（人名にちなんだ文字など）といった「意味」に分類されている。なかでも、山越が注目しているのは、(4)所属・紐帶である。店長の名前や店が面する国道にちなんだ文字、仲間がくれたライターをイレズミとして入れるなど、同じ店で働く仲間との紐帶を、ある種の運命的な関係性ととらえているように見える。

また、この店舗の社長が「彫親」¹²⁾の役目を担っており、彼らにとってイレズミは、「この世界」という言葉によって象徴的に言表される「境界」を構築するための手段として用いられていた。「この世界」の対極に位置するのが、タトゥーを逸脱の表徴とみなす「（一般の）社会」であるとするならば、彼らはそれを外化することで集団内部の紐帶を最大限に強化することに役立てている（山越 2012: 81）。なかには、泣いて反対する母親を前に、「やがて消すから」と言い伏せてまで「境界」をつくり出していた若者もいた。

こうした当事者へのインタビューは、一部のメディアに登場するイメージだけでイレズミを語るのとは異なり、当事者たちの生活世界との関連でイレズミを考察することができるという点で非常に重要だと考える。若者のイレズミは「ファッショニ」と一括りにされがちであるが、山越のインタビューらは互いの身体に徴を付けあい家族関係をも超えた強固な人間関係を築こうとしていた。ここでイレズミを通じて起こっている出来事は、イ

レズミの特性を浮き彫りにする。かれらはイレズミを通じて、「この世界」（「内集団」）と「（一般の）社会」（「外集団」）を分断し、分断することで「内集団」の紐帯を強化しているのだ。イレズミは、皮膚に描かれた境界線の役割を果たすのである。いわば、「断つことでつながるイレズミ」である。

こうした「断つ」特性が垣間見える調査がある。鈴木・大久保（2018）は、20代～50代の男女を対象に、各年齢層に約900人を割りつけweb調査を実施し、6,438名（男性3,079名、女性3,359名、平均年齢40.54歳）から回答を得た。その内訳は、イレズミを入れていない人6,287名（男性2,998名、女性3,289名）、タトゥーを入れている人104名（男性57名、女性47名）、彫り物を入れている人47名（男性24名、女性23名）である。この調査のうち、2つの項目に注目したい。1つは「社会におけるいれずみの受容の推測」について、イレズミを入れていない人では「ある程度受け入れられている」「とても受け入れられている」が計12.2%であったのに対し、タトゥーを入れている人では計27.5%、彫り物を入れている人では計34.8%であった。もう1つは「周囲の人のいれずみ経験数」について、イレズミを入れていない人では、0人が86.2%、1～4人が12.5%、5人以上が1.3%であったのに対し、タトゥーを入れている人では、0人が16.8%、1～4人が61.9%、5人以上が13.3%、彫り物を入れている人では、0人が34.0%、1～4人が48.9%、5人以上が17.1%であった。つまり、イレズミを入れている人の周囲にはイレズミ経験者が多く、イレズミが受容されていると感じやすい傾向が見て取れる¹³⁾。これは、イレズミを入れている人びとと入れていない人びとの間に、すでに一定程度の境界および「扉」があることを意味していると思われる。

マオリのイレズミも、一見するとこれとよく似た特性をもつ。集団アイデンティティを獲得するために、集団の外部（「外集団」）との境界線を皮膚に描き、「内集団」を志向すると説明しうるからである。しかし、それは先述の山越が調査した若者たちの境界付けとは異なる。通過儀礼は子どもから大人への移行の儀式であるが、それは子どもと大人という2つのカテゴリー間にあらかじめある溝を埋める、あるいは、橋渡しする行為という。習俗としてのイレズミも、これと同様に、非メンバーシップとメンバーシップの溝を埋める、あるいは橋渡しする行為と言えよう。いわば、「つなぐイレズミ」である。

この違いは、G.ジンメルの「橋と扉」の話を思い起こさせる。ジンメルは言う。「橋」も「扉」もともに「つなぐ」ものであるが、つなぎ方が異なる、と。前者は、あらかじめ分離しているものをつなぐのだが、後者は、もともと分離しておらず一体化しているものをいったん分離したうえでつなぐ（Simmel 1909=1999）。この観点で考えると、「つなぐイレズミ」は「橋」としてのイレズミ、「断つことでつながるイレズミ」——その特性は暴力団員のイレズミにも共通する——は「扉」としてのイレズミと言いうるだろう。

この場合、「扉」の比喩は実に興味深い考え方へと誘う。すなわち、扉の外側からその内側を見ることはできず、もし鍵がかけられていたら、その鍵を開けない限り扉の向こうとこちらは決して往来できない。現在、日本でイレズミを目にしたとき、外国人のそれに対

しては許容する人びとが多いのに対し、日本人のそれに対しては不快に思う人びとが多いのは、後者の場合、それがイレズミで「扉」をつくり、その外側と内側とで互いに鍵をかけているような状況だからなのではないか。イレズミをする側がなぜ扉をつくり、鍵をかけるのか——すなわち目的・動機——については先行研究が蓄積されてきた。しかし、そうしてつくられた扉に非イレズミ者もなぜ鍵をかけるのか——あるいは、ある特定のイレズミに対してなぜ鍵をかけるのか——について明らかにならない限り、扉は永遠に開くことはないだろう。

たとえば共有された空間において、ひとり空間を専有し、扉をつくって鍵をかけるという行為をする人物を見たら、不快に思うだろう。日本社会において日本人のイレズミに対する嫌悪感は、ここから生じるのではないだろうか。だが、それは永遠に閉ざされたままではなく、まずは扉をつくった側が鍵を開け、扉を開こうとすることで、相互理解の第一歩に踏み出せるのだと思う。

4.2 皮膚の政治学から考えるイレズミの特性

イレズミは、自己のアイデンティティが危うくなった時に生じやすい。本稿冒頭に掲載した引用文を記した哲学者の鷺田清一は、1980年代に立て続けに起こった平等化の波が、人びとの境界を危うくし、その反動で境界意識を強くもつようになつたと考察している（鷺田 1998）。たしかに、トイレのウォシュレットは、私と私でないもの（さっきまで私の一部ではあったのだが）の境界を明確にする機能であると言えるが、これも1980年代に登場し今では当たり前のものと化した。また、同じく1980年代に流行した「ボディコン」は、身体のラインがくっきりと表れる衣服であるが、それは言い換えれば、皮膚に密着し、自己の界面を強く意識させるものもある。このように、他者との差異（境界）が曖昧になった時、私たちは界面を強く意識すると言えそうである。

現在、世界的に「流行」しているイレズミの多くには、この自己アイデンティティが該当する。そして、冒頭で挙げた「自分のため」「自己満足」という目的・動機も、まさにこの目的・動機に関連している。自分らしさや、（他者が否定しようと）自分が理想とする像を目指して。いまや身体変工は消費文化の一つであり、貨幣と引き換えに自分を拡張するためのモノやコトを購入することに余念がない。

こうした消費文化としての現代のイレズミを考察した Maurice Patterson と Jonathan Schroeder (2010) は、皮膚に関する3つのメタファーを用いている。すなわち、(1)「容器としての皮膚」(skin containers)、(2)「投影面としての皮膚」(skin as projection surface)、(3)「変更されるカバーとしての皮膚」(skin as cover to be modified) である。以下では、まずそれぞれについて簡潔にまとめておきたい。

(1) 「容器としての皮膚」

本来、皮膚とは「漏れたり滲み出したり、吸収したり同化したりする開口部をもつ脆弱な境界」（Patterson and Schroeder 2010: 12, 訳は引用者、以下同）である。しかし、近代以降、私たちは皮膚によって「閉ざされた自己」という虚構をもち、そのなかで安定を得ようとしてきた。こうした「個人化された、容器としての皮膚への後退」（Patterson and Schroeder 2010: 10）は、共同体の結びつきが弱まった社会構造の結果であると考えられる。この観点からすると、皮膚を貫くイレズミは「自己への攻撃」であり、身体的自己への他者の侵入であると言えよう。イレズミと性的交渉に類似性を見出せるのはこのことに由来する。

こうして、自己のアイデンティティを成すイレズミは、決して個人的な問題ではなく、自己と他者との相互関係と交渉の形跡を、それ自体が明らかにする。「容器としての皮膚」の中に閉ざされた自己は「虚構」（Patterson and Schroeder 2010: 12）である。それどころか、身体の日常的な維持、変容、自己の生産は、商品の使用と他者の介入によって可能になることから、主権をもつ自己（the sovereign self）などというものも虚構である。

(2) 「投影面としての皮膚」

身体への関心が高まった昨今、「皮膚は身体化された資本の重要な構成要素となっている」（Patterson and Schroeder 2010: 13）。皮膚には、どんな人生を歩んできたかが投影されることから、皮膚は「履歴書」のようなものであると言えよう。とりわけ女性は、この表面上の投影に関与させられる。

しかし、「皮膚が私たちの履歴書であるとすれば、それは決して信頼できるものではない」（Patterson and Schroeder 2010: 14）。なぜなら、履歴書ではその人物の能力や特性が決して分からずあくまでも文化的なものにすぎないと同様に、皮膚の意味もまた文化的なものであるからである。

また、Braunberger（2000）も示しているように、女性身体では、イレズミを入れた身体は淫らな性の対象であり、女性の身体が自然であるとき、イレズミを入れた女性の身体は原始的であるというように、いかなるイレズミも過剰な身体の象徴となる。そして、当事者たちがイレズミに込めていた意味が何であれ、すでに彼女たちの身体に付与されている意味が上書きされるに過ぎない（Braunberger 2000: 1-2）。そしておそらく、女性身体に付与されている意味は、より強化されることになるだろう。外見への関心が男性の間でも拡がる昨今は、男性身体も同様にまなざされているように思われる。つまり、イレズミ当事者が社会規範への挑戦として「逸脱者」イメージを身に着けたとしても、むしろ社会規範が強化されることにつながるかもしれないということである。

(3) 「変更されうるカバーとしての皮膚」

現代の消費文化のなか、外見への意識が高まったことで、身体と皮膚は望ましい外見のために手入れされるようになり、しかもその身体と皮膚もまた商品化され、交換価値をもつようになる。「こうして私たちは、自分の皮膚を磨くことに腐心し、そうすることで、交換価値を最大限に高めることができる」(Patterson and Schroeder 2010: 17)。

しかし、Patterson と Schroeder はこうした「自分磨き」(body work) が、次の 3 つの理由で問題だと述べている。第 1 に、「自分磨き」のための資源へのアクセスは決して平等ではなく、階級的な区別を再生産しているという点。身体変工は総じて費用がかかり、このことがもたらす影響はとりわけ美容整形の例に顕著であろう。第 2 に、「自分磨き」には不安が多いという点。身体の価値は、時間の経過とともに変化していくものであり、また、ジェンダー、階級、民族性などによっても異なる。そのため、個人は誤認する可能性があることから生じる不安である。第 3 に、現在の「自分磨き」は、身体を単に心の道具として想定する心身二元論を再生産している点。この点は、「自分磨き」という実践それ自体だけでなく、それについて論じる研究にも向けられるべき指摘だと強く思う。

以上、3 つのメタファーおよび枠組は、日本におけるイレズミ研究、あるいは、装い研究全般にとって大変重要な指摘である。「自分のため」「自己満足」と語る際、他者や社会から切り離された自己が前提されているように聞こえるが、それは「虚構」であり、当事者の皮膚の下に、他者との交渉の結果が表されている。また、当事者がどんな意味を込めて身体変工をおこなおうとも、当事者の身体にもともと付与されている意味が強化されるだけである可能性は高い。そして、自己の価値を高めるためにとおこなわれる身体変工は、社会的不平等を再生産するとともに、人びとの不安を煽り、とりわけそれに関する研究と相まって身体をモノとしてしか見ない傾向を後押ししているのである。

この最後の点について Patterson と Schroeder は、フェミニストの Shelley Budgeon による「出来事としての身体」(the body as an event) の概念を引き出し、その突破口を見出している。Budgeon (2003) は、若い女性たちに対する外見に関するインタビューのなかで、「見る」ことよりも「できる」ことに重点が置かれていることに気づく (Budgeon 2003: 47)。つまり、彼女らが物理的な外見よりも、その外見で何ができるようになるかを重視していたということである。身体を物体ではなく「出来事」(event) として考えるというこの観点は、身体と心、物質性と表象といった二元論を乗り越えるアプローチである。

「決心」であれ「ファッショ」であれ、衣服を着替えるように身体変工する。だが、外見を変えようとする際に、私たちは外見だけを考えているわけではない。たとえば、試着接客場面のビデオ・エスノグラフィー研究 (堀田 (2021) ほか) からは、試着において客は、衣服が自分の顔や体にフィットするかどうかだけを確認しているのではなく、その衣服を着てどこで何をするかを想定しているということが明らかになっている。それは、現場で生じてはすぐに忘却されていく会話と動作の流れから明らかになるものであり、時間が経つて当人に尋ねても「覚えていない」あるいは「分からぬ」。それは、必ずしも

意識されない、「意識としての身体」（堀田 2022）の現れであると筆者は考えている。この時、身体は心にとっての単なる対象、モノでは決してない。つまり、イレズミを含む装いの研究においては、このように身体を「出来事」として見ていかなければ、どこまでいっても身体的存在である人間の営みを明らかにできないのではなかろうか。

たとえば、現代日本のイレズミに関しては、個人によって実にさまざまに動機づけと意づけがされており、「自分に自信をつける」「子供が生まれた記念」「夢を叶える」といった、誰の目にも否定しがたく納得を得られるものが語られる。もちろん、こうした動機づけと意味づけ自体を非難したいわけではなく、さまざまな動機を明らかにしていく研究は今後も重要であろう。しかし、どれだけたくさんの動機を明らかにしようとも、それが否定的なイメージを刷新することは今後もないであろう。なぜなら、語られない動機があることを人びとは知っており、その否定的イメージこそがイレズミにとっての資源でもあるからである。この相互にリフレクティブな関係性からの脱却は、イレズミを入れた身体を「出来事」として記述すること——具体的には、どのような態度と姿勢で生きているかを記述すること——から始まるのではないだろうか。

衣服等で隠していない限り、イレズミは可視的である。皮膚の面積を覆えば覆うほど、境界線もまた多くなる。しかも生得的なものではない。筆者がかつてインタビューした世界的タトゥーアーティストは、役所などの人が多い場所に行く際は、イレズミが見えないように長袖の衣服を着用していくと話していた。「見たくない人もいるから」であり、「ちゃんとした人間だと思ってもらいたいから」と。

イレズミを見る者が経験する「畏怖」とは、圧倒されおびえる様子を指す。事実、イレズミは他者を大なり小なり「威嚇」するものである。しかし、「畏怖」には「尊敬」の意も込められている。イレズミを知り尽くした先のアーティストに、筆者はまさに「畏怖」の念をもっている。それは、彼から発せられる、配慮という「他者への志向」を感じ取るからである。同時に、それは彼なりの「扉」の開き方なのであろう。

たしかに、扉によって形のない境界はひとつの形態となつたが、しかし同時にこの境界は、扉の可動性が象徴しているもの、すなわちこの境界を超えて、いつでも好きなどきに自由な世界へとばたいていけるという可能性によってはじめて、その意味と尊厳を得るのである。（Simmel 1909=1999）

5 おわりに——装いのビデオ・エスノグラフィーに向けて

本稿では、イレズミをめぐって生じた公衆浴場での「お断り」事件を取り上げ、そこで議論および先行研究のなかで抜け落ちてきたイレズミに対する嫌悪感の問題について、なぜ、そして、どのようにして生じるのかを考察してきた。イレズミの受容と拒絶を編成する社会の機制への問い合わせについて直接論じることはできなかつたが、そのヒントとなる考

え方として、ジンメルの「橋と扉」の議論を援用し、イレズミ者と非イレズミ者との間に生じている問題を論じた。

また、本稿の背後には、身体変工の動機を語る際にしばしば用いられる「自分のため」「自己満足」といった「自己解放」言説に異論を唱え、本来の意味での「多様性」がいかにして実現されうるかを考えたいというより大きな目的もあった。これについても真正面から論じることはできなかったが、Patterson と Schroeder による「皮膚に関する3つのメタファー」の議論、および、Budgeon による「出来事としての身体」の議論から、人びとが語る「自己」は決して字義通りにではなく他者や社会と不可分なものとして捉えなければならないこと、また、分析する側が「自己解放」言説に捉われることで心身二元論を再生産する可能性があることなどの示唆を受けた。

とりわけ日本におけるイレズミに関する議論のなかでは、嫌悪感の問題もさることながら、イレズミという身体変工の特性そのものについてあまり十分に検討されてこなかった。今回の考察からは、その特性が関係性にもたらす問題と、皮膚という境界付けがもたらす問題について明らかにでき、かつ、新しいアプローチ——身体を「出来事」として観るアプローチ——の必要性についても論じてきた。

イレズミ、ピアス、美容整形など、さまざまな身体変工についてすでに複数の研究がおこなわれてきており、インタビューや調査票調査などの意識的で言語的なデータに基づくものが主流である。しかし、本稿ではそうした調査方法が前提にしている身体観の問題点も明らかになったのではないだろうか。

ただし、身体変工や装いに関するビデオ・エスノグラフィーあるいはエスノメソドロジー・会話分析は、始まったばかりである。今回は、イレズミを入れるという行為からもたらされる嫌悪感やそれを促す「自己解放」言説についてラフスケッチを描くにとどましたが、今後は、「出来事」の観点からイレズミを入れた身体を分析・考察する研究が重要なよう。また、イレズミの「許容」「受容」とイレズミへの嫌悪感との“折り合い”についても考えていかなければならない。いまだ自己解放論と心身二元論にとらわれているこの分野の研究に、今後も新たな視点を投じていきたい。

注

- 1) 外国由来のものを「タトゥー」、日本由来のものを「刺青」や「入れ墨」と区別することが一般的であるが、たとえば民俗学者の斎藤卓志（1998）は、描き方の違いに注目し、日本の刺青は「遠目に引き立つことを約束ごとのようにまとめられて」「『ぼかし』のつくる繊細で微妙な墨の色あいを競う」ものであるいっぽうで、タトゥーは「近くで見た見栄えを重視」し、「シェーディングとよぶ『影』の描写に力を入れる」ものであると区別している（斎藤 1998: 88）。なお、刑罰として実施されたものの歴史を引きずる否定的な意味合いのものを「入れ墨」、芸術的意味合いの強いものについてはそれと区別する

ために、谷崎潤一郎の『刺青』（1910（明治 43）年、同人誌にて発表）からとて「刺青」と表記するのが一般的である。

2) 2010 年代以降、イレズミが話題になるきっかけとなった「事件」として、もうひとつ重要なのが、2012（平成 24）年に大阪市職員に対して実施されたイレズミ調査およびその後の裁判である。これについては、小山・新井編（2020）に詳しい。

3) 田中・水津・大久保・鈴木（2014）は、学生 360 名（男性 141 名、女性 219 名）と社会人 225 名（男性 81 名、女性 144 名）計 585 名から回答を得ているが、実はサンプリングの方法には疑問が残る。とりわけ社会人については「協力者に個別に質問紙を配布し、回答を求める」（田中・水津・大久保・鈴木 2014: 54）とあるが、この協力者がどのような母集団からどのようなサンプリングに基づいて抽出されたのかは不明である。おそらくそのことが、鈴木・大久保（2018）における「タトゥーは 1.6%，和彫りは 0.7%」という結果に比して、イレズミ経験者が 1%（585 名中 6 名）と、低い値であることと関連していると考えられる。また、同様のサンプリングの問題は藤岡（2017）において見出すことができる。とはいえ、これらはすでにイレズミをめぐる議論において用いられていることもあり、あくまでも参考資料として引用している。

4) Oksanen and Turtiainen (2005) , Leya (2023) などを参照。ここでフィンランドを挙げているのは、幸福度（2024）と治安（2023）において世界ランキングで 1 位、また、GGGI（2022）において 2 位と、高福祉国家として代表的な国家である一方で、1990 年代以降にタトゥー大国になった（Oksanen and Turtiainen 2005）という背景をもつ国家であることによる。

5) 後述するように、日本においてイレズミを入れている者は、入れていない者に比べて、イレズミが社会的に許容されていると考えている者が多く、また、周囲にイレズミを入れている人が多い環境にある（鈴木・大久保 2018）。

6) 2023（令和 5）年に改正された、日本民間放送連盟（民放連）放送基準の第 19 条には、次のように書かれている。

武力・暴力や社会的に賛否のある事柄を表現する時は、特に青少年に対する影響を考慮しなければならない。

この「社会的に賛否のある事柄」とは、青少年が惹かれやすい「タトゥー、ボディーピアス」などが念頭に置かれており、取り上げる場合には青少年への影響を考慮するよう改正された（井戸 2022）。したがって、日本の民放においてイレズミが登場する際はよほどやむを得ない場合に限られている。

7) 本件については、すでに 12 年前の出来事であるため、インターネットで閲覧することができる報道記事であるデイリースポーツ online（2013）のほか、山本（2016）、藤岡（2017）、藤岡（2021）、前田（2020）、関谷（2022）などを参照し、整理した。

8) 藤岡（2017）では、男性 143 人、女性 205 人に対して質問紙調査をおこなった結果として、表 2 と表 3 には「入れ墨（タトゥー）のある人に対する印象」の男性回答者編と女

性回答者編がそれぞれ掲載されている。日本人の場合であっても「不快である」（男性 30.8%，女性 23.9%），「特に何も思わない」（男性 29.4%，女性 20.0%），「怖い」（男性 18.9%，女性 31.2%）が多く、「反社会的」は男女とも 10%程度にとどまっていた。年代別（表 4，表 5）を見ても、男性回答者の場合は若い世代ほど「特に何も思わない」が多く、年代が上がるにつれ圧倒的に「不快」が多くなる。また、女性回答者の場合は若い世代ほど「特に何も思わない」とともに「怖い」が多く、年代が上がるにつれ「不快」が多くなる傾向がある。

9) Pew Research Center (2023) を参照。イレズミを入れている人は、男性 (27%) よりも女性 (38%) の方が多く、人種・民族別では黒人が最も多い (39%)。また、教育レベルや収入が低いほど多いという傾向もある。

10) こうした傾向に対し、芸術的な目的・動機でイレズミを入れる人びとが、商品化されたイレズミとの差異化を図り、ある種の断絶を生み出してもいる (Larsen, Patterson and Markham 2014)，こうした断絶は、イレズミ研究者の間にも見られる (Irwin 2011)。

11) 松田は、日本の刺青のもつ特性を「倒立的絶対行為」「秘匿」（松田 1972: 69），「羞恥」「悔恨」（松田 1972: 70）などと表現している。そして、外国のイレズミに対しでは「開かれた異端とは……コミックス以外の何ものでもない——」（松田 1972: 72）と批判的に述べている。

12) 「彫親」は山本の造語で、施術回数を重ねて全身や背中を仕上げたり、彫師がイベントにモデルとして登場を依頼するなど何かと頼りにしたり、客自身もその彫師の作品を背負っていることを誇りに思っていたりといった心理的なつながりをもっていることを前提に成立する、「人類学でいう疑似的親子関係」であると説明されている（山本 2016: 173）。

13) この調査では、「いれずみにより生ずる事象についての知識」に関する項目として、「病院で MRI 検査を受けることができない場合がある」「肝炎になりやすい」「生命保険に入れない場合がある」等の項目があり、これらの生命や健康に関する内容においてはイレズミを入れている人の方が知識を有する割合が高かったことから「必ずしも、衝動的に事前の十分な検討がないままに、いれずみを身体に入れているわけではないということが示唆される」（鈴木・大久保 2018: 32）と述べられている。だが、これらの項目は施術前に彫師から注意事項として提示されることが一般的である。したがって、イレズミを入れていない人よりも割合が高いのは当然の結果であると思われる。また、それとは逆の傾向として、「温泉や海水浴場、プールなどに入れない場合がある」「消そうと思ってもきれいに消せない」「公共の場で肌を見せにくい」「就職や出世で困ることがある」の項目ではイレズミを入れていない人の方が知識を有する割合が高く、このことも「扉」の存在を示していると思われる。

参考文献

- Braunberger, Christine, 2000, "Revolting Bodies: The Monster Beauty of Tattooed Women", *NWSA Journal*, 12(2): 1-23.
- Broussard, Kristin A. and Helen C. Harton, 2018, "Tattoo or taboo? Tattoo stigma and negative attitudes toward tattooed individuals", *The Journal of Social Psychology*, 158(5): 521-40.
- Budgeon, Shelley, 2003, "Identity as an Embodied Event", *Body and Society*, 9(1): 35-55.
- デイリースポーツ online, 2013.9.13, 「伝統文化の入れ墨で入浴拒否？」
<https://www.daily.co.jp/gossip/2013/09/13/0006333484.shtml>, 最終閲覧日2025年2月28日.
- 藤岡美香子, 2017, 「訪日外国人旅行者の快適な日本体験のための環境整備に関する一考察——入れ墨（タトゥー）がある人の公衆浴場利用の観点から」『東海大学経営学部紀要』(5): 11-22.
- 藤岡美香子, 2021, 「別府の地域研究を通してイレズミの文化的多様性を考える」『東海大学経営学部紀要』(9): 35-45.
- 秦玲子, 2011, 「マオリのタトゥー, モコの断絶と復興——彫師の語りを中心に」『日本ニュージーランド学会誌』(18): 53-66.
- 堀田裕子, 2021, 「『試着のエスノメソドロジー』の可能性——何がどのように試着されるのか」『現象と秩序』(14):1-20.
- 堀田裕子, 2022, 『意識としての身体——在宅療養現場のビデオ・エスノグラフィー』東信堂.
- 堀田裕子・池口佳子・石井由香理・渡邊照美, 2022, 「討論——他者と交流する身体性の諸相」『質的心理学フォーラム』(14): 53-8.
- 井戸和明（民法 online）, 2022.8.5, 「『民放連 放送基準』2023年改正 その経緯と主旨」
<https://minpo.online/article/-2023.html>, 最終閲覧日 2025 年 2 月 28 日.
- Irwin, Katherine, 2001, "Legitimizing the First Tattoo: Moral Passage through Informal Interaction", *Symbolic Interaction*, 24(1): 49-73.
- Irwin, Katherine, 2011, "Saints and Sinners: Elite Tattoo Collectors and Tattooists as Positive and Negative Deviants", *Sociological Spectrum*, 23: 27-57.
- 観光経済新聞, 2016.4.2, 「観光庁, 入れ墨の外国人受け入れで対応例示す」
<https://www.kankokeizai.com/%e8%a6%b3%e5%85%89%e5%ba%81%e3%80%81%e5%85%a5%e3%82%8c%e5%a2%a8%e3%81%ae%e5%a4%96%e5%9b%bd%e4%ba%e5%8f%97%e3%81%91%e5%85%a5%e3%82%8c%e3%81%a7%e5%af%be%e5%bf%9c%e4%be%8b%e7%a4%ba%e3%81%99/>, 最終閲覧日2025年2月28日.
- 川添裕子, 2013, 『美容整形と〈普通のわたし〉』青弓社.
- Kosut, Mary, 2008, "Tattoo Narratives: The intersection of the body, self-identity and society", *Visual Sociology*, 15(1): 79-100.
- 小山剛・新井誠編, 2020, 『イレズミと法——大阪タトゥー裁判から考える』尚学社.

- Larsen, Gretchen, Maurice Patterson and Lucy Markham, 2014, "A Deviant Art: Tattoo-Related Stigma in an Era of Commodification", *Psychology and Marketing*, 31(8): 670–81.
- Leya, 2023, "How does corporate culture in Finland impact attitudes towards visible tattoos and the presence of unconscious bias in the workplace", Häme University of Applied Sciences (Bachelor's thesis).
- 前田聰, 2020, 「入れ墨がある外国人旅行者に対する入浴規制について——観光庁『入れ墨（タトゥー）がある外国人旅行者の入浴に際し留意すべきポイントと対応事例』の憲法的考察」『流経法學』19(2): 147-71.
- 松田修, 1972, 『刺青・性・死——逆光の日本美』平凡社.
- ミカロヴァー・ズザナ, 2022, 「コミュニケーションとしてのタトゥーイング——自己・他者・社会との関係におけるタトゥー」『質的心理学フォーラム』14: 33-44.
- Mills, C. W., [1940]1963, "Situated Actions and Vocabularies of Motive," I L Horowitz ed., *Power, Politics, and People: The Collected Essays of C. Wright Mills*, Oxford, London & New York: Oxford University Press, 439-68. (田中義久訳, 1971, 「状況化された行為と動機の語彙」青井和夫・本間康平監訳『権力・政治・民衆』みすず書房, 344-55.)
- Oksanen, Atte and Jussi Turtiainen, 2005, "A Life Told in Ink: Tattoo Narratives and the Problem of the Self in Late Modern Society", *Auto/Biography* 13: 111-30.
- Patterson, Maurice and Jonathan Schroeder, 2010, "Borderlines: Skin, Tattoos, and Consumer Culture Theory", *Marketing Theory*, 10(3): 1-28.
- Pew Research Center, 2023.8.15, "32% of Americans Have a Tattoo, Including 22% Who Have More Than One", <https://www.pewresearch.org/short-reads/2023/08/15/32-of-americans-have-a-tattoo-including-22-who-have-more-than-one/>, Last viewed on February 28, 2025.
- Rubin, Arnold. 1988. "The Tattoo Renaissance", Rubin, A. ed., Los Angeles Museum of Cultural History University of California, *Marks of Civilization: Artistic Transformations of the Human Body*, University of California, 233–62.
- 斎藤卓志, 1998, 「タトゥーの流行」『化粧文化38 〈美〉から〈魅力〉へ——オシャレの「いま」と「これから」キーワード30』ポーラ文化研究所, 88-91.
- 斎藤卓志, 1999, 『刺青 TATTOO』岩田書院.
- 関谷大輝, 2022, 「入墨・タトゥーがある客の利用可否をめぐる現状と課題——公共入浴施設等へのインタビュー調査に基づく定性的検討」『日本観光研究学会機関誌』Vol. 34 No.1: 5-16.
- Simmel, Georg, 1909, Brücke und Tür, *Der Tag* 15. (鈴木直訳, 1999, 「橋と扉」, 北川東子編訳『ジンメル・コレクション』筑摩書房, 89-100.)
- 鈴木公啓・大久保智生, 2018, 「いれずみ（タトゥー・彫り物）の経験の実態および経験者の特徴」『対人心理学研究』18: 27-34.

- 田中孝・水津幸恵・大久保智生・鈴木公啓, 2014, 「身体装飾としてのピアス・いれずみの実態とそのイメージの検討-賞賛獲得欲求と拒否回避欲求との関連から」『香川大学教育学部研究報告』第I部 142: 53-62.
- 山越英嗣, 2012, 「『縁』をつむぐタトゥー——日本の若者下位文化における身体加工」『現代民俗学研究』(4): 73-82.
- 山本芳美, 2005, 『イレズミの世界』河出書房新社.
- 山本芳美, 2016, 『イレズミと日本人』平凡社.
- 山本芳美, 2020, 「日本のイレズミの歴史と現在——『規制の時代』をふりかえる」, 小山剛・新井誠編, 2020, 『イレズミと法——大阪タトゥー裁判から考える』尚学社, 30-61.
- 吉岡郁夫, 1996, 『いれずみ（文身）の人類学』雄山閣.
- 鷺田清一, 1995, 『ちぐはぐな身体——からだ ファッションって何?』筑摩書房.
- 鷺田清一, 1998, 『悲鳴をあげる身体』PHP研究所.

「生成 AI のハルシネーション」の社会学

—実験臨床社会学の視角から—

樫田 美雄

摂南大学現代社会学部

kashida.yoshio@nifty.ne.jp

An Sociology on "Hallucination of Generative AI"

: From the Perspective of Experimental Clinical Sociology

KASHIDA Yoshio

Setsunan University

Keywords: Generative AI, Hallucination, Experiment, Co-evolution

要旨

本論文は“生成 AI のハルシネーション（幻覚）”という現象に注目する。生成 AI という非生物が「ハルシネーション」（という知覚と認識のずれ）を起こすことはほとんどなさそうなことなのだが、にもかかわらず人々は「ハルシネーション」が AI に起きていると考え、いささか強引にその程度の大小で生成 AI を評価し、その原因を考え、そして生成 AI の運用方法の工夫で「ハルシネーション」を減らそうとしている。とするのならば、この苦労と工夫は興味深い社会現象であり、その解明は科学技術の社会学の魅力的な研究対象である、ということができるだろう。本論文は、この「生成 AI の科学技術社会学的解明」を「実験臨床社会学」（樫田、近刊）の立場から行おうとするものである。

我々はまず 1 節で、人工知能（AI）を論じることがどのようにして社会学になり得るのかを素描する。ついで 2 節で、人々が「生成 AI が引き起こすハルシネーション」をどのように語っているかを中島（2024）内の記載を元に検討する。第一に、人々が「正しい結論」を出力する生成 AI を強く求めていること、第二に、その一方で、出力の 100% の正しさを期待することが困難であるので、最後は人間の判断力に頼るしかないとも考えていること、この二種の事実が判明した。

我々はその次の 3 節で、実際に生成 AI がどのような挙動（入力と出力の対関係）をするかを、樫田（2025a）を元に確認した。大学のレポート課題に答えることを求められた生成 AI は、単独でユーザーが「おかしい」と判断できる出力（類型 1, 2, 3 の「ハルシ

ネーション」）もしていたが、それだけでなく、いろいろ組み合わせて考えることで「おかしい」と判断される出力（類型4の「ハルシネーション」）もしていた。

つぎの4節では、まず今回の実験臨床社会学が、大学教育における「生成AI闇利用問題」にも有効な視座を提供するものだろうという予想をしたうえで、後半においては、2節と3節を組み合わせての考察を行った。すなわち、第一に人々の「ハルシネーション」をなくそうとする方法は、いずれも「ハルシネーション」の生じ方と矛盾していたり、生成AIそのものの有効性を削ぐ方向のものだったりするため、有効性に疑義があること。第二に、生成AIに対して「出力されたハルシネーションには原因があるはずだ」と考えている現在の我々の思考の仕方は、我々が生成AIの「ハルシネーション」の祖型であると考えている精神科領域の「ハルシネーション（幻覚）」について、当事者が「このハルシネーションには原因があるはずだ」と考えた時の考え方と同型であること、この2点が発見された。

さいごの5節では、議論のまとめと残された課題についての言及を行った。

また、本論文の末尾には「資料：レポート課題におけるハルシネーションの事例」を置いた。

1 「我々の社会の知の状況」を照らし出す文化社会学の素材としての「AI論」

「人工知能（AI：以下ではAIを用いる）に関する議論」がかまびすしい。しかし「AIに関する議論が大量に交わされること」と、「AIについての議論から矛盾や混乱が減っていくこと」は違うことである。

なぜそんなことが起きるかといえば、「AIに人々が期待していること」は大変に多様で、かつ、その「多様な期待」が重なり合って、「AIの実際の作動メカニズム」とは関係のない議論のフィールドが作り上げられてしまっているからだ。

したがって、ここに社会学の探究の対象が存在することになる。すなわち、「AIについての人々の期待」と「期待に基づいたAIへの働きかけ方」を丁寧に記述することで、（「AIの本質や可能性がわかる」わけではないが）「人々がどのようなことをAIに求めているのか」とか、「人々が自分達の期待を果たさないAIに対して、どのようなやり方でどのような改革をしようとしているのか」ということが分かってくるのである。

このように構想できるAIの社会文化的研究のうち、「AIのハルシネーション（幻覚）に関する研究」は特に興味深い。もちろん、生成AIに対してハルシネーションを起こしていると主張することは、端的にカテゴリー錯誤（Ryle 1949=1987）であるといえるだろう。「幻覚」とは（少なくとも精神医学においては）「対象なき知覚」（中根晃1975→1985: 160-1）だからだ。生成AIには感覚器がなく、したがって、不適切な出力を生成AIがしたときに、その原因を感覚器での知覚にかかわる情報処理系の問題に還元することなどできるはずもない。

けれども、我々は「生成 AI がハルシネーションを起こしている」といまや普通に発言している。少なくとも、そこには「ハルシネーションを起こさない AI であってほしい」という願望があるといえるだろう。おそらくは、生成 AI が「ハルシネーション」を起こしているという判断は、「AI 的知性への期待」の反作用として存在しているのであろう (Caluori 2023)。とするのなら、「『我々の社会の AI 理解』の現況を照らし出す文化社会学の素材として『AI のハルシネーションに関する観察結果』」を分析していくという研究構想が成り立つことになる。

2 AI におけるハルシネーションとは何か/それはどのように語られているか

ところで、AI における「ハルシネーション（幻覚）」とは何か¹。

手元にある生成 AI 解説本（中島 2024）には、「嘘を出力する」という節があり、そこには次項で引用している内容が書かれている。

2.1 中島（2024）におけるハルシネーションの解説はどうなっているか（1）

以下、中島（2024）の「嘘を出力する」の主要部を引用することから、この節をはじめよう。

生成 AI が嘘を出力する現象は「ハルシネーション（Hallucinations）」と呼ばれ、とくに注意したいポイントです。

ハルシネーションが起こる原因のひとつは、学習したデータに間違った情報が含まれている（1）ことです。……インターネットの情報には誤った情報や偏ったデータが存在するため、結果としてハルシネーションにつながります。

また、文章生成 AI は次の単語を予測しているに過ぎないため、学習していない情報を求められた場合、あたかも真実のように嘘を出力する（2）こともあります。

.....

生成 AI を使う際は、ハルシネーションが起こり得ることを前提に、人間が出力内容を確認することが大切（3）です。生成 AI の出力をそのまま信じるのではなく、その情報が正しいかどうかを検証する習慣をつけましょう。

（中島（2024: 118-9），下線と（1）（2）（3）の記号は筆者による）

本論文は「科学技術の社会学」を「日常性の社会学」の立場で行おうとするものである。したがって、科学的対象にかかる秩序を日常からボトムアップ的に、人々の相互行為が作り上げるものとして扱っていく。つまりは、広い意味でのエスノメソドロジー・会話分析の立場から科学を扱うという方針を採用しているのであり、さらに具体的にいうなら「実験臨床社会学」の立場から「生成 AI のハルシネーション」を扱うものである²。

このような本論文の立場を言い換えるのなら、「ハルシネーションとは何か」という問題を「人々はハルシネーションをどのようなものとして語ったり、扱ったりしているか」という問題として考え、そのために、人々の活動と生成 AI の活動の両方のデータを実験的介入をしながら、集めて検討していくという立場だということになろう³。

本論文では考察を制度設計論の立場から演繹的に行うのではなく、日常性の社会学の立場から経験的かつ実験的に行う。そういうやり方で「ハルシネーションとは何か」を明らかにしていくこととなろう。

まず上の引用の(1)の部分から始めよう。この部分には2つの重要点がある。ひとつ目の重要点は、ここでの中島の議論の進め方がある推論の形を表示しており、かつ、それが読者にとっても当然の推論であると中島が理解しているだろうことである。

推論の水準でいえば、中島の記述は「ハルシネーション」の存否に関しては判別できることに疑いを持っていない。つまり、これはハルシネーションでこれはハルシネーションではない、という判別が（少なくとも理念的には）可能であるという立場を採用している。ついで、ハルシネーションの原因については「（生成 AI の）学習データに含まれている誤謬」が最初に思い付くものであるという理解が示されている。このときの「誤謬」の存否の判別性にかんしても疑いはもたれていない。このように「ハルシネーション」の存否や「誤謬」の存否の理解可能性を検討の対象外の場所に置いた上で、「学習データに含まれている誤謬」に「原因」の地位を割り当て、「生成 AI のハルシネーション」の方に「結果」の地位を割り当てるという推論の構図を中島は採用している。

そして、このような推論の構造にもとづいて、中島は人々に不利益を与える「ハルシネーション」という問題の原因是、「生成AI」の外部にある「誤謬」からもたらされたもの（である側面がある）という主張を展開している。すなわち、「生成AI」にかかわって「ハルシネーション」というよくないことが起きているが、その原因是、生成 AI のアルゴリズムの外に、物的に因果論上の原因として言及できるような質で存在しているという議論になっているのである。結果として、「生成 AI のアルゴリズムそのもの」には「免責」がなされていることになっている。そういう扱いがここではなされていた。

上記と少し重なるかもしれないが、(1)の部分のふたつ目の重要点は、上述のような言説が適切となるさらに下層の認識前提としては、中島が生成 AI が学習する「外部データ」には「間違った情報と正しい情報」の2区分があるという世界認識をしている、ということだろう。そして「間違った情報」の「間違った」という部分に、「ハルシネーション」という問題を「帰責」するような「問題発生メカニズム」を示すことで、「生成 AI 利用時のハルシネーション」という問題に関して、あたかも問題解決の道筋が見えているかのような記述を作り上げているともいえよう。「原因は判っているのだから、原因を取り除くことに成功するなら問題は解決できる」という構図が示されているのである。

2.2 中島（2024）におけるハルシネーションの解説はどうなっているか（2）

ところが、このように説明の冒頭で提供された構図は微妙に変形され、「解決の日は近い」という希望は打ち砕かれることになる。それは（2）の部分の記述に現れている説明図式が、（1）の部分の説明図式とは異なっているからだ。

つまり「ハルシネーション」には「誤謬なきハルシネーション」もある、というのである。その場合、どこにハルシネーションの問題性を帰責させる構図になっているのだろうか。「文章生成 AI は次の単語を予測しているに過ぎない」（下線（2）の前半）という部分と「学習していない情報を求められた場合」（下線（2）の後半）という部分の組み合わせが、「誤謬」の代わりの「原因」となっているように見える。その全体が、「あたかも真実のように嘘を出力する」という「結果」を出力する形になっているのである。大雑把にいって「無知が招くハルシネーション」とでもよべるような説明図式が、下線（2）の部分では描かれている。

とはいって、「無知が招くハルシネーション」として、以下の 2 種のうちどちらが想定されているのかという点についてははつきりしない。

具体的には、「学習していない情報を求められた場合」としてどういう場合が想定されているのだろうか？

中島は「間違った情報と正しい情報」の判別ができるなどを前提に、下線（1）の部分では議論を行っていた。したがって、「正しい情報があるのにそれを学習していない状態で、正しい情報を求められた場合」という想定が 1 種目の想定ということになる。これを「ハルシネーション A」と名付けよう。

けれども、もう一種類の想定があり得る⁴。この世には「未知の事象」というものがあるのだから、「学習していない情報」というカテゴリーには、「そもそも学習するに足る情報がこの世に存在していないような対象についての情報」も含まれてよいはずである。つまり「間違った情報と正しい情報」がある場合だけではなく、「正しい情報も間違った情報そもそも情報自体がない」という場合の「ハルシネーション」もありうるのである。こちらを「ハルシネーション B」と名付けよう。

下線（2）の記載内容からは、A, B, いずれの場合にも「ハルシネーション」と呼びうるし、両方のケースがいずれも起きうると考えるべきだろう。とするのなら、下線（2）での「無知」の幅はかなり広くとるべきだということになるだろう。そうすると、「ハルシネーション」の「原因」は「無知」という事実的な内容の部分よりは、「生成 AI は次の単語を予測しているだけ」という機能的な内容の部分にこそ、結び付いているべきだということになるだろう。なぜなら、「正しい情報も間違った情報そもそも情報がない」というのはにわかには変えようもない社会の現実なのであって、そこに帰責するのは無理だからだ。それよりも、答えを出力するメカニズムに帰責する方が問題の帰責としての機能を果たすことができ、妥当であるといえよう。

あるいは、議論のポイントをもう少し絞り込むのなら、このような場合「ハルシネーション」が「ハルシネーション」であるゆえんは、どのような出力を具体的にしているかではないのである。つまり「ハルシネーション」であることの「問題性」は、答えがないのに答えがあるかのように振る舞うという点なのであって、結局、「出力の仕方が欺瞞的」である。しかし、「生成AI」は意図をもって「欺瞞」を行っているわけではない。とするならば、答えがないことが論理的に当然のことなのにそこに人々が答えを求めている、というズレこそが「有責」だといつてもよいだろう。あるいは、より極端な言い方をするならば、「ハルシネーション」という主張をすることそのものが、問題のないところに問題があるという状態規定を適用している点で「欺瞞的」なのである。

ここまでくれば、下線(2)の部分に関して検討しなければならないのはどういうことかはっきりしてくる。つまり「正しいと公認されていない情報を、正しいと公認されている情報と同じような形で出力してしまうこと」という考え方メカニズムの欺瞞性」に関わる構造が、「生成AI」という新しい社会的アクターの参入でどれぐらい見えにくいものになってきているかという「科学社会学」の「相互行為的検討」こそが必要だ、ということになろう。

繰り返しになるが、もちろんこれは「欺瞞性」の「帰責」を「生成AI」にせよという主張ではない。それはかなり不当な帰責である。「正しいと公認されていない情報を、正しいと公認されている情報と同じような形で出力すること」は、人間社会で人間がおこなった場合には、不誠実な態度、あるいは、欺瞞的な態度として批判されて当然だが、生成AIがそのような出力の仕方をすることを「生成AI」に帰責して、不誠実だとか欺瞞だとかと呼ぶことに適切性はないからだ。

そもそも、生成AIは「出力が正しくなるように推論の道筋を自分自身でチェックしている」ような装置ではないということは周知の事実だからだ⁵。あるいは、生成AIは「機械学習」する際に、「正しさをチェックしながら学習材料を吟味する」ような活動をする「知性」を保証されていない存在だ、という表現をとってもよいだろう。誰もそのようなことを保証はしていないからだ。そのように、はじめから「正しさ」に志向していないアルゴリズムでもって運用をされていることが知られている生成AIに対して、そこからの出力の評価を、「嘘」だとか「欺瞞」だとかという評価語を利用して行ってしまうことには、評価する側の不適切性こそが指摘されるべきだろう。

にもかかわらず、我々は生成AIからの出力に対して問題があるという認定を下して、発生している事態を「ハルシネーション」と形容して、それを「どうやって減らすのか」とか「ハルシネーションが多いのが悪いAIで、少ないのがよいAIだ」というような議論を盛んにしている⁶。

とすると、ここに社会学の研究対象が存在しているということになるだろう。つまり、実際の因果関係や事実関係をとりあえず括弧にくるんだ上で、人々が想定している因果関

係や事実関係のありようを、それ自身の権利でもって探究する社会学というものがここで可能になるのである。

2.3 中島（2024）におけるハルシネーションの解説はどうなっているか（3）

じつは、中島（2024）のこの節での結論部分である下線（3）の部分は、半分程度はここまで我々の議論を踏まえたものになっている。「ハルシネーションが起こり得ることを前提に、人間が出力内容を確認することが大切」（3）という結論部の主張に関して言えば、少なくとも前半の「前提に」までの部分は、下線（1）部分よりは下線（2）部分が重要である、という我々のここまで議論を踏まえたものになっているからだ。中島は下線（3）の部分において、「生成 AI が出力するハルシネーションをゼロにはできない」という主張をしているが、この部分はたしかに「文章生成 AI は次の単語を予測しているに過ぎない」という内容の下線（2）の部分の前半に支えられている。とはいえ、下線（3）の部分の後半（「人間が出力内容を確認することが大切」）は、我々が議論してきていない内容であるし、その目標が達成され得るものなのかどうかという重要な点において疑義がある内容であるといえよう。すると、この下線（3）の部分については、その適切さの吟味より、人間と生成 AI との棲み分けイメージが呈示された部分として理解していくのがよいだろうと思われた。

2.4 生成 AI のハルシネーション論の論理構造をめぐる理解社会学の概要

ここまで議論をまとめよう。それは同時に生成 AI のハルシネーション論の論理構造をめぐる理解社会学の概要ともなるはずだ。

まず、我々は中島（2024）の記載内容をもとに、「生成 AI におけるハルシネーション論」というものが、その論理的に不十分な点も含めて、社会学的議論の対象として、興味深い対象であることを確認してきた。具体的には「生成 AI のハルシネーション」は、しばしば、学習するデータの誤りに由来するものとして理解される（2.1 の前半の議論）。その結果、「生成 AI のアルゴリズムそのものは」免責される。また同様に「間違った情報と正しい情報の 2 区分がある」という世界認識が基盤にある思考と接続がよい推論がされていたことも判明した事実である（2.1 の後半の議論）。

ついで、2.2 では、「間違った答えを正答とする」ような「ハルシネーション A」と、「正しいと公認された答えがあるとは言えない状況で、正しいと公認された答えがあると主張する」ような「ハルシネーション B」との 2 種があるだろう、ということが主張された。

最後に、2.3 では、「人間が出力内容を確認することが大切」という中島の主張の最終部に関して、そのように主張することが適切なのかという問い合わせの他に、そんなことが可能なのかという問い合わせも残っているという指摘をした。これらが、2 節での議論のまとめである⁷。

解説書（中島 2024）から分かることは多い。しかし、紙の上の文字からだけでは、実際の機械（生成 AI）の動作と人々の活動が交叉する部分の詳細はわからず、つまりは、どのような推論が人々に働いて、生成 AI をめぐる社会像が成立しているのかの詳細を分析していくことができない。

次節の第 3 節では、実際の生成 AI の動作を実験的環境下で刺激を与えながら丁寧に見ていくことで、少し細かく検証しよう。そうすることで、社会学の議論の対象として扱うのに必要な情報を得ていくことができるはずだ。

なお、今回の研究の実験は、2025 年 2 月に、マイクロソフト 365 に自動付帯された「コパイロット（マイクロソフト社が提供する生成 AI）」を活用して「レポート課題を出して、生成 AI に答えさせる」という方式で行われた。利用した機材は、筆者の自宅の Windows PC（Windows 11 搭載）である。

生成 AI は急速に発達しており、半年もたてばこの実験はかなり機能的に古い「生成 AI」を素朴に利用した「生成 AI 利用実験」だったといわれてしまう可能性もある。しかし、そのことはぎやくにいえば、この実験データには、2025 年 2 月現在の、あとからでは再現不能な質がある実験だったとして評価される可能性もあるということである。したがって、3 節には実験の要約と分析結果の概要を掲載したが、実験結果そのものについても本論文の資料として後掲することにした。

3 コパイロットにレポート課題を答えさせてみた！

3.1 「資料：レポート課題におけるハルシネーションの事例」の概説

本論文の末尾に掲載した「資料」は、今回実施した「実験」の結果である。以下はその成立の経緯として資料に掲載したものを順番に前置し、その後ろに、実験の意味がよくわかるように、実験者の知識状態や実験結果の意味などに関する説明を付加したものである。

3.2 実験プロセスの前半（準備的プロンプトの呈示とそれへの回答）の部分の説明

経緯（1）以下の「資料：レポート課題におけるハルシネーションの事例」は、2025 年 2 月 15 日に作成された「私家版」の資料である（2025 年中に、WEB 公開の予定）。

筆者は、生成 AI の利用者としては「初級」レベルの「利用者」であるといえよう。現在では、週に 1~2 回程度の頻度で「コパイロット（MICROSOFT 365 無料付帯版）」を利用している。おもに調べ物用途であるが、授業利用をしている MS チームス内で「課題」を学生に出すときに「学習課題」の箇条書きを出力させることも多い。これは、全国大学生活協同組合連合会による「学生生活実態調査」内の区分でいえば、全 6 段階のうちよく使う方から 2 番目（「無料版を利用している」）に相当する位置であると言ってよいだろう（あるいは、付帯版であっても有料であると考えるのなら、よく使う方から 1 番目の

「有料版を利用している」に該当するのかもしれないが、実感としては無料版利用者である)。

ちなみに、この全国大学生活協同組合連合会が 2023 年秋に実施した調査では、大学生（無作為抽出）の 46.7% が文章生成系 AI の「利用経験あり」という結果になっているが、現在（2025 年 3 月）では、さらに高い比率で生成 AI は使われていると思われる（朝日新聞 2024）⁸。

筆者は「利用者」としては初級者であるという自覚だが、AI についての探究活動の方では「初級」ではないという自負と実績がある。具体的にのべよう。2019 年には日本社会学会第 92 回大会で、AI に関するシンポジウム（「AI と社会学の未来」）を企画・司会した。また、2021 年以降はほぼ毎年、AI 関連論文を発表してきている。後者のひとつである樋田ほか（2022）では、AI を社会と共に進化するものとして扱い、AI が人間とのコミュニケーションのなかで居場所を見つけて、そうやって社会に受け入れられる様子を分析することができた。その結果として、AI の社会学は AI 関連諸研究の中で独自色を出していけるという確信を得た。また、AI に関する最新の情報に関しては、薛海升（せつかいしよう、東京大学大学院教育学研究科）が主宰している「質的研究×AI」メーリングリストに所属し、月例の研究会に参加する形で情勢を把握している。

経緯（2）作成作業は、2 月 14 日に開始され 2 月 15 日に終了した。『現象と秩序』22 号掲載にあたり、理解しやすくなるように、本資料成立の経緯等（箇条書き部分）や資料の「小見出し」部分や「注」を整備した。また、「プロンプト（筆者から生成 AI への指示の部分）」に関してはゴシック体で表記した。

筆者とコパイロットとのやりとりについては、「プロンプト」の部分もコパイロット側からの出力の部分とともに残してあり、「資料」の冒頭にその保存先 URL を記載して公開している（プロンプト部分を含めて著作権の主張はしませんので、希望者は出典明記の上、自由に再利用をなさって下さい）。最初の「プロンプト」は、実際に筆者が出題した「レポート課題」に類似したものを基盤に、レポート解答例を 2 種提供するよう依頼した。その後は、コパイロットからの「回答（出力）」を読んで考えたことを 2 回目の「プロンプト」にし、さらに聴きたいことが出てきた場合には、3 回目、4 回目と指示をした。

経緯（3）この資料の成立の経緯と問い合わせ文（プロンプト）とそれに対応した生成 AI からの応答文（出力）は、以下のとおりである。

経緯（4）第一に、ある大学での社会学関係の授業における実際のレポート課題に準拠した課題を、マイクロソフト社の「コパイロット」という AI に質問し回答を得た。具

体的には、レポート執筆に関する2種の提案を要請し、回答を得た（その記録は下記のURL上に公開されている①。なお、当該AIは無料付帯版を用いた。以下同じ）。

経緯（5）第二に、前者の家庭内コミュニケーションをもとにしたレポート提案よりも、後者の公共交通機関内での相互行為に関するレポート提案の方が面白そうだったため、具体的な観察場所を「阪急梅田駅」に指定して、そこでの「観察記録の取り方」の呈示を求めた。

紙面を節約するために、ここでは経緯（3）と経緯（4）と経緯（5）をひとまとめにして扱う。

タイムは計っていないが、記憶によれば、プロンプトを入力してから応答を得るまでの時間はほとんど間をおかず即座にというレベルのものだった。コパイロットからは、レポート執筆案として上述の二種の案を回答として得たが、どちらも多くの問題を含んでいそうなものだった。まず、前者案（家庭内コミュニケーション）に関しては、背景的研究として二種考えられた。ひとつ目は、ガーフィンケルが院生向けに課した課題（自宅に帰つて、家族に対して他人のように振る舞え）である。前半のレポート案は、このガーフィンケリングと呼ばれる課題に関する論文をインターネット上で学習したことに関連しているかとも思われる内容であった。こちらの場合に関しては、実際に学生が自宅で他人の振りをするような活動をして、その結果を報告するようなレポートを書いてくる可能性は低いと思われた（教師の立場として、現代では上述のガーフィンケリングは、学生の家族に迷惑がかかるので勧めることはできないと思われた）。また、二種目としては、国立国語研究所が近年取り組んでいる『日本語日常会話コーパス（日常会話を対象とする映像付き大規模コーパス）』（小磯ほか 2023）関連の研究論文や研究報告が学習されていることに関連しているようだったが、こちらについては、授業内で「会話のターンテイキング」や「会話の修復メカニズム」を学術成果物に使える水準では教えていなかったため、実際の学生のレポートとの比較が困難になると思われた⁹。上記の二つの理由（倫理的理由および、授業内教授内容との呼応関係に基づく理由）から、こちらの案について、深追いすることとはしなかった。

それに対し、コパイロットが提案してきたうちの後者（交通機関内でのコミュニケーション）ならばただの観察ですむところから、実際の学生のレポートとして出てくることもあろうかと思われ、さらに「会話のターンテイキング」や「会話の修復メカニズム」についての十分な知識がなくても、知的生産性のある記述が可能になるとも思われたため、この後者のレポートプランについて、更に2度目の「プロンプト」を指示して、コパイロットからの続けての回答を求めるにした。

その際、具体性の程度を上げるため、かつ、検証可能性を高めるため「阪急梅田駅」¹⁰での観察を指定した。というのも、筆者は2009年から14年間にわたって関西学院大学の

非常勤講師をつとめていた経験があり、そのため、通勤経路にある「阪急梅田駅」の状況については十分に把握していたからである。

3. 3 実験プロセスの後半（疑義ある回答への追及とその結果）の部分の説明

経緯（6）第三に、上記の「観察記録」で出力された内容に違和感（偽物っぽさ）があつたため、複数の駅での観察記録を出させるとその問題点が明確になる可能性があると考え、「他の駅での観察結果との比較」を要請した。

生成 AI からの出力を読みながら、「講釈師、見てきたような嘘をつき」という諺を思い出してしまった。これは今風にいえば「生成 AI、見てきたような嘘をつき」ということになるのだろう。語り手に悪意がなく、かつ、情報の受容者が、正式の歴史書や報告書の主張よりも、むしろ説得力をもった語り手（講釈師あるいは生成 AI）の言うことの方を真実だと思い込んでいくという展開に関しても、相互に類似しているのではないかと思われた。

本論文末尾の「資料」をみてもらえばわかるように、「観察記録の取り方」の項目においてコパイロットは、「取り方」の方法論レベルの記述をしているわけではない。むしろ、直接の実例表示がそこではなされているようにみえる。たぶん、そのような素材の学習しかできていないからであろう。そして、その「実例記述」のなかには、近年の阪急梅田駅利用者の眼からみて「あり得ない」と受け止めざるを得ないもの、すなわち「ハルシネーション」と呼べそうなものが多数あった。

「資料」のこの「観察」部分で、筆者は 8 箇所を「ハルシネーションと呼べそうな部分」として認定した¹¹。下線をつけた 8 箇所である。短く、判断の理由を記していこう。

- （ア） 阪急大阪梅田駅には、2 階中央口、3 階中央口、茶屋町口の 3 つの改札があり、このどれかの、それも西側か東側かを選んだ上で観察記録を付けたと主張しなければ、調査記録としての価値が大いに削がれると容易に想像可能なのに、区別をしていない。
- （イ） 「相互作用」という用語はエスノメソドロジーではほとんどつかわれておらず、「相互行為」が標準用語である。にもかかわらず「相互作用」が使われている。
- （ウ） 過去 10 年間、（ひとつの改札機に）50 人が並んでいた光景をみたことがない。その一方で、2 階中央口だけでも 31 個の IC 改札機が並んでおり、この全体に 50 人が分散して並んでいるという記述としてコパイロットの出力を読むこともできるかもしれないが、31 個の改札に 50 人がばらばらに存在していた場合には、それを「並んでいる」と表現することはできないと思われた。結局、コパイロットからの出力はどのような状況の記述なのか、対応する現実がみえてこなかった。阪急大阪梅田駅には、京都線、神戸線、宝塚線の 3 線が乗り入れているので、どの線に近い改札であるのかで、ラッシュアワーの混み方も違ってくることが予想され

たが、その区別もコパイロットの出力からは見て取ることができなかった。

- (エ) 前を行くサラリーマンが改札機を通過できなかつたときに、前を行くサラリーマンが後ろの通行客に、自分の体を横によけて道を譲ることなら可能だが、後ろの人が前の人道を譲ることは不可能である。観察記録が指示する状況は、この世に存在しない、非論理的な状況である。
- (オ) 私の日常の観察では、トラブルのあった改札機のうしろに並んでいた乗客は、前方のトラブルを感知した直後に、右脇か左脇の改札機（トラブルの発生していない改札機）に水平平行移動して、数秒も無駄にせずに改札を通過していた。そのような日常と違うことがこの1月15日に起きるとは思えない。
- (カ) 係員は、新幹線の改札では改札機脇に常駐していてトラブル処理（湿った切符が改札機内に詰まつて動かなくなった場合などに、その湿った切符の機械内からの回収等をして、改札機が正常に動くようにすること）をしているが、新幹線ですから並び方の指導をしている駅員は近年見たことがない。阪急大阪梅田駅においても、並び方指導をしている駅員は少なくともここ10年間はみたことがないが、そのような現象があるかのような観察結果が描かれている。
- (キ) たしかに、改札機通過の人並みが詰まることはある。しかしそれは、数秒のうちに解消する混雑であつて、係員の指導で解消された混雑をラッシュアワーに見たことがない。
- (ク) 列への並び方を示す掲示物を大阪梅田駅（阪急）で見たことはないし、そのような内容のアナウンスが流れているのも聞いたことがない。

これら（ア）から（ク）までの8つの「ハルシネーション」は、大きく3つの種類にわけることができよう。

まずひとつ目は、現象として起き得ないことが書かれている「ハルシネーション」であり、（エ）がそれに相当する。このカテゴリーは「論理違背的ハルシネーション」と呼ぶだろう。ついでふたつ目は、大阪居住者としての筆者、同駅の日常的利用者としての筆者が、観察したことがない事例があげられている場合であつて、（ウ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）の5例が当てはまるだろう。このカテゴリーは「観察結果違背的ハルシネーション」と呼ぶことができるだろう。最後に（ア）と（イ）の2ケースは、学問世界の規範からみての「ハルシネーション」であるといえよう。つまり、（ア）と（イ）はそれぞれ、観察場所を再現可能な形で記載するのが学問的には当然であるという学問規範からみた「ハルシネーション」及び、心理学の領域では当該の用語を使うかもしれないが、日本のエスノメソドロジー・会話分析の領域では普通使わないという、小さな学問分野内での文化的規範があるとして、それに基づいた「ハルシネーション」であり、両方を合わせて「学問文化違背的ハルシネーション」と呼ぶことができるものであろう。

なお、「プロンプト」で他駅との比較を要求したところ、「阪急梅田駅」のほかに、「近鉄難波駅」、「阪急十三駅」、「大阪モノレール万博記念公園駅」、「JR 福島駅」、「阪急天神橋筋六丁目駅」の合計 5 駅が比較用にあげられ、もっともらしいことが書かれていたが、たとえば、地下鉄との乗換駅である「阪急天神橋筋六丁目駅」に関して「利用者は地元住民が多い」という指摘などは、通勤の目的地になるような事業所が「天神橋筋六丁目駅」周辺にあまりないことを知っている地元住民の目からみれば、たいへんに疑わしい記述だった。そもそも、天神橋筋六丁目駅は阪急と大阪市営地下鉄が相互乗り入れしている駅であって、改札機は両社で共同利用されているので、改札口に立って観察しているだけでは、それが阪急に乗って到着した旅客なのか、大阪メトロに乗って到着した旅客なのかの判別はほとんど付かないはずである。つまり、生成 AI は分かるはずのないことについての主張を行っているのであって、そのこと自身が「ハルシネーション」であるといつてもよいように思われた。

経緯 (7) 第四に、生成 AI から出力された駅間比較の主要論点が「利用者数の多寡」であったため、「駅の利用者数」を新しい「プロンプト」で問い合わせた。

回答の行数はたったの 9 行だったが、生成 AI のハルシネーション研究においては大変に重要な情報を伝えてくれる 9 行であった。

重要性に鑑み、生成 AI からの出力部分の中で重要と思われる所に、下線と連続記号を付した。連続記号は、(ヶ)、(コ)、(サ)、(シ)、(ス) の 5 つであった（説明は後述）。ただし、2 月 15 日の時点で「ハルシネーション」ではないかと思えた部分は、以下の矛盾に関する 1 箇所のみであった。すなわち、資料③の出力の部分では、阪急梅田駅より近鉄難波駅の方が乗降客数が少ないという主張を生成 AI はしていた。しかし、その後の④では、阪急梅田駅より近鉄難波駅の方が、乗降客数が 1 日あたり 10 万人ほど多いという、同じ「生成 AI」の直前の出力と矛盾した出力を生成 AI がしていた。この矛盾（「ハルシネーション」）には 2 月 15 日時点で気がついていた。

経緯 (8) 第五に、②や③で出力された内容の違和感が解消されず、かつ、③と④では阪急梅田駅と近鉄難波駅の間で乗降客数に関して矛盾した主張がなされていたため、それらを批判して書き直すように促す文章を、概ね下記のような趣旨で「プロンプト」に書いて再出力を要請した（「提出されたレポート課題に対して、事実に反した内容がレポートされており、かつ、あまりエスノメソドロジー的でない分析がされているので改善せよ」）。

生成 AI は、反省を促されても対応する術を持っていないようだった。おそらくは、みずからがいいたいどのようなメカニズムで「ハルシネーション」を産み出すのかについての

自覚ができておらず、したがって、「改善する」ということに実態を与えることが困難なようだった。つまり、表面的には「ご指摘を踏まえ」とか「事実に基づいた（ソ）」とか、「エスノメソドロジーの視角から（カ）」というような文章を出力することで、「改善した」風な文章は作成するが、現実には「指摘」を踏まえてもいないし、「事実に基づいて」もいないし、「エスノメソドロジー」的でもない文章を出力してきた。この口先だけで要望に応じた振りをするという生成 AI の挙動の全体こそが、「ハルシネーション」を産み出すメカニズムというべきなのだろうと思われたが、その一方で、「プロンプト」を書く側も、生成 AI がどのようなメカニズムで「ハルシネーション」を産み出すかを把握していないため、生成 AI からの出力を網羅的に疑うことは心理的に困難だった。つまりは、かなり深刻な水準で「生成 AI」からの出力にだまされざるを得ない状況になっていた。

では、筆者はどのようなだまされ方をしたのか。そして、自らがだまされていたことについてどのように気がついていったのか。そのことを少し詳細に記述していこう。

まず、筆者は「そうか、やはり近鉄難波駅の方が混んでいるのか」とだまされてしまった。というのも、下線（チ）において、近鉄難波駅の改札口に8時10分に「100人の人が並んでいた」という記述があり、この記述は、②での阪急梅田駅の8時05分に「50人」が並んでいたという記述の中の数値である「50」の2倍であるから、ついで、近鉄難波駅の改札（年間乗降客数50万人とコパイロットが主張）の方が、阪急梅田駅（年間乗降客数40万人とコパイロットが主張）より混んでいると思ってしまったのである。

しかし、少なくとも乗降客数の数値は違っていた¹²。それに気がついたのは、④の出力のなかに「出典表記」があったからである。コパイロットは、阪急梅田駅の利用者数の脇と近鉄難波駅の利用者数の脇の両方に「出典マーク」を付けてくれていた。典拠が不明で、出典を示さないのが生成 AI の問題点だといわれているなかで、出典を示す方向にあることは朗報だろう。しかし、このコパイロットが付けてくれた「出典情報」のおかげで、驚くべきことを発見することになった。

コパイロットは「出典1」においても「出典2」においても、注記情報のなかで「statresearch.jp」という民間のインターネットサイト（政府公開データを見やすくして提供してくれるデータ系のまとめサイト）へのURLを記してくれていた。

しかし、近鉄難波駅の乗降客数値の脇の「出典2」内に書いてあったURLは、阪急電鉄の乗降客数に関するものであった。つまり、「出典表記そのものがハルシネーションを起こしていた」のである。そこで、近鉄難波駅の乗降客数を国土交通省のサイトで確認したところ、約14万人であった。驚いて、他の駅についても調べてみたところ（全て概数、1日当たりの平均乗降客数）、「阪急十三駅」が6.7万人、「大阪モノレール万博記念公園駅」が9600人（生成AIは④で3万人と出力）、「JR福島駅」が5.2万人（生成AIは④で10万人と出力）、「阪急天神橋筋六丁目駅」は1.4万人であった。近鉄難波駅における乗降客数の数値のズレの大きさに驚く。

3.4 小括：生成 AI のハルシネーションについて実験から何がわかったのか？

ここまで実験結果から、我々は何を知ることができたのだろうか。まず、もっとも大きな成果は、生成 AI が産み出すハルシネーションには、大きく分けて 4 つの種類がありそうだということである。このうち 3 つは、前節の途中にまとめたように、「論理違背的ハルシネーション」「観察結果違背的ハルシネーション」「学問文化違背的ハルシネーション」の 3 つである。

そして、さいごの一つは、「文脈対応規則違背的ハルシネーション」といえるようなものであり、出力結果の文章そのものの単独的な読解からだけでは判断できないようなハルシネーションである。今回の実験でいえば、まず、追加された「プロンプト」への「出力」が、その出力内容単独では矛盾がないけれども、もともとの「出力」と組み合わせると矛盾を含んでいる場合があった。たとえば、「近鉄難波駅」の混雑の様子に関して、コパイロットは最初は、阪急梅田駅よりも空いている駅として観察記録（案）を出力したが、2 回目では、阪急梅田駅よりも乗降客数の多い、つまりは、より混んだ駅として記述してきた。同じ生成 AI を出力元とする 2 つの文章なら、それらは整合しているべきだと考えれば、これは「ハルシネーション」であるということになる。また、出典表記に関しては、その表記が付着している単語やフレーズに関連しない参照先（URL）を指示するものがついていたが、これは、当該の URL を開いてその URL で開かれた画面の一番大きな文字が、出典表記のついている元の駅名や路線名とは違うことに気がつくと、「ハルシネーション」だとみなしてよいということになるだろう。これらは、その部分単独で「ハルシネーション」をなしているわけではないが、読みの文脈を立てて内容を精査すると、「ハルシネーション」に見えてくる、そういうタイプの「ハルシネーション」である。

ここで重要なのは、上述の 4 種の「ハルシネーション」が「ハルシネーションでない可能性」を多くの場合はらんでいるということ、そういうものとして存在しているという事実である。

第二類型の「観察結果違背的ハルシネーション」に関して言えば、たまたまこれまで観察されていないからといって、その「既存の観察結果」に含まれない現実が存在していないわけではない。

私が観察した事例でも、「起きそうもないことが起きていた」ことがあった。たとえば、自動改札でゲートが閉まって先に行くことができない乗客が発生したときに、直後の人人が、その後ろの 3 番目の人に謝るという不思議な光景があった。このケースなど、もし、生成 AI からの出力に似たようなケースがあれば「ハルシネーション」を疑われるケースであるが、より詳細に記述すると、ゲートが閉まって前に行くことができない乗客の直後の乗客が 3 番目の乗客に後ろからぶつかっていたのであった。自動車でいえば、急ブレーキで停まった 2 台目自動車への後続車からの追突事故状態になっていたのである。人間には

「車間距離」という概念は当てはまらないだろうけれども、この2台目自動車相当の乗客は、実際に3台目自動車相当の乗客に謝っていたのである。

また、第一類型の「論理違背的ハルシネーション」の場合ですら、これまで発見されていない「論理の流れ」が発見されて、この「ハルシネーション」が「ハルシネーションではなかった」ということになるかもしれない。我々は、我々の生きているこの社会のすべての「論理の流れ」を事前にすべて把握できているわけではないからだ¹³。

「いや、論理は普遍的なものだから、論理違背的ハルシネーションが覆ることはないだろう。もし、それが覆るのなら、そのようなハルシネーションに論理違背的という名前を冠することそのものが間違っている」という反論もあるかも知れない。

しかし、社会学はデュルケーム以来「契約の非契約的要素」に注目してきたのである。したがって、我々が現実の記述に関して「論理的である」という判断を下す場合も、「非論理的である」という判断を下す場合も、いずれも「論理以前の常識的理説」が基盤となっている。そこが覆される事態がないとはいえないだろう。

たとえば、今回の事例でいえば、「あるサラリーマンが改札でICカードの残高不足で止められたが、後ろの人がすぐに譲って通していた」(エ)という部分が本当に起こりえないことを論理だけで主張できるか、ということが問題になるのである。我々は、「論理以前の常識的理説」を意識していないので、あたりまえに「そんなことは起きない」と判断するが、それはここでの「譲る」という動詞が、「自らが先に確保している通行権を、自分に使用優先権があるにもかかわらず他者に使わせる」という意味であるとして、ここでは、「改札機へのアクセス」が止められたサラリーマンにしかまだ通行権が配分されていないで、後ろの人にはまだ通行権が配分されていないので、したがって、動詞の説明の前段が成り立たないということを理由にして行われる判断だ。つまり、後ろの人が「先に確保している通行権」というものが存在しないのに、存在しないものを譲り渡しているから変だという判断で「論理違背的ハルシネーション」ということになっているのだ。

しかし、本当にねに(エ)が成り立たないといえるのだろうか。

筆者は、以下のような事例を改札でかなり頻繁に観察している。ICカードのなんらかの不具合で、改札機のゲートがしまった直後、そのまま立ち止まってしまうと、ゲートは閉まったままになってニッチもサッチもいかなくなってしまうので、ゲートに行き当たった当事者が足元の赤外線感知器の線より後ろにさがって、再度、有効なICカードを改札機に当てれば通過が可能になる状態にまで状況を改善させることがよくある。そして、そのタイミングで、当該旅客の後ろの旅客が自分の有効なICカードを改札機にタッチさせて(後ろの旅客自身が)通過していく事例は、元のゲートトラブルを発生させた旅客が先に通過するより多く存在しているのである。

このような事例が日常的に存在する以上、奇特な旅客がICカードを2枚もっていて(筆者自身、JR系と私鉄系の2枚を常に携帯している)、自分がタッチしたことで獲得した通行権を前のゲートで通行止めされてしまった旅客に与え、先にゲートを通過させて、自分

自身はそのあとでもう一枚の IC カードで IC 改札機を通過していくという行為をすることも、論理的にはあり得るのである。

このような「新しい論理の流れ」は、日本の多くの鉄道が降車駅で、入構履歴のない IC カードをもった旅客にかなり丁寧に対応してくれる¹⁴ことを知つていなければ、思いつくことはないかもしれないが、信じ難いほど奇特な旅客がいるとすれば、あり得ないことではない。つまり、論理的にあり得ないと我々が考えていることのいくぶんかは、論理的にあり得ることに変わりうるのである。その場合、変わるのは論理ではなく、しばしば論理を支えている「常識的知識」の方である。しかし、我々が生きている現実というのは、我々が一般的に「論理的にあり得ない」と考えていることが「論理的にあり得る」と変化することがときどきある程度にはゆるやかな常識に支えられたものなのである。

これらに比べれば、第 3 類型の「学問文化違背的ハルシネーション」の場合は、問題の質が違つてくるので、そのことに注意して欲しい。一方では、「そもそも、それはハルシネーションではない」という立場が明確に成り立つ類いの「ハルシネーション」である。エスノメソドロジーでは「相互作用」ではなく「相互行為」というからといって、「相互作用」という出力をハルシネーション扱いするのは不当だと言つては、という立場が成り立つのである。それは「相互作用」と「相互行為」に互換性がある、と主張しても、そのことによって学問の実質が変わらないという立場からの主張である。それは用語利用にかなり特徴的な部分がある学問にあったとしても、そのことを当該学問分野の失うことの許されない特徴と考える必要はないという立場である。そのような、学問に世界観¹⁵としての側面があると考えない立場からは、この第 3 類型の「ハルシネーション」認定は不当だということになるのである。

生成 AI が学習素材として学んでいるものは、多くの場合、複数の学問や学派にまたがったハイブリッドな学習素材になっていて、そのハイブリッドな世界と対応した「判別性能」しか持つていない。簡単にいって、それは研究者が社会学のなかだけでも数十の学派に分かれています、そのそれぞれの学派が「このような言い回しはこの学派ではないことになっている」という世界観的感覚の共有で凝集力を保つていてことと齟齬を来す原因になるのである。

この問題は、学問の各学派の多様性の維持が学問の未来の豊かさを保つために重要だと考える筆者のような立場からは、生成 AI の出力をどのように社会学が受け入れていくかということに関わる決定的問題として認識されることになる。その一方で、学問の未来にあまり関心がなく、生成 AI を利用して組み立てた自分の意見が、諸学から一般的に「偽」と見なされなければそれで構わないというような人々にとっては大した問題ではない、ということになるだろう。

第 4 類型の「文脈対応規則違背的ハルシネーション」も第 3 類型どうように、「これはハルシネーションではない」ということができる「ハルシネーション」である。阪急大阪梅田駅の乗降客数の数値部分についている「出典」が、その「出典」が指示した URL の

一番上の行に「阪急線における乗降客数」と書かれてあるような URL であったのだから、近鉄難波駅の乗降客数の数値部分に付いている「出典」が、一番上の行にやはり「阪急線における乗降客数」と書かれたものになっているのは、不適だといえるのは、特殊な前提下だけである。すなわち、もし「出典表記」というものを、URL 表記で行う場合には、一番上の部分が直接、出典表記をしようとした元の事実を支える記述と直結したものになつていなければならないというルール（ルール X）があるという考え方を受け入れたときだけなのである。しかし、ここに「ルール X」を当てはめるべきかどうかには疑義があり得る。つまりは、文章をどのような文脈の流れで読むべきかという規範にそつて「ハルシネーション」であるかどうかが判別されるような違背が、この第 4 類型の「文脈対応規則違背的ハルシネーション」なのである。

4 生成 AI の「実験臨床社会学」

4. 1 「実験臨床社会学」としての「コパイロットによるレポート答案作成実験」

樫田は、「実験臨床社会学」としての側面が「エスノメソドロジー」にはあるという主張を近年できている（樫田、近刊）。つまり、「研究者が介入することで発生した現実を研究する」という意味で「実験的」研究ではあるものの、仮説的な要因連関図式をあらかじめ設定したうえで、それらの諸要因の一部または全部を統制することで仮説の検証をするような、従来型の「実験科学」ではないものが、つまり「臨床的」な実験が、エスノメソドロジーの「違背実験」として行われてきたのだという主張をしてきている。

したがって、それは別の呼び名を与えるのならば「実験・臨床・社会学」とよぶ事ができるような実験なのであり、現実社会に存在する多様な意味の連関性をなるべくそのまま保存したうえで、実験の結果がどのように展開するかを確認する中から、これまで気づかれていた実践的な意味のつながり方を発見しようとする企みのことである（たとえば、ガーフィンケルが実施したニセカウンセリング実験や三目並べ実験は、実験臨床社会学と呼べるだろう）。

本論文では、生成 AI の出力結果を分析して評価しているが、そこでは単に生成 AI に実際のレポート課題とほぼ同じ課題を解かせたものを検討するだけでなく、その解答結果に繰り返しの介入を行っている。具体的には、「比較の視点を加えよ」と命じたり、「授業実施者からの批判に対応せよ」と要請したりすることで、やりとりを「実験」化している。このことによって、演繹的思考にもとづく分析だけでなく、帰納的思考にもとづく分析も可能になり、従来の「生成 AI 論」よりも「実際の生成 AI と社会との関連性」にフィットした議論をすることができるようになっている。

4. 2 「生成 AI の闇利用問題」と今回の「レポート答案作成実験」の意義

さらに、もうすこし今回の実験の有用性の主張をするのなら、現在の日本の大学教員にとって生成 AI の問題は「生成 AI の闇利用問題」として、つまりは「大学における教育・

指導の危機問題」として重要性を増してきており、この問題に対処するのに今回の「レポート答案作成実験」は価値あるものになっている。

2023 年からの「生成 AI の闇利用問題」は、同じコンピュータ利用による学習法に関連した問題であっても、これまでの「インターネット上の資料の不正な利用に関わる問題」とは違う水準の問題である。インターネット上の記事からの「剽窃」の問題ならば、「外部の記事 X が引用表記なくレポート Y に利用されている」と証拠を挙げて学生の「不正」¹⁶を証明することができた。これに対し、「生成 AI の闇利用問題（生成 AI からの出力の引き写しがレポート中に含まれているのにもかかわらず、そのことを隠して、学生本人が実験や観察をしたかのような形でレポートを提出してきたときに発生する諸問題）」では、生成 AI の出力には再現性がないので、教員は学生の活動の不当性を物証を用いて証明することができない。したがって、「いったいこのレポートはどのようにして書いたのか」という「問い合わせ」しかできない。その場合、学生が「自力でやった」と言いはったり、「どのような情報探索手段をとったかは記憶にも記録にもないが、それは入手した事実が周知の事実であると判断したからである」と主張したり、あるいは黙秘に徹したりする場合、それ以上の追求は困難となる。

追求が困難なだけでなく、評価の困難問題もこの問題に伴っている。しばしば生成 AI は、学生では思いも付かないような「適切な」飛躍的議論を出力してくるが、そのようなときに、「生成 AI の闇利用問題」が未解決だと当該の「飛躍的発想」を誰が行った発想なのか判別することができず、したがって、褒めたらよいのかけなしたらよいのか、扱いに窮することになるのである。

このように、学生レポートにおける「生成 AI の闇利用問題」は解決が難しく、現在の大学での教育・指導における大きな問題になってきている。この問題に対して「コパイロットによるレポート答案作成実験」は、（この問題を解決するものではないにしろ）この問題がどのような形で起きてきて、どのように展開していく可能性があるものなのか、それらのことを明らかにするものにはなっているといつてよいだろう。

4.3 第 2 節と第 3 節を総合して考える——生成 AI の議論と精神科領域の議論の類同性

我々は本論文の第 2 節で、生成 AI の「ハルシネーション」に人々がどのような視線をむけているのかということを、中島（2024）を元に検討した。そして、本論文の第 3 節で、実際に生成 AI が産み出す「ハルシネーション」の多様なありさまを確認した。

この 2 つの探究準備作業を組み合わせることで、何が言えるのだろうか。

第一にいえることは、「ハルシネーション」にはたくさんの原因（生成メカニズム）があるものの、そのいずれにおいても原因を削除することは（論理的に/現実的に）困難なのであって、「ハルシネーションは必然的に生じる」というしかないということである。たとえば、中島（2024）は、第一に学習データに存在する間違った知識がハルシネーションの原因だというが、では、間違った知識のすべてを排除したデータベースから学んだ生

成 AI は有用だろうか。注 6 の後半で扱ったように、児玉（2023）は、医師国家試験の出題からだけ学んだような生成 AI では専門知識が不足し、有用性は低いだろうと主張する。「標準的治療（間違いのない知識の集積）」とは違うさまざまな例外的知識を豊富に学ぶことが、実世界で有用になるためには必要なことだという主張には説得力がある。とするのなら、生成 AI の有用性は必ずしも正しいとは限らない大量の知識集積源である「インターネット」をベースにしていることであろう。生成 AI の有用性を確保しようとすれば「ハルシネーションの必然性」は受け入れなければならない特質なのだというべきではないだろうか。

第二にいえることは、「生成 AI」に関わって起きていることは、どうも基本的に「人の世」で起きていることと同じ一般性をもったことがらのではないかということである。とはいえる、この結論に至るために使っている知識は、一般的な知識ではない。筆者は日本社会学会と日本臨床心理学会の両方に所属しているおそらくはたった 3 名の研究者のうちの 1 名である。そして、日本臨床心理学会は、しばしば大会の部会として「ヒアリング・ヴォイシズ部会」を設置しており、筆者も何度か出たことがあるが、この第 2 の結論は、そのようにして得た「ヒアリング・ヴォイシズ（聴声、と訳されることが多い）」についての知識を組み合わせて考えると、みえてくる像なのである。

あたりまえのことをいうのだが、いまでは生成 AI 関連の用語として使われることが増えている「ハルシネーション」を「幻覚」と訳すならば、それが精神医学起源の用語の流用であることを推測するのは容易であろう。そして、精神医学領域の用語としての「幻覚」に関しても、「ヒアリング・ヴォイシズ」という社会運動に関連して、（生成 AI の）「ハルシネーション」同様の議論がなされていることを我々は知ることができるのである。

「ヒアリング・ヴォイシズ」という社会運動に関する一般的な説明に関しては、日本臨床心理学会編（2010）等の関連書や中恵（2021）等の関連論文を見てもらいたい。この運動はヨーロッパ発祥の世界的運動であり、大きな枠組としては、「幻聴」という精神科疾患の徴候（特徴的症状）とされてきたものを、誰もが経験しうる中立的なものとしての「ヒアリング・ヴォイシズ」という新用語に呼び変えることで、当該体験の非逸脱化および非医療化を図ろうとするものである。そして、その効果として「幻聴経験」がステigma 化されにくくなること、医療現場では忌避されがちだった「幻聴を語り合う」という交流が容易になること、および、「幻聴経験者」のまま「幻聴を隠さずに」社会復帰できる道筋が開かれることが達成されつつある。日本国内での運動としての拡がりはそれほど大きくはないが、元日本臨床心理学会会長である佐藤和喜雄によって『ヒアリング・ヴォイシズ研究会』が組織されており、次第に理解が深まってきている。

けれども、本論文が注目しているのは、この運動の精神科領域における意義ではない。本論文が注目するのは、この運動が「幻聴（ハルシネーションの一種）」というものの「事実性」に関して 2 つの主張をしていることである。まず第一点が、「注目すると発見される」という性質をもったものであることを主張していることである。ついで第二点が、

一見ただの「幻聴（ハルシネーションの一種）」とみえたものであっても、根拠のある合理的な存在である可能性があつて、したがつて、「ハルシネーション」の当事者の合理性を否定する根拠にならないものの可能性がある、という主張（につながる主張）をしていくことである。

まず、前半の部分から少し詳しく述べよう。「ヒアリング・ヴォイシズ」運動は、精神障害の徵候であるとされてきた「幻聴」を、一般人もまた多く体験するものであるとする。「ヒアリング・ヴォイシズ」の関係者は、世界中で統計的研究を行い、市民の 3~6% が現実世界に音声的裏付けがない「声」を聞いているという事実の発見をした（日本臨床心理学会編 2010: 35-6）。さらに、この一般市民の聴声者¹⁷の過半が、精神医療には結び付いていないという事実も見いただしている。つまり、精神科診断学の世界では、「声が聞こえること」は病名診断の根拠（の一部）とされているが、それは精神科クリニックに繋がつたサンプルの中で思考をした場合の合理性にすぎない可能性がある、ということである。普通に生活ができているので表面化することはないものの、実際には日々「声が聞こえている」普通の人々がいる。現在の精神科診断学は、それらの事象を探究対象外において議論を組み立てている可能性がある。この「気づき」は、我々が生成 AI の「ハルシネーション」に関して本論文で組み立ててきた議論にも、同様の「見られてはいるが気づかれていないこと」があるかも知れないという探究心を呼び起こすものだろう。

じつは筆者は、「ヒアリング・ヴォイシズ」運動が、一般市民のなかに「聴声者」を見いだしたのと同じような「探究・発見活動」を 30 年間にわたって行つてきている。

初期のケースとしては、樋田（1993）を挙げることができるだろう。それは、副田義也が主宰していた厚生省史研究のうち、1938 年（昭和 13 年）の厚生省の創設時に、陸軍省が「徵兵検査時の青年の体格が低下している」旨主張したことの是非に関わるものである。筆者は同論文において、1927 年から 28 年（昭和 2 年から 3 年）にかけての徵兵検査合格率の低下の原因を、「筋骨薄弱者の増加」で説明した陸軍省の説明を鵜呑みにしていた戦後の公衆衛生学者たちの見解（清水 1983: 522）に反論した。具体的には、結核の増大も近眼の増大も「徵兵検査合格率の低下」を説明するほどの数値にはなっておらず、身長も体重も増え続けているなかで、「徵兵検査合格率の低下」が起きている原因としては、公然・非公然の「合格基準の変更」を考えるしかないと示唆した。そのうえで、背景事情として、第一次世界大戦後の総力戦体制への転換が「精兵主義」への転換でもあったことを示唆した。

この筆者の指摘は、一般社会において信じられている事実が同じ一般社会において存在している諸情報を組み合わせると、信じるに価しないものにみえてくるという知的活動の一例になっている。つまりは、「ハルシネーションがあるのではないか」と新しい場所を探索すると、それまで「ない」と思われていた場所にも「ハルシネーション」が存在していることがみえてくるという実践になっているのである¹⁸。

このように「ヒアリング・ヴォイシズ」運動が行ったこととほぼ同じ活動を長くしてきた¹⁹筆者の目からみれば、「生成 AI の出力にハルシネーションがときどき発生している」という探索の結果を所与として思考を積み上げていくことは、不十分であるようにみえたのである。むしろ、「生成 AI の出力にハルシネーションがときどき発生している」という事実認識をしたときには、「ハルシネーションではない」と従来判断していた部分にも「ハルシネーション」があるのではないか、という検討をこそしていくべきなのではないだろうか。つまり、「生成 AI のハルシネーション問題」は、「ハルシネーションの存在を前提とした議論を進める」ことよりも、「ハルシネーションを発見できていない対象にもハルシネーションを発見していく思考が可能である」ということを前提とした議論を進める方向で、現実社会の他の諸活動との類同性を確認していくべき事柄であるように思われるのである。

ついで、後半の主張、すなわち、一見ただの「幻聴（ハルシネーションの一種）」とみえたものであっても、根拠のある合理的な存在である可能性があつて、したがつて、「ハルシネーション」の当事者の合理性を否定する根拠にならないものである可能性がある、という主張に関わる現実社会対応物を示そう。

「ヒアリング・ヴォイシズ」運動という当事者運動では、自分たちの「幻聴」の原因探求の活動を丁寧にしている。「マーストリヒト面接法」（日本臨床心理学会編 2010: 163-4.）である。マーストリヒト面接法では質問項目は 13 項目あり、（聞こえる）声の特徴（男か女か等）や、声の歴史や、声の引き金等が質問される。これらは、以下の 2 つの探究をするために聞かれるという。第一に「声が誰を代表しているか」、第二に「聴声はどんな問題を表しているか」である。

たしかに「マーストリヒト面接法」は支援のための技法であつて、原因探求に主眼があるわけではない。しかし、「マーストリヒト面接法」は、由来の分からない「幻聴」に対して、その由来を探究しながら、そのことが当事者支援にもなるような活動である、といつても大きくは外れていないであろう。つまり、生成 AI の「ハルシネーション」において中島（2024）が行っていたような原因探し探究は、我々が「幻覚（幻聴を含む）」に対して行っている探究と相似形のものだということができる。そのうえで、これはあまりにも大雑把なまとめかもしれないが、「マーストリヒト面接法」の結果、「ハルシネーション」の由来がすっきりとわかるというようなことはない、ということが起きていた。そのことは、生成 AI の「ハルシネーション」に関しても、原因を取り切って、「ハルシネーション」を根絶できるわけではないという現象とほぼ同じであった。この類同性には意味があるように思われた。

4.4 ハルシネーションに対する「ヒアリング・ヴォイシズ」と「生成 AI」の関係性に類似性があることの意味

そもそも、生成 AI に対して「出力にいたる推論の道筋を示さなくてよいので自由に出力せよ」といいつつ、「正しく出力せよ」と要求している点で、筆者は「無理」があると理解している。「出力に至る推論の道筋」の呈示義務がない以上、出力結果だけからは、そこに合理性がはたらいているのか非合理性がはたらいているのかは判別不能だから²⁰。

そのように考えれば、じつは我々が生成 AI の「ハルシネーション」の祖型であると考えられる精神科領域の「ハルシネーション（幻覚）」に対して、当事者が「根拠」をもとめてそれをしばしば見つけてしまっていることと、我々が「生成 AI のハルシネーション」の原因探しをしてしまうことは、同型の思考の型であるということができるだろう。努力は無駄ではないが、そのように見つけだした原因が真の原因であるかどうかは、よくわからないのである。世界は人々の欲望を満たすべくさまざまに仕組まれており、その仕組みのペースが違っているだけのようである。

ただし、この結論の説得力は現状では十分なものであると思われるが、社会が生成 AI という新技術と「共進化」（Schrape 2025: 21）するものであるのならば、その過程の中で社会と生成 AI の「共進化」が、社会と「幻聴を聞いているひと」との「共進化」とはべつようの進化の形をなすようになる可能性もあるだろう。現在の類似性を未来に自動拡張してよいとは限らないことにも留意していきたい。

その一方で「ハルシネーションという不満」は「知性への期待の大きさの反作用」とも見なせるものなので（Caluori 2023），第2節に見たように、「AI的知性への期待」が大きいものであり続けるのならば、「生成 AI」への過剰な期待が「ハルシネーション」の継続として現象し続ける可能性もあるとも思われた。

5 おわりに

ここまで、「生成 AI のハルシネーション」に関して実験臨床社会学の立場から論じてきた。結論のひとつは、「生成 AI のハルシネーション」に関して現在起きていることは、おそらくは社会が「正気」と「狂気」の区分をしたりしなかったりすることでやってきたことの似姿である、ということであった。

また、もう一つの結論は、「ハルシネーション」は文脈ごとに様々な「本当」と「嘘」があるこの世界では当然に起きる現象なので、それを減らそうとしてもなくすることはできず、むしろ、これまで「ハルシネーション」がおきていないと思われていた領域にも我々は「ハルシネーション」を発見できる、ということであった。

我々は「いつの日にかハルシネーションを起こさない生成 AI ができるがるかもしれない」という無茶な夢をみつつも、現実的には、人間個人の判断で生成 AI の出力を個別にチェックしていくしかない境遇におかれている。しかし、そのような希望と実際との間の落差の存在こそは、我々が人間理性に関してこれまでくりかえし体験してきた歴史的経験の似姿（再現）なのではないだろうか。概ねそのような感想をもった。

なお、この論考を書く途中で、「アブダクション（逆行推論法）」由来の説得力とアクセスの容易さの 2 点が、根拠を示さない生成 AI がまっとうな推論をしている人々が思い込むことの背景事情として存在しているのではないかという着想を得た²¹が、本論文内では展開ができなかった。別稿を期したい。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費（課題番号「19530010」「20K20782」「23K25574」「24H00151」）からの助成を受けて達成されたものである。とりわけ、課題番号「23K25574」である基盤研究 B「裁判手続等の IT 化の影響のビデオ・エスノグラフィー：ELSI の社会学化の試み（研究代表者：樫田美雄）」での研究に多くを負っている。つまり、AI をはじめとした科学技術の問題は、社会学的探究を周辺部分においてこれまでの ELSI（倫理的・法的・社会的問題群）研究の取り組み方では不十分にしか検討することができず、実験臨床社会学を経由した社会学的知見をより多く取り入れることではじめて実践的な検討ができるようになる、という同科研費研究の立場および発想に多く依拠している。

注

¹ 本稿で扱っている「ハルシネーション（幻覚）」は、精神医学の「ハルシネーション」のイメージの影響を強く受けている。それはつまり、「生成 AI」は「正気」なのだが、時々自ら気がつかないうちに「ハルシネーション（幻覚）」による「出力（回答）」をしてくることがあるので利用者は気を付けようという議論の形とか、「生成 AI」になるべく「ハルシネーション」を出力させないような工夫をしようという議論の展開を生み出すことになる。しかし、もちろん、「生成 AI」側には「正気」と「狂気」の区別はない。この「系統的なズレ問題」を人々がどのように解決しようとしているのかという点に「生成 AI の文化社会学」の課題があるといえよう。

² 「実験臨床社会学」は、樫田（近刊）において樫田が創作した用語である。すなわち、ガーフィンケルの違背実験の伝統（たとえば、ニセカウンセリング実験や三目並べ実験等）を引き継いだ種類の実験で社会学を進めようとするものである。この「実験臨床社会学」では、通常の日常生活では生じない事態を人工的に起こさせる点で「実験」ではあるが、仮説は立てない。むしろ、諸要因の統制をしない形で実験をおこなう。つまり、どの要因がどのように働くのかという関連性を、実験そのものの中で、実験そのものを通して明らかにしようとする点で「臨床的」実験をする「社会学」なのである。この方法論の背景には「見られているが気づかれていない（seen but unnoticed）」状況に注目をして、現象の再特定化を進める、というエスノメソドロジーのプログラム的特徴が存在している。「見られているが気づかれていない（seen but unnoticed）」状況に注目するので、「仮説」を置かない「実験」になるのである。「見られているが気づかれていない（seen but unnoticed）」状

況に注目するので「臨床」といっても、新しい気付きが伴うのである。

³ 実験的に生成 AI のハルシネーションの状況を検討しようという動きは、我々だけのものではない。人工知能学会全国大会論文集には、いくつも同様の試みをみいだすことができる（渡邊・狩野（2024）ほか）。しかし、「ハルシネーション」とはどのような現象なのかという原理的考察にまで踏み込みながら実験とその分析を総合的に行っている点で、我々の「実験臨床社会学」には価値があるといえよう。

⁴ この 2 種類目の想定は、1 種類目の想定と同じことなのではないかという疑義もあるだろう。しかし、この 2 つの想定を分けることには実践的な意義がある。たとえば、齋藤裕（2022）は「生成 AI」の「ハルシネーション（幻覚）」を積極的に利用して新しいタンパク質を発見しようという試みを行っている。つまり、生成 AI に未知のたんぱく質の構造を出力させて、それが実際に存在しうるものであることを確認していく方が、ただやみくもに新しいたんぱく質を作ろうとするよりスマートなやり方であるとして、実際に「ハルシネーション利用のたんぱく質の新構造探し」がなされているのである。

⁵ 渡邊・狩野（2024）では、「ハルシネーション」を減らす仕組みとして、繰り返し「生成 AI」を使ってゲームを遂行する場合に、途中の「生成 AI」の出力を「明確なハルシネーション的出力」と「そうでない出力」に人間が与えた基準で区分して、「明確なハルシネーション的出力を除外する指示」を生成 AI に与えるという方法を取っているが、なぜそのような迂遠な方法をとっているかといえば、生成 AI 自身には正確さを担保する能力がないからだ。

⁶ そのような議論を比較的早くに総覧した記事として児玉（2023）。児玉は「その分野に特化した大規模言語モデルを構築することで、生成 AI の正解率は飛躍的に向上する可能性がある」（児玉 2023: 745）と述べているが、学問分野は単に階層的なだけでなく「フラクタルな性質（部分のなかに全体が織り込まれているような、リアス式海岸の図形的特徴のような性質のこと）」を持っているので、学問間の異種性をはかるための基準を精密にすればするほど、発見される異種性が増していくことになる。したがって、異種性を図るのに十分に精密な尺度は設定できない。すると、生成 AI の学習素材は、どうしても大括りのものにならざるを得ないということになる。したがって、人間世界での最新の研究成果が、もしもっとも小さな研究集団によって生み出されるものだとするのなら、そのような知的成果が反映されないという意味での「ハルシネーション」からは、生成 AI は原理的に逃れることができないといえよう。また、児玉は、医師国家試験にでるような標準治療レベルの知識ばかりを学ぶだけでは不十分であると主張し、「生成 AI もデータを増やしていくけば、こうした標準治療からの例外事象の可能性を見つけてハルシネーションを減らす学習を積んでいける」旨の主張をしているが、上述のようなデータベースの規模を大きくすることがもたらす「ハルシネーション」の可能性に無頓着であり、楽観的に過ぎると

いえよう。

⁷ この第 2 節の議論に関して、査読者より「中島（2024）には代表性がないのではないか。さらにいえば、中島（2024）は入門書であるが、生成 AI のハルシネーションに関する議論を精密に組み立てるのなら、入門書ではなく専門書の記述を対象に言及をすべきだったのではないか」（大意）という指摘を受けた。

じつは中島（2024）に似た論理の組み立てがされている入門書は多い、という理解をしている。また、摂南大学（2023）のように、利用者への注意喚起をする文章においても、中島（2024）に似た論理の組み立て（ハルシネーションは減らせるが根絶はできず、最終的には利用者が個人的に責任を負うしかない、という論理の流れ）は標準的なものである。しかし、その立証は本論文の中では行わなかった。理由は以下の通り。

もし本論文が専門技術に関してより正しい記述をすることを目的とした、通常の実証系論文を志向しているのなら、「生成 AI のハルシネーション」に言及している「多数の専門書籍」を網羅的に対象化して検討するべきだった、という反省も成り立つだろう。しかし、本論文がめざしているのは、「日常性の社会学」の観点からの「新視点（ハルシネーション論は生成 AI 論としてではなく、人間の推論の多様性に関する実験臨床社会学として展開していくべきだ）の成立可能性の素描」なのである。その目的に照らして考へるならば、中島（2024）に、「生成 AI 論」的な意味での代表性は必要ではないと言えるだろうし、もちろん、生成 AI に関する専門書を多数集めて検討する必要性もほとんどない、ということができるだろう。

そもそも「ハルシネーション」に関してのどのような議論が、「厳密な議論」といいうのか、ということそのものがここでは問題になっているのである。本論文が主張しているのは、専門家集団の中で普通なら成立していると期待されているそのような基準が、「生成 AI のハルシネーション」にかんしては成立していない、ということなのである。たしかに当事者の一部は「事実に明白に違背している出力がハルシネーションである」というような粗雑な定義を、実務上の定義として、ハルシネーションの出現頻度等を計算しているが、筆者からみて、そのような「専門論文」を扱うことに有意義性を見いだすことはできなかった。

とはいっても、同じ主張をするにしても、入門書を題材に扱うのではなく、専門家の専門的な議論を複数踏まえて主張をするべきだった、という査読者の主張には、説得力の観点からみれば、たしかに、適切な部分がある。しかし、そのような議論の組み立てをする労力の大きさに比べれば得られる成果が小さいと予想されたので実行しなかった、というのが、査読者への回答となる。

また、どうように「実験社会学」や「臨床社会学」や「アクション・リサーチ」のような既存の社会学カテゴリーへの言及を怠って「実験臨床社会学」という新用語の導入を図

っている点も、本論文の不十分さとして査読者によって指摘されたが、こちらについては、簡単には注²において言及をしているので問題はないだろうという理解をしている。さらに詳しくは、別稿を準備しているので（樋田、近刊）、そちらを待って参照して頂きたい。

⁸ 本稿執筆中に公表された調査結果によれば、2024 年 10 月から 11 月調査時においては、「利用経験あり」の比率は 68.2% となっており、前年の数値（46.7%）から 20% 以上も上昇していた。高学年学生ほどよく使っているという傾向もあるところから、いまや大学生の生成 AI 利用は珍しいことではなくなっているということができよう（全国大学生活協同組合連合会 2025）。

⁹ 生成 AI の学習素材はインターネット空間であるはずなので、当然に外国での議論の状況をも反映した出力がされているはずだが、海外でのエスノメソドロジー研究の状況については筆者の直感が働かないため、ここには記さなかった。しかし、エスノメソドロジーについてはかなり国際化が進んでいるので、海外での研究動向と国内での研究動向にそれほど遠隔はないと思われ、この節で述べたような「読み」をしてもあまり大きく対象を取り逃がすことにはなっていないはずだと思っている。

¹⁰ 正式名称は「大阪梅田駅」であるが、この名称に「梅田駅」から変わったのは 2019 年 10 月 1 日と比較的最近のことである。また、「阪神電気鉄道本線」の「大阪梅田駅」との混同をさけるため、「神戸高速線」等の放送内では、「阪急大阪梅田」とアナウンスされることもある。阪急神戸線、阪急宝塚線、阪急京都線の全てがターミナル駅として利用している、日本最大規模の私鉄駅である。改札口は、茶屋町口が 12 個、2 階中央口が 31 個、3 階中央口が 41 個の合計 84 個あった。1 秒で 3 人が一つの改札口を通過できるとすると、3 時間で約 26 万人ほどが通過できる改札が準備されていた。

¹¹ 認定の基準は、筆者という人間の主観的判断である。とくに定義は定めなかった。

¹² ここで「少なくとも乗降客数の数値は違った」と書いているのは、駅の混雑の程度と駅の利用客数の大小が比例するとは限らないからである。本来なら、駅の広さ、乗換駅へのアクセスの容易さ、利用客の時間的集中の程度等を総合的に検討してからしか、混雑の程度を論じることはできないだろう。

¹³ この第一類型の「論理違背的ハルシネーション」が「ハルシネーション」とは見なされなくなる可能性を持っている、ということのより端的な説明としては、「その違背性に意味がないという文脈が存在しうる」という言い方が成り立つだろう。この主張は、エスノメソドロジーの「適切さ」に関する考え方に関する考え方の起源をもっているが、とくにエスノメソドロジーに賛同する研究者でなくとも納得できるものだ。たとえば、「裏切りあつた後の和解に関して、そのプロセスを殴りあつたあとで抱擁して和解したと記述するか、抱擁したあと殴りあつて和解の意義を確認したと記述するか、は、結論としての和解に変わりがなければ同じことだ」という立場があり得る。この立場は、太宰の『走れメロス』の読

解において、大団円のときのメロスとセリヌンティウスの「抱擁」と「殴り合い」のゲーム理論的意義を主張しない限り、妥当なものなのだと思う。たとえば、早稲田大学の幸田国広はおそらくそのような立場から、「メロスは、信じて待ったセリヌンティウスと熱い抱擁を交わした後、お互いのほおを殴り合う」(幸田 2012: 123)と書いている。しかし、樫田は『走れメロス』からの社会学の注⁶において、「殴り合いがなぜ抱擁に先行しなければならなかつたのかという文化的社会的メカニズムの重要性」(樫田 2023a: 18)を主張して、殴ることと抱擁することの順番に注目する意義があるという主張をしている。すなわち、過去の信頼関係が崩れたことを「殴り合い」で先に「リセット」する必要があった、という主張をするのである。それは、「リセットをしてから、新規の信頼関係をつくる」やり方をしなければ、「グリム・トリガー戦略（相手が非協力を行うまでは協力をを行い、相手が非協力を行った場合は、次の期からずっと非協力を続ける戦略）」(樫田 2023a: 13)が作動し��けてしまうリスクがあるからである。

つまり、ある現象をどこまで正確に精密に記述すべきか、という問題（正誤問題）は、その精密さの水準に意味があるのか（適切性問題）に依存しているのであって、したがって、「だれが見ても正しい」とか「だれが見ても間違っている」とは、容易には判別することができないのである。これは、第一類型の「論理違背的ハルシネーション」が第四類型の「文脈対応規則違背的ハルシネーション」の性質を帶びているということでもある。本論文で我々が直接の言及の対象としている「改札機トラブルの記述とその処理」についてならば、そこで前提としている「通行権の所有者だけが通行権を他者に譲ることができる」という「譲渡権に対する所有権の上位性」を、承認しないような文化にもし我々が生きているのならば、今回の生成 AI の出力結果を「ハルシネーション」と判断することはないだろう。我々の世界がどのようなものであるのか、どのような関心の持ち方が当然のものであるのか、ということに関する「見られているが気づかれていない」水準の文脈性が、事実の正誤を定めるのであって、したがって、それは、実験臨床社会学によって具体的に探究されるしか、やりようがないのである。

¹⁴筆者は IC カードを常時 2 枚もっているので、いろいろな事情で降車駅で IC カードの入構歴がないことを申告して、訂正してもらうことが頻繁にあった。

¹⁵ここで世界観の重要性は、世界の全体を説明することと世界の一部を説明することを一体のものとするような立場から主張されている。たとえば、とりあえず「相互作用」をキーワードとする世界観は物的相互作用の世界観であり、「相互行為」をキーワードとする世界観は他者理解をお互いにしあう行為者と行為者で世界が成り立っているという世界観であると、その違いを言うことができよう。個別の対関係を表現する場合においては、「相互作用」といおうが「相互行為」といおうが、同じ命題をあらわすことができるかもしれないが、世界がそもそもどのような「成り立ち」をしているのかという部分での理解

が異なっている可能性があり、少なくとも社会科学においては、そのような区別は重要なもののなのだと筆者は考えている。

じつは、「生成 AI」が出力した「レポート」には、この水準でもうひとつ問題視できる表現があった。「秩序」である。この主張をわかりやすく示すために、生成 AIが出力した「提案 2」内に、下線（ α ）と下線（ β ）をひいた。すなわち、「空いている座席の選択や、混雑時の座席譲渡の場面を取り上げ、それがどのように秩序を維持しているかを分析します（ α ）」と「乗降時や座席の利用における行動パターンは、公共空間における秩序の一環として機能している（ β ）」である。ここでは、「秩序」という用語が、選択や譲渡や行動パターンによって「維持されるもの」「支えられるもの」として描かれているが、それはエスノメソドロジーの立場からの記述とは言えないと筆者は考えている。エスノメソドロジーにおいては、座席譲渡の仕方そのものが「エスノメソドロジー」、すなわち「エスノ（ひとびと）」の「メソドロジー（方法）」としての秩序なのであって、人々の振る舞いの外側に守るべき秩序があるという立場を取っていない。このような「世界観」レベルの食い違いもまた「ハルシネーション」を構成すると筆者は考えている。

¹⁶ この部分、学生の不正を明らかにするのなら、「外部の記事 X」の内容が「他者の著作物」であって、法的保護に価するものであるとの確認、著作者がレポート執筆者と同一人物ではないとの確認等々、もう少し詳しく述べる必要があるが、ここでは省略した。

¹⁷ 「ヒアリング・ヴォイシズ」は、日本語では「聴声」と訳されることがある、声が聞こえる人のことを「聴声者」と呼ぶことがある（中恵 2021）。

¹⁸ 徴兵検査合格率の低下の原因が筋骨薄弱者の増加ではないという樫田の主張は、その後 20 年ほどかけて、いったんは通説化したように思われる（高岡（2011: 32）等を参照）。しかし、近年また、国立保健医療科学院の逢見憲一が、（当時の陸軍医務局長であった）小泉親彦が『作的』に統計を歪め、『明らかなフィクション』をもとに『衛生省』設立を推進した、とは考えにくいので、（樫田や高岡らの議論を）「実証的に検討する必要がある」（逢見 2023: 35）と書いているように、どのような指標をもって「筋骨薄弱者」とするのが適切なのかの問題点が蒸し返されており、どのような事実認定が学界標準として最終的に成立していくのか、まだ予断を許さない情勢ではあるといえよう。つまりは、この「壮丁の体位低下問題（徵兵検査適齢青年の体格問題）」に関する論争史は、科学的事実というものが歴史的に安定的に研究者集団に認定されていくことが、いかにダイナミックで複雑なプロセスであり得るのかが、よく分かる事例になっているといえよう。

¹⁹ 紙幅の関係で、以下の 3 事例（第 2、第 3、第 4 の各事例）は本文で取り扱わないが、どのような事例が想定されているかのイメージ作りに役立てていただきたい。

第 2 事例としては、樫田（2018）での NHK『出社が楽しい経済学』における「共有地の悲劇」での解答例批判を挙げたい。NHK の HP に載っている解答は、「当該の社会問題

の解決策をあらかじめ『過剰利用の抑制』に限った形で理解した場合にのみ適切となる理解の形』(樋田 2018: 7) に過ぎないのである。「過剰利用の抑制」なら、設備増の必要はたしかにない。しかし、そのような「現状を前提とした解決策」だけが社会問題の解決策であってよいはずはないという立場も（一部の）社会学の立場としてあり得るのである。社会学は諸社会科学間の棲み分けを容認する「経済学的思考法」(樋田 2018: 7) を取らないのである。どのような解決策が社会に受け入れ可能なのかというより大きな社会学的問題を不問に付すことで（安易に）「経済学的解決」を図っている事例があった場合に、どのような問題事例の解決の仕方はじつは（経済的合理性を徹底的に追求できていないがために）経済学をも裏切っているのではないかという難癖をつけるような視座をもって、世界を総合的に総体的に扱う方法が、社会学という思考法なのである。本論文がねらっているのは、そのような社会学的思考法に基づけば、「生成 AI に関する工学的思考法」も無傷ではいられないはずだという立場からの思考実験なのである。

第 3 事例としては、樋田（2024）の介護度認定調査事例を挙げたい。また、第 4 事例としては、樋田（2023b）での公務員試験出題事例に関する研究を挙げたい。いずれも「テスト」に関わる事例である。もちろん、ありとあらゆるテストというものは、公的に検査していると公表している「能力」とは違う「能力」を実際には測っている、という側面を持っている。しかし、構図は同じであっても、個別のテストごとに実際に計っている「能力」を確かめて、その個別のテストごとの種差をはっきりさせることには意義があるはずだ。そうであるとするのなら、その実際に計っている能力を探究する社会学が成り立つはずである。

第 3 事例の樋田（2024）では、「認知症の社会学・序」として介護保険の介護度認定調査の検討をした。つまり、実際には対他者コミュニケーション能力が図られているが、それを「個人の認知能力」として報告しているようだという主張をした。

第 4 事例の樋田（2023b）では、与えられた条件では解答不能な「暗号問題」に関して、「不足の条件を過去の出題例についての学習から文化的に補って、あたかも解答できる条件が整っているかのように問題を読み直す」能力を持った受験生が解答にたどり着いていることを例証した。そのうえで、じつはそのような「期待への追随」ができる能力を豊かに持っている受験生を選抜することは意図されていることかもしれない、という仮説をも呈示した。つまり、当該の公務員試験の暗号問題が「判断推理」の能力を測っているということを「事実」として主張するのならば、それは「錯誤」というしかないが、「判断推理能力を不十分にしか働かせないように文化的に馴化されているかどうか」を計っているというのなら、「不十分にしか働かせないような場合も含めて、場面に応じて判断推理能力を適正に運用する能力を持っているかどうか」を計っているというのなら、そもそも言えなくはない、という主張をしたのである。

これらの第 2 事例、第 3 事例、第 4 事例で筆者が行った「事実の読み直し」への促しは、まだ現実世界では影響力をほとんどもっていないが、可能性としては、第 1 事例（「壮丁の体力低下問題に関する当時の通説への疑義の呈示」）とどうようの展開をして、「事実」の標準的解釈を変えていく可能性もあり、同じように、生成 AI に関しての今回の筆者の主張も、現実世界の「見え（見え方）」を変える可能性があると思っている。

²⁰ 科学学者である森田邦久は、このことを「グルーのパラドクス」を用いて説明している（森田 2012:22）。つまり、現実世界の現象を説明するルールは、どのような複雑な現象に対しても探し出すことが可能なのである。

²¹ 我々が「生成 AI」に関して「期待しすぎてしまう」ことの背景事情としては、3 つ考えられる。まず第一に、「AI（人工知能）」という命名に引きずられていることである。この点に関しては、Suchman(2023)、及びそこで言及されている Verran(1998)の議論が有効だろう。ついで第二に、生成 AI が多くの場合無料で使えるところから、我々の多くが日常的に下僕のようにそれを使ってしまっているため、自己の身体の一部であるかのような錯覚が生じている可能性があるだろう。そこまで行かなくても「期待通りの出力をすることへの慣性的期待」が高まってしまっているということはいえるだろう。

そして、さいごに第三点目としては、我々の日常的に多用する推論方法が、そもそも 3 段論法的演繹法的推論よりは、アブダクション（逆行推論）のような、帰納的推論としてある場合が多いこと。したがって、必ずしも推論の結果が真ではないような推論であっても、有意味な推論として、してよい推論として、我々の生活中ではあたりまえに実践されているということ、このことの現れである側面もあるといえるだろう。この後者の事態に関しては、筆者とは少し違う立場から、今井・秋田（2024）が認知科学に立脚した主張を述べていて、生成 AI 論の世界でも近年話題になっている。したがって、筆者の立場をここで少し詳しく述べておくことにも意義があるだろう。

つまり、「生成 AI」の出力結果を使って有益だったたくさんの経験から、我々は「生成 AI の出力結果は十分に使える」と感じている。そのうえで、「生成 AI のアルゴリズムは信用できるし、評価すべき価値あるものなのだろう」という推論を現在、先進国の多くの人間はてしまっている、というのが筆者の見立てである。もちろん、生成 AI は三段論法的演繹法的思考に基づいて出力をしているのではないので、生成 AI によるこれまでの出力の有効性が、次の出力の有効性を保証するわけではない。にもかかわらず、信用するに値すると考えてもよいだろう、と（演繹法的な根拠のないまま）考える性向が人間の性向にはある、ということが、「生成 AI の社会学」の成果として、発見されつつある、というのが、本論文の主張なのである。

筆者は、医療社会学を専門としているので、そこで例に置き換えるのなら、今、人々が生成 AI についてやっていることは、「プラセボ効果」が知られる前の帰納的推論法と同

様の思考である、といえるだろう。つまり、「プラセボ（偽薬）が効いたから、プラセボの成分には治療成分がはいっているのだろう」という推論と同型の推論が「生成 AI」に関して現在起きているといつてよいだろう。

ところで、人々が行っている帰納的推論のひとつである「アブダクション」とはどのような思考法だろうか。人々が「アブダクション（逆行推論）」を多く実践しているとは、以下のことが起きているということであるといつてよいだろう。すなわち、多くの人は、以下の「三段論法の図式」を頭の中に描いた上で、「演繹的推論（大前提と小前提が正しければ、結論が正しい）」ではなく、「逆行推論（帰納的推論の一種）」をしていて、かつ、「人工知能」という名称に引きずられて「この推論もほとんどの場合正しい」と考えてしまっているのだろう（常に正しいといえば、論理的には不適な推論だが、ほとんど正しいという水準での理解なら、誤りとまでは言えないだろう）。

= 「生成 AI」に関して、人々が行っているアブダクション（逆行推論）の図式 =

1. すべての生成 AI の出力は正しい（大前提）
2. 正しい出力は説得力がある（小前提）
3. ゆえに、生成 AI の出力は説得力がある（結論）

つまりこの図式の末尾の「結論」がとっても確からしいので、「大前提」もきっと確かだろう、という推論を人々は2025年の現在、おそらくは、「人工知能としての生成 AI」というカテゴリーがもつイメージ喚起力に影響されて、行ってしまっているのだろう。

先述のように「人工知能」という名称に問題がある。それぞれの「生成 AI」は、それぞれの学習データやチューニングによって、それぞれ別の評価を受けるべき対象物なのだ。人々は、設計者の目的意識に基づいて付けられた「人工知能」という名称に影響されて、その名称のイメージを多様な「生成 AI」に包括的に投影てしまっているのである。

逆行推論の問題は、上の図式の第1項（大前提）が間違っていても、第3項（結論）が正しい場合があるということだ。第3項の正しさを説明する別の原理（別の第1項）を見つけられなければ、仮置きした上記の第1項（大前提）が信じられてしまうのである。

けれども、社会学は、これまで、このように信じられてきた第1項（大前提）を乗り越える発見をしばしば行ってきている。たとえば「ホーソン実験」を見よ（竹林浩志, 2013）。工場での単位時間当たりの作業量に影響を与えたものは、事前に予想された照明の明るさではなく、他の要因だったのである。他の要因が何であったかは、未だに議論されているが、ホーソン実験以後は「人間関係論的効果」が少なくとも検討の対象にはあがるようになったのである。我々も「生成 AI」の「ハルシネーション」論の探求をとおして、新しい人間探求の手がかりを掴むことができるはずだ、と考えている。

参考文献

- 朝日新聞, 2024, 「【ランキング】大学生は ChatGPT をどれぐらい利用しているの? 何に使っているの?」『Think キャンパス』(2024 年 11 月 18 日掲載, <https://www.asahi.com/thinkcampus/article-111049/>, 2025 年 3 月 19 日確認)
- Caluori, Lucas, 2023, Hey Alexa, why are you called intelligent? An empirical investigation on definitions of AI, *AI & SOCIETY* (39)1905-1919. (<https://doi.org/10.1007/s00146-023-01643-y>)
- 今井むつみ・秋田喜美, 2023, 『言語の本質』中央公論新社.
- 樋田美雄, 1993, 「衛生行政・社会行政」, 副田義也編『戦後日本の社会保障制度の研究——厚生省史の研究』(文部省平成三・四年度科学研究費補助金(総合 A)研究成果報告書), 52-66.
- 樋田美雄, 2018, 「社会学的に考えることの実践としての『新社会学研究』——社会学的思考を促す仕組みとしての公募特集とその査読」『新社会学研究』3: 5-13.
- 樋田美雄, 2023a, 「『走れメロス』からの社会学——文学から学ぶ社会学と社会学から学ぶ文学の循環を『走れメロス』をもとに実践する」『新社会学研究』8: 5-19.
- 樋田美雄, 2023b, 「暗号の社会学——公務員試験の「暗号問題」は, 社会性のテストとして出題されている」『現象と秩序』19: 57-79.
- 樋田美雄・北村隆憲, 2024, 「認知症の社会学・序——95歳認知症女性は, どのようにして季節見当識を示したのか」『現象と秩序』21: 109-118.
- 樋田美雄, 2025a, 『資料: レポート課題におけるハルシネーションの事例』(私家版).
- Kashida Yoshio, 2025b, Ethnomethodology as a Study of Enabling “Experimental Clinical Sociology”: For example, communication problems should be described in more detail, locally, and contingently, *International Symposium on Ethnomethodological Studies of the Practices of Law and Medical and Health Care* (26/03/2025, Saitama University, Japan)
- 樋田美雄, 近刊, 「『実験臨床法社会学』を可能にするものとしてのエスノメソドロジー」樋村志郎監修, 和田仁孝・高橋裕・山田恵子編『質的研究 法社会学』北大路書房, 頁未定.
- 樋田美雄・加戸友佳子・加藤美奈子, 2022, 「AI と人間とのコミュニケーション・トラブルのエスノメソドロジー——アルファ碁第 37 手の非受容とアレクサの再発話の非受容の事例比較」『現象と秩序』17: 47-63.
- 児玉龍彦, 2023, 「ChatGPT の可能性と危険性——ハルシネーションの問題 (日本型セルフケアへのあゆみ第 21 回)」, 『医学のあゆみ』286(9): 743-747.
- 小磯花絵・天谷晴香・居關友里子・臼田泰如・柏野和佳子・川端良子・田中弥生・伝康晴・西川賢哉・渡邊友香, 2023, 「『日本語日常会話コーパス』設計と構築」『国立国語研究所論集 (NINJAL Research Papers)』24: 153-168.

- 幸田国広, 2021, 『国語教育は文学をどう扱ってきたのか』大修館書店.
- 森田邦久, 2012, 『科学哲学講義』筑摩書房.
- 中恵真理子, 2021, 「日本におけるヒアリング・ヴォイシズ運動の受容——「聴声」概念の創出とその説明の変遷」『現象と秩序』14: 31-43.
- 中島大介, 2024, 『この一冊で全部わかる ChatGPT & Copilot の教科書』SB クリエイティブ株式会社.
- 中根晃, 1975→1985, 「幻覚」, 加藤正昭・穂崎秀夫・笠原嘉・宮本忠雄・小此木啓吾(編)『増補版 精神医学事典』弘文堂, 160-1.
- 日本臨床心理学会編, 2010, 『幻聴の世界——ヒアリング・ヴォイシズ』中央法規出版.
- 逢見憲一, 2023, 「第二次世界大戦前・戦中の医療と公衆衛生の再考——小泉親彦への評価の事例から」『日本健康学会誌』89(2): 33-36.
- Ryle, Gilbert, 1949, *The Concept of Mind*, Hutchinson. London. (坂本百大ほか訳, 1987, 『心の概念』みすず書房.)
- 齋藤裕, 2022, 「深層学習によるたんぱく質の機能予測と設計」『生物工学会誌』100(11): 589-592.
- Schrape, J.F., 2025, Artificial Intelligence and Social Action: A techno-sociological contextualization , in *Research contributions to organizational sociology and innovation studies* (Discussion Paper (March 2025) ISSN 2191-4990).
- 摂南大学, 2023, 「学生の皆さんへ～生成 AI の利活用に関する方針～」(2023年9月6日付. Webで公開中. <https://www.setsunan.ac.jp/news/detail/6208>, 2025年2月19日確認)
- 清水勝嘉, 1983, 『統公衆衛生の発達』財団法人日本公衆衛生協会.
- Suchman, Lucy, 2023, The uncontroversial ‘thingness’ of AI, *BIG DATA & SOCIETY* 10(2):1-5.
- 高岡裕之, 2011, 『総力戦体制と「福祉国家」——戦前期日本の「社会改革」構想』岩波書店.
- 竹林浩志, 2013, 「ホーソン・リサーチ——人間関係論の形成」, 経営学史学会監修・吉原正彦編著『メイヨー=レスリスバーガー——人間関係論』文眞堂, 45-88.
- Verran, Helen, 1998, Reimagining Land Ownership in Australia, *Postcolonial Studies* 1(2): 237-254.
- 渡邊嶺王・狩野芳伸, 2024, 「プレイヤー間の論理的情報を与えた生成 AI の対話による人狼ゲームエージェントの構築」『人工知能学会全国大会論文集(第38回大会)』(DOI https://doi.org/10.11517/pjsai.JSAI2024.0_3Xin207) .
- 全国大学生活協同組合連合会, 2025, 『第60回学生生活実態調査 概要報告 (PDF版)』(https://www.univcoop.or.jp/press/life/pdf/pdf_report60.pdf, 2025年3月19日確認)

資料：レポート課題におけるハルシネーションの事例

摂南大学現代社会学部 横田美雄作成（私家版, 2025）

＝本資料の成立の経緯等＝

- (1) 以下の「資料：レポート課題におけるハルシネーションの事例」は、2025年2月15日に作成された「私家版」の資料である（近日中に、WEB公開の予定）。
- (2) 作成作業は、2月14日に開始され、2月15日に終了した。『現象と秩序』22号掲載にあたり、理解しやすくなるように、本資料成立の経緯等（この箇条書き部分）や資料の「小見出し」部分や「注」を整備した。また、「プロンプト」に関してはゴシック体で表記した。
- (3) この資料の成立の経緯と問い合わせ文（プロンプト）とそれに対応した生成AIからの応答文（出力）は、以下のとおりである。
- (4) 第一に、ある大学での社会学関係の授業における実際のレポート課題に準拠した課題を、マイクロソフト社の「コパイロット（コパイロット）」というAIに質問し回答を得た。具体的には、レポート執筆に関する2種の提案を得た（その記録は下記のURL上に公開されている①。なお、当該AIは無料版を用いた。以下同じ）。
- (5) 第二に、前者の家庭内コミュニケーションをもとにしたレポートよりも、後者の公共交通機関内での相互行為に関する提案が面白そうだったので、具体的な観察場所を「阪急梅田駅」に指定して、そこでの「観察記録の取り方」の呈示を求めた（公開されているURL②と同一内容）。
- (6) 第三に、上記の「観察記録」で出力された内容に違和感（偽物っぽさ）があったため、複数の駅での観察記録を出させるとその問題点が明確になる可能性があると考え、「他の駅での観察結果との比較」を要請した（下記のURL③と同一内容）。
- (7) 第四に、生成AIから出力された駅間比較の主要論点が「利用者数の多寡」であったため、「駅の利用者数」を問い合わせた（下記のURL④と同一内容）。
- (8) 第五に、②や③で出力された内容の違和感がまったく解消されず、かつ、③では阪急梅田駅より近鉄難波駅の方が乗降客数が少ないという主張をしていたはずなのに、④では阪急梅田駅より近鉄難波駅の方が乗降客数が1日あたり10万人ほど多いという矛盾した出力を生成AIがしていたため、それらを批判して書き直すように促す文章を、概ね下記のような趣旨で書いて要請した（「提出されたレポート課題に対して、事実に反した内容がレポートされており、かつ、あまりエスノメソドロジー的でない分析がされているので改善せよ」）。
- (9) ここまで「プロンプト（生成AIへの指示）」と「応答」について、主要なそのプロンプトと応答文を検討し、「生成AIの嘘（ハルシネーション）」の3事例として簡単な要約文を作成した。

メッセージの共有（プロンプトと応答の共有）# # # # # # # # # # #
最初の要請 <https://copilot.microsoft.com/shares/qc1ZMc2nTwzqJvoTJZ3ME> … ①
観察記録 <https://copilot.microsoft.com/shares/1BFHs2pFZ18pXhVNnFYif> … ②
比較提案 <https://copilot.microsoft.com/shares/cdA73zYFnFy5EDTkkJsaL> … ③
利用者数 <https://copilot.microsoft.com/shares/d4SHAvZBhVEsU5tW7GC39> … ④
修正提案 <https://copilot.microsoft.com/shares/7YoYs5YaY3J8nU49ZXaCv> … ⑤
#

//////////

★①筆者から生成 AIへの最初の要請（プロンプト）

私は大阪市内に住んでいる大学2年生です。社会学部に所属しています。下記のようなレポート課題が、社会学の授業ででたのですが、1000字から1200字でどのように答えたらいでしょうか。2つほど解答案を提案してください。

「EMCAの視角に基づいて日常生活世界の秩序を研究し、発見を記せ（1000字から1200字の範囲で答えること、事例やデータに言及していることが望ましい）」

//////////

★①での筆者からの要請へのコパイロット側からの返答

興味深いレポート課題ですね。エスノメソドロジーと会話分析（EMCA）の視角に基づいて日常生活世界の秩序を探求するのは挑戦的ですが、とてもやりがいのあるテーマです。以下に、2つの解答案を提案します。それぞれが異なるアプローチを取っているので、自分の興味や資料の利用状況に応じて参考にしてください。

■■ 提案1：家庭内での会話分析を通じた秩序の探求

序論

家庭内の日常会話は、私たちの生活の中で最も基本的な社会的相互作用の一つです。本稿では、家庭内での会話分析を通じて、どのように日常生活の秩序が維持されているのかを探求します。具体的には、会話のターンテイキングや修復のメカニズムを中心に考察します。

事例と分析

- **ターンテイキング**：家庭内の食事中の会話を録音し、ターンテイキングのパターンを分析します。例えば、親子間の会話でどのように話者が交替するのかを観察し、それが秩序を形成する一因となっていることを示します。

- **修復のメカニズム**：会話中の誤解や言い間違いがどのように修復されるのかを具体的な事例を挙げて説明します。例えば、親が子供の発言を正したり、補足したりする過程で秩序が維持される様子を分析します。

結論

家庭内の会話分析から、日常生活の秩序がどのように維持されているのかが明らかになりました。ターンテイキングや修復のメカニズムは、家庭内の秩序を形成する重要な要素であると言えます。

■■ 提案 2：公共交通機関での相互作用のエスノメソドロジー

序論

公共交通機関は、多様な人々が集まり相互作用する場所であり、日常生活の秩序が顕著に現れる場面です。本稿では、公共交通機関での相互作用をエスノメソドロジーの視角から探し、どのように秩序が保たれているのかを考察します。

事例と分析

- **乗降の際の行動パターン**：電車やバスでの乗降時の行動を観察し、どのように秩序が保たれているのかを分析します。例えば、乗降時の列の形成や譲り合いの行動を事例として挙げます。
- **座席の選択と利用**：座席の選択や利用における秩序を観察します。例えば、空いている座席の選択や、混雑時の座席譲渡の場面を取り上げ、それがどのように秩序を維持しているかを分析します (α)。

結論

公共交通機関での相互作用を通じて、日常生活の秩序がどのように形成されているのかが明らかになりました。乗降時や座席の利用における行動パターンは、公共空間における秩序の一環として機能している (β)と言えます。

//////////

★②筆者からコパイロットへの観察記録の取り方の要請(プロンプト)

このレポートのために、2025年1月の朝のラッシュアワーの時間に、鉄道改札口の観察を2回ほどしようとおもいます。そこで観察記録の取り方を、実例付きで呈示して下さい。観察する駅は、阪急梅田駅です。

//////////

★②の観察記録の取り方要請へのコパイロットからの返答

観察記録を取る際には、具体的なデータや事例をきちんと記録し、後で分析しやすいようにすることが重要です。以下は、阪急梅田駅の改札口での観察記録の取り方の実例です。実際に現地で観察を行う際には、メモ帳や録音機、カメラなどを使うと便利です。

■■ 観察記録の取り方

1. 観察日時と場所の記録

- **日時** : 2025年1月15日（水）8:00～9:00（ラッシュアワー）
- **場所** : 阪急梅田駅改札口（ア）

2. 観察の目的

- 日常生活の中での秩序の維持がどのように行われているかを観察する。

3. 観察方法

- 現地での直接観察。
- 人々の行動、会話、相互作用（イ）を詳細に記録。
- 特定の行動パターンや習慣に注目。

4. 観察内容の具体例

(A) 改札口の状況

- 改札口に並ぶ人々の列の長さや形成の仕方を記録。
 - 例：「8:05に、改札口には約50人の人が並んでいた（ウ）。列は自然に形成され、特に指示がなくても順番に並ぶ様子が見られた。」

(B) 改札口での相互作用

- 改札を通る際の人々の動きや相互作用を記録。
 - 例：「8:10に、あるサラリーマンが改札でICカードの残高不足で止められたが、後ろの人がすぐに譲って通していた（エ）。サラリーマンは謝り、後ろの人は笑顔で応じていた（オ）。」

(C) 混雑時の対応

- 混雑時の行動や、トラブルが発生した場合の対応を記録。

- 例：「8:30 に、改札口が一時的に混雑し、係員が登場して人々に並び方の指示を出した (カ)。人々はすぐに従い、混雑が解消された (キ)。」

5. 環境の記録

- 改札口周辺の環境や、掲示物、アナウンスの内容も記録。
 - 例：「改札口の周辺には混雑時の並び方を示す掲示物がいくつかあり、定期的にアナウンスが流れている (ク)。」

6. 追加メモ

- 観察中に気づいた特記事項や、自分の感じたことを自由に記述。
 - 例：「駅員の迅速な対応や、人々の秩序だった行動が印象的だった。特に、混雑時でも冷静に行動する様子が見られた。」

観察記録の例

日時：2025 年 1 月 15 日 (水) 8:00～9:00 場所：阪急梅田駅改札口

観察目的：日常生活の中での秩序の維持がどのように行われているかを探るため。

観察内容 (A) 改札口の状況 8:05 - 約 50 人が並んでおり、自然に列が形成されている。

(B) 改札口での相互作用 8:10 - サラリーマンが IC カードの残高不足で止められたが、後ろの人が譲り、スムーズに通行が再開。

(C) 混雑時の対応 8:30 - 改札口が混雑し、係員が指示を出すことで問題が解決。

環境の記録 改札口周辺には並び方を示す掲示物があり、定期的にアナウンスが流れている。

追加メモ 駅員の迅速な対応と人々の秩序だった行動が印象的で、特に混雑時でも冷静に行動する様子が見られた。

これらの観察記録を基に、レポートに具体的な事例を織り交ぜて分析を進めると良いでしょう。頑張ってください！

//////////

★③筆者からコパイロットへの「比較提案」への最初の要請（プロンプト）

他の駅での観察と比較して、どんな違いがあるか？

//////////////////////////////

★③「比較提案」への最初の要請へのコパイロットからの返答

他の駅での観察と比較することで、各駅特有の秩序形成の方法や相互作用のパターンをより深く理解することができます。以下に、具体的な観察のポイントを挙げ、それぞれの違いを比較してみましょう。

■■ 比較の観察ポイント

1. **改札口の列の形成**

- **阪急梅田駅**：自然に列が形成される場合が多い。利用者が多いため、並ぶ際のルールが無意識に共有されている。
- **他の駅（例：近鉄難波駅）**：利用者数が少ないため、列の形成が緩やかで混雑時以外は列を作らない場合もある。

2. **改札口での相互作用**

- **阪急梅田駅**：改札の混雑やトラブルが発生することがあるが、利用者は迅速に対応し、譲り合いが見られる。
- **他の駅（例：阪急十三駅）**：混雑が少ないため、改札でのトラブルは少なく、相互作用も少ない。

3. **混雑時の対応**

- **阪急梅田駅**：係員が迅速に対応し、混雑時には指示を出して秩序を維持する。
- **他の駅（例：大阪モノレール万博記念公園駅）**：混雑することが少なく、係員の対応が必要になる場面は稀。

4. **座席の選択と利用**

- **阪急梅田駅**：座席の争奪戦が見られ、空席を探す利用者が多い。
- **他の駅（例：JR 福島駅）**：座席の争奪は少なく、比較的余裕がある状況が多い。

5. **環境の違い**

- **阪急梅田駅**：大型駅であり、掲示物やアナウンスが頻繁に行われている。利用者は多様な背景を持つ。

- **他の駅（例：阪急天神橋筋六丁目駅）**：ローカルな雰囲気が強く、掲示物やアナウンスも少ない。利用者は地元住民が多い。

■■ 比較のまとめ

各駅ごとに異なる特徴や秩序形成の方法が観察されます。阪急梅田駅は大規模な利用者数と頻繁な相互作用が見られるため、迅速な対応や譲り合いの行動が顕著です。一方で、他の駅では混雑が少なく、静かな相互作用が観察されることが多いです。このように、異なる駅での観察を通じて、場所や利用者によって異なる日常生活の秩序がどのように形成されているのかを深く理解することができます。

これらの比較を基にレポートを作成し、発見を共有することで、より豊かな分析ができるでしょう。頑張ってください！

//////////

★④ 「駅の利用者数」に関する問い合わせ（プロンプト）

他の駅の利用者数はどのくらいですか？

//////////

★④ 「駅の利用者数」に関する問い合わせへのコパイロットからの返答

阪急梅田駅の利用者数は非常に多く、1日平均で約40万人です（出典1）（ケ）。

他の駅の利用者数も以下の通りです：

- 近鉄難波駅: 1日平均約50万人（出典2）（コ）
- 大阪モノレール万博記念公園駅: 1日平均約3万人（サ）
- JR福島駅: 1日平均約10万人（シ）

これらの駅は、大阪の主要な交通拠点として非常に重要です。他に知りたいことがあれば教えてくださいね。

1 statresearch.jp 2 statresearch.jp
（ス）

//////////

★⑤ 「批判と書き直し」要請（プロンプト）

朝の駅の改札口での相互行為に関する内容をまとめて、レポートをだしたところ、第1に事実に反している。近鉄難波駅の混雑の程度は、阪急梅田駅より激しいぐらいなのに、空いているという主張は間違っている。第2に、分析の方向に問題がある。エスノメソドロジー会話分析の研究でなければならないのに、分析があまりエスノメソドロジーらしくないので、書き直すように、と先生にいわれました。どのような分析にかきなおしたらよいでしょうか。

//////////////////////////////

★⑤「批判と書き直し」要請へのコパイロットからの返答

ご指摘を踏まえ、以下の修正案を提案します（セ）。まず、事実に基づいた正確な混雑状況の記述を追加（ソ）し、その上でエスノメソドロジーの視角からの会話分析に焦点を当ててレポートを書き直し（タ）ます。

■■ 修正案1：近鉄難波駅の混雑状況を正確に記述する

序論

近鉄難波駅は、大阪市内でも特に混雑する駅の一つです。本稿では、朝のラッシュアワーにおける近鉄難波駅改札口での相互行為をエスノメソドロジーの視角から探求し、日常生活の秩序がどのように維持されているかを考察します。

観察内容と事実の記述

- **改札口の混雑状況**：近鉄難波駅では、朝のラッシュアワー時に非常に多くの人々が利用します。8:00 から 9:00 の間、改札口には長い列が形成され、乗客は互いに譲り合いながらスムーズに改札を通過しています。
 - 例：「8:10に、改札口には約100人の人が並んでいた（チ）。列は自然に形成され、利用者は順番を守りながら改札を通過していた。」

■■ 修正案2：エスノメソドロジーの視角からの会話分析

序論

エスノメソドロジーと会話分析（EMCA）の視角から、改札口での相互行為を探求します。日常の秩序は、会話や相互作用を通じてどのように維持されるのかを考察します。

事例と分析

- ****ターンティキング****：改札口での会話のターンティキングを分析します。利用者がどのように順番を守り、列に加わる際やトラブルが発生した際にどのようにコミュニケーションを取るのかに注目します。
 - 例：「8:15に、ある利用者が改札機でエラーを起こした際、後ろの利用者がその様子を見守り、エラーが解決するまで順番を待っていた（ツ）。係員が到着し、エラーを修正する過程で短い会話が交わされた。」
 - ****修復のメカニズム****：会話中の誤解やトラブルがどのように修復されるのかを具体的な事例を挙げて説明します。
 - 例：「8:25に、改札機でICカードのトラブルが発生した際、係員が迅速に対応し、利用者との短い会話でトラブルを解決した。利用者は謝罪し、係員は笑顔で対応した。」

結論

近鉄難波駅の改札口での相互行為をエスノメソドロジーの視角から分析した結果、日常の秩序は会話や相互作用を通じて維持されていることが明らかになりました。ターンテイキングや修復のメカニズムが重要な役割を果たしていることが確認されました。

このように、事実に基づいた正確な記述とエスノメソドロジーの視角からの会話分析を中心に据えてレポートを書き直すことで、先生の指摘に応えることができます。頑張ってください！

||||||||||||||||||||||||||||||||||||||||

■ どのようなハルシネーションが発見されたか (暫定的議論) 2025年2月15日記

[ハルシネーション (その 1) 自分自身の出力と矛盾する出力]

近鉄難波駅は乗降客が一日当たりで 50 万人で、阪急梅田駅の 40 万人より多いのに空いている事例にあげてしまっている。 (②の出力と③の出力の間での矛盾)

〔ハルシネーション（その2） 信用できるリアル世界のデータと矛盾した主張〕

近鉄難波駅の乗降客数（1日平均）データは、当該の生成AI自身も参照しているリアル世界のデータベースの該当箇所を確認したところ、50万人でも、40万人でもなく、約14万人だった。そもそも③での出力値である「乗降客が50万人」が幻視だったといえる。ただし、このリアル世界のデータを前提にした場合、②での出力は、合理的なものとして読み取りが可能になった。

なお③では,改札に並んでいる人数が,阪急梅田駅の40万人より多くなっているのは生成AIのハルシネーションの一種としての,「適切な推論の不適切なデータ源」の例だといえるだろう.

★その他（1）現在の日本の改札では, 自動改札が素早く反応するので五人以上の列ができる事はないのに, 50人や100人という列が混雑度に比例して発生するとしている.

★その他（2）現在の日本の大きな駅の改札では, 改札トラブルが生じた改札の後ろに並んだ状況客はとなりの改札に移動するのが, 通例なのに, 待っているとか, 謙られて笑顔で応じるとかと書いている.

The Superiority of “Individuals” in the German Family Perspective: From the Narratives of Japanese Mothers with Children with Diseases and Disabilities

Ryotaro KOGUCHI

Abstract

This article is based on fieldwork in Germany. In particular, the data from a survey about “Eltern Netzwerk Japan” in Berlin, Germany is used. The “Eltern Netzwerk Japan” is attended by many young people who were diagnosed with some kind of disease or disability during childhood, and their families. What kind of daily life do they spend in Berlin? This article uses narratives to introduce how young people living with diseases and disabilities and their families in Germany engage in their lives and activities with others and society.

Keywords

Diseases and Disabilities, Family, Difficulties of Life, Life Stories, Germany

1 Awareness of issues

I have conducted a research study of patients who were diagnosed with any disease or disorder in childhood and their families. The main research subject at present is to describe the life course from “onset” to “present” of patients with Turner syndrome, which affects only female born children and their families through interviews, and then to clarify how to evaluate “until now” and how to talk about “future.”

The “Berlin: Association of Parents of Children with Autism and Developmental Disorders”, or Eltern Netzwerk Japan, is hosted by a Japanese mother in Berlin, Germany, and many adolescents who have been diagnosed with some sort of disease or disorder in their childhood and their families participate. I wonder what their daily lives are like in Berlin¹. In this article, I would like to introduce how adolescents living with diseases and disabilities and their families in Germany interact with others and society in their lives and activities using narratives.

2 Why Germany?

This article is based on fieldwork in Germany². I selected Germany because the review of German cases would be instructive in reviewing and translating traditional views of the family in Japan. It can be inferred that this will be particularly pronounced when the environment surrounding diseases and children with disabilities is focused.

Interdisciplinary Journal of Phenomena and Order 2025, Issue 22
© “Phenomena & Order” Editorial Board 2024
PRINT ISSN:2188-9848
ONLINE ISSN:2188-9856
<https://gensho-kashidayoshio.sakuraweb.com/>

 **Phenomena & Order**

In Germany, disability-related laws were prepared after a clause was added to the basic law that “No person shall be permitted to receive disadvantageous treatment due to his/her disability” (Article 3, Paragraph 3, enforced in 1994). It is considered that as a result, the policy of measures for the disabled in Germany significantly changed from “assistance” to “expansion of the right of self-determination.” When the German welfare system is compared with the Japanese welfare system, it is evident that there are many differences. For example, in Japan, there are physical disability certificates, rehabilitation certificates, and mental disability health and welfare certificates as handbooks for different types of disabilities, but in Germany there is no equivalent to these, and only a disability certificate (Schwerbehindertenausweis) is issued. At first glance, it seems that individual support according to disability type is not sufficiently provided, but the background seems to be the idea of providing support to many disabled persons by setting a wide opening. In fact, the proportion of the disabled population in Germany is 10% of the total population³, which is much higher than that in Japan⁴.

The handling of expenses when responding to individual needs is different from that in Japan. For example, if it is recognized that the purchase of an iPad is necessary to meet the needs of a minor child diagnosed with autism, there may be

some assistance from local governments to purchase one in Japan. In Germany, however, since being a minor means that it is extremely difficult to do wage labor, iPads are provided free of charge to the minor autistic child. The expenses are covered by long-term care insurance, and the parent's annual income, etc. are not considered.

Under this welfare system, I would like to clarify how mothers and fathers who have children with various diseases and disabilities, as well as persons with disabilities, constitute a group called a family, with reference to the stories of the persons concerned and their mothers.

3 About “Eltern Netzwerk Japan”

It was in February 2019 that I contacted the “Eltern Netzwerk Japan” and first visited them to conduct a survey. In February 2024, after the COVID-19 pandemic, I was able to have that opportunity again⁵.

“Eltern Netzwerk Japan” is a flexible network formed in the summer of 2013 in Berlin centered on mothers of autistic children. Members are mostly autistic children and their mothers, but also children and families with other diseases or disabilities. Japanese women play a role as a contact for the association, partly because “An association created from the desire to have a place to talk about raising children and exchange information in Japanese during the daily living in a German-speaking region and having children attend a local school.” Approximately once a month, convenient members meet at a café, etc. in Berlin City within a reasonable scope to discuss various themes, such as support measures, school selection, and Japanese education.

In this article, I would like to introduce the contents of interviews with two Japanese mothers of children with diseases or disabilities who are members of the “Eltern Netzwerk Japan” in Berlin and think about the concept of “family” through their stories.

3.1 Case A

A (in her 40s) is the mother of a child with severe autism. The child is a young man aged 15 (at the time) and currently lives in a group home with social workers (Sozialarbeiter) and other supporters. In other words, the child lives a life completely separated from A.

As described above, in Berlin, Germany, if a child is diagnosed with disability (including one caused by disease), a notification such as “I am the social worker in charge of your child” will be

sent from the Child Welfare Division of the ward office. In response, a meeting at the district office is basically conducted, but it is possible to casually request a home visit without sticking to these procedures. In many cases, the child is also present at the first interview to check what type of child the child is.

Social workers are familiar with administrative services related to disabled children, and provide advice in line with specific cases, such as where to contact and consult with when such problems arise. For example, when a family member wants to leave a child with someone, they can provide specific consultation where is appropriate for the situation and circumstances of the child's family.

Through these daily support and interactions with the social worker, A came to want to keep his child in a group home.

In my case, my son (*Although his real name is mentioned in the narrative, he will be referred to as his son in this article.) has severe autism. So, when I was thinking about how to raise my son, a social worker told me about a group home (during a regular home visit). (*The author “Are you a little surprised?”) Hmm, I remember not being surprised. I did not hear about group homes all of a sudden (I heard from a social worker that group homes exist and that there are such cases.), so I understand that he can “live this way”.

... My son was put into a group home when he was 10 years old. He moved to a totally different place from me and my husband. He lives separately. ... (After hearing that he was 10 years old) You may think it is early. But in Germany, when a child like a son is born, people think about how to become a family with someone other than their mother or father. The reason for this is that when I and my husband become worn out, it bothers me how to raise my son, and it bothers him even more than I do. It is not good that his future will be affected if I and my husband are no longer able to raise my son. ... (If it is in Japan) I wonder some people think that I am not working hard as a parent. It is wonderful to see my husband and I create an environment in which my son is comfortable. However, this is not the case, and looking for an environment or person (with the son or social worker) in which the son himself is likely to experience is another way of interacting as a parent. ... The reality is that I and my family cannot spend time with my son all the time. I

age and my body deteriorates. After that, looking for a facility may be difficult in reality. ... For the quality of life of our family, the social worker thinks about how we should not blame ourselves for “abandoning the child” by ourselves, who is involved, and how to involve to our son in a considerably detailed manner. ... They said it was strange that parent’s responsibilities would change just because they are parents of a child with a disability (Parents of children with disabilities should not have a greater responsibility for raising children than those without disabilities).

3.2 Case B

B (in his 40s) is the mother of a child with muscular dystrophy. The child is a young man aged 14 (at the time) who lives with B. B, who is a craft worker, thinks about her child’s life while accepting his declining body.

In the past, I was strong, so I put my son on my back, folded his wheelchair, and climbed stairs at the station. And then, what can you imagine being told by strangers passing by? (The author answered, “you are trying too hard, right?”) No. They said, “The fact that a mother holds such a large child will distort the relationship between mother and child, making it impossible for the child to separate from parents. Do not do this.” Then, I was thinking of moving up to the elevator, so I put my son in a wheelchair again, and while I was working to rebuild our organization, these stranger women said, “You should show your child in front of him that you are relying on others to help you climb the stairs, instead of walking up the stairs on your back.” There was no elevator at that time. These stranger women approached a powerful person passing by and said, “This is what you should do!” ... And then, if you are stay at Berlin Station for even 30 minutes, you will see a stranger carrying my son up the stairs, a friend folding and carrying the wheelchair. I take this for granted (walking up and down for a welcome talk together in this way). Did you see that at the station? ... My son said that people around him help him when he is put in a wheelchair where the disability mark is. When I see not only the skills of a person with a disease or disability to seek help from themselves, but also the skills of people around them to be aware of the person with a disease or disability at a train station, I feel a little relieved that my

son will live even if I die. Even in ... (when I compare Japan based on these experiences in Berlin), I think Japan is making real progress. I am not being sarcastic. For wheelchair transportation, where is the elevator, where is the corridor with a slope, and is it a barrier-free map? (* The author “Yes, it is”) can be downloaded from the subway website, so there is no need to use (support with) a primitive method like Berlin. But it is difficult ... in the end, that make it possible (for persons with disease or disability) to live alone (there are aspects that are arranged), basically do it with their family or relatives! Of course, (because I used an airplane) CA took care of me a lot! ... Like my son, he cannot ascend the slope with the strength of his arms. This is the hallmark of muscular dystrophy. There is a slope, which is helpful, but I can teach my son to say “Help me (I need your hand because I am sick),” but there are many people in Berlin who respond “I understand,” although, Berlin is more primitive. ...

4 Reflecting on interviews with mothers

When I look back on the interviews with A and B, I think that one of the characteristics we can read from their stories is that they have a view of family members that they do not leave the lives of their children with diseases or disabilities to their family members alone.

The idea of “not leaving the life of a child to the family alone” may be derived from the idea that child-rearing is not performed only by the family, but also performed in the community or society in the context of people and their relationships⁶.

A’s story is as follows: A and her husband have had their child in a group home since he was 10 years old, but this has not separated her family; rather, they are searching for and building an environment and life that are easy for each of them. B’s story also showed B’s position as an individual higher than B’s position as a mother of a child with a disease in the eyes of those around her. In addition, sudden strangers pointed out to her that they were concerned that she would strongly assume the role of “mother of a sick child.” And the importance of seeking support from those around her was suggested as a way to deal with it.

5 “Not leaving a child's life solely to the child's family”

Behind the stories of A and B, there seems to be a view of families or people in Germany, where children and parents are regarded and acknowledged as individuals, respectively. In this context, “family” in Germany does not necessarily refer to a household. It would be helpful to understand the German view of family by recognizing family as a group of individuals rather than family = household.

It would be common in Japan for administrative services to be provided to households. In Germany, however, administrative services are not always provided to households. At first glance, it seems that support aimed at family relief is not provided. However, we can think that discussion based on the above stories of A and B may lead to new knowledge.

In other words, when this is positioned in the context of the transition of life stages and the expansion of social space associated with it, it can be interpreted that in Germany, the persons who obtained the disability certificate as a child are expected to live in group homes in the future, and therefore they were given a preparatory period to live with supporters other than family members, for example, unspecified persons who live in the municipality or community from the moment. In this article, I will refer to the activity in Germany where a person with disabilities lives with help from people other than their family members as “family based in community”. It is important to note here that the term “sick and disabled persons living with an unspecified number of people” does not necessarily refer to a restrictive representation of those living in the same province or territory as the sick and disabled persons. We may think that, without being hung up on administrative regions or regions, the relationship that individuals connect with others and build is regarded as “family”.

It is possible to understand that the idea of “family based in community” not only enhances the quality of life of persons with diseases or disabilities, but also enhances the quality of life of the family in the sense that the life of the family is respected as an individual life. For example, in a group home at the edge of Berlin in former East Germany, I was able to get a glimpse of the situation.

5.1 Implementation of group home in former East Germanys

In this group home, there are many young people who have completely left their parents and reside for a long time, like A's child. This group home is characterized by a variety of considerations and practices that make it possible for disabled children to live with their “community-based families” and to build their autonomy and independence, so that parents and families who have left their children do not feel or feel that they have “abandoned” their children.

In *Markt*⁷ (Markt as market in English) hosted by a group home, adolescents living in the group home enjoy a busy weekend, selling potatoes grown together with the local residents, French fries made from the potatoes, and playing music instruments⁸.

Many facilities for people with disabilities in Japan also value contact with local residents. However, there are many events planned once a year and once a half year, and there are almost no facilities where, as I encountered in a group home in Berlin, a variety of people gather at the end of each week, which is an opportunity to interact integrated into daily life.

Even in such places, we can see a view of family and human being that is different from that in Japan, and it can be interpreted that, so to speak, “family based in community” has a persistent influence.

6 Instead of summarizing

Reading the two narratives described in this article from the perspective of “family based in community” not only touches on the reality of children and families with diseases and disabilities, but also provides an important viewpoint in considering how parents should live with their children's disabilities and how they should live with their own disabilities.

This is because “family based in community” does not come across as family = household, and in this sense, it also has a function not to cause isolation of the household from the community. I would like to mention this.

At a Marukt sponsored by a group home, a young man presented me with a “platform” to use when taking things from high places. The young man had severe autism, and the younger adolescent in the same group home reportedly cared for him on a regular basis. He offered me the platform, but I did not know what to make of it, so I was only able to thank him. The young

people and people involved in the group home looked at them with a smile and said, “It’s a whim.” I was short, and this was especially true in Germany, so I tried to think that I had been given a platform to use as an item to raise my gaze, and the young man who was looking at me became infuriated.

The young man offered me a platform as a “chair.” The young man had no choice but to offer me a platform as I joined for the first time, because some regulars in Markt had fixed chairs that they used daily.

The act of the young man who thought that I, who was shorter than him, was his younger brother seemed to have arisen from his wish to serve someone else. Thus, acceptance of disability may also be done in association with others. This is just based on my experience with adolescents, but it seems to be done only when there is not only “approval from others” that “I want to be recognized for myself even though I have a disability”, but also “approach to others” that “I want to not only receive help but also help others even though I have a disability”. Adolescents have an aspect of being cared for by the author on a daily basis, but their feelings may have meant that their family had come to be new = they wanted to take care of the author. I hope it will be useful for understanding children.

At the end of this paper, new questions are being asked, such as why the idea that child care is not just a family issue is not replaced by community-based care, and why is it expressed using a "family" narrative rather than a human rights logic. These questions are also connected to the question of whether this article is actually reinforcing the Japanese view of the family, which this paper attempts to relativize. I would like to leave this as a future topic.

Notes

- 1) It is located in the northeast part of Germany, a country considered to be a high-welfare state. It is a city with a population of about 3.6 million.
- 2) The field work has been ongoing since February 2019. Since the survey started before the COVID-19 pandemic, the field work was done while accepting various changes. In addition, when I visited Germany in February 2024, it was reported that GDP would overtake Japan. Thus, the field work in Germany at the time of conversion was very suggestive.

- 3) Federal Statistical Office Germany. 2007. Lebenslagen der behinderten Menschen Ergebnis des Mikrozensus 2005. p.1268.
- 4) These circumstances led to the application and issuance of the above-mentioned Certificate for Persons with Disabilities (Schwerbehindertenausweis). In Germany, unlike in Japan, almost all applicants are issued with disability certificates. Since almost all applicants can receive a certificate for persons with disabilities, a kind of “what type” is important here. It should be noted, however, that this does not mean that these are subdivided into small categories.
- 5) Again, this study has been ongoing since February 2019. During the COVID-19 pandemic, I was unable to visit the site, but I have continued to visit the site by communicating with each other.
- 6) It is conceivable that there may be a difference in the concrete contents of “What and to what extent” between former West Germany and former East Germany, but in general, this is the way of thinking. More detailed differences between former West Germany and former East Germany will be handled as a future issue.
- 7) Of course, Markt is also held in group homes in former West Germany. However, Markt, a group home in former East Germany, seems to be viewed as a rich and lively event by persons in charge of group homes in former West Germany.
- 8) As the participants said, in this event, the adolescents and people involved in the group home, the local residents, and the parents and families of the adolescents are also involved, but instead of taking a position of “as a party,” “as a local resident,” or “as a parent/family,” each individual overlaps to create one event.

References

- Gabriele Vogt, 2018, Population Aging and International Health-Caregiver Migration to Japan, Springer.
- Cabinet Office, 2006, “Summary of International Comparative Surveys on Promotion of Social Participation of Persons with Disabilities, etc.”

Reference URL

Eltern Netzwerk Japan Berlin, Accessed on
2024/12/27 (https://enj-berlin.com)

『現象と秩序』投稿規定・執筆要領

『現象と秩序』編集委員会

2015年 10月 26日改訂

2017年 9月 30日改訂

2018年 3月 20日改訂

2019年 3月 10日改訂

2020年 3月 16日改訂

2021年 3月 31日改訂

2022年 3月 31日改訂

2023年 3月 31日改訂

1. 投稿資格

『現象と秩序』編集委員会委員本人およびその紹介者は、『現象と秩序』に投稿することができる。

2. 原稿の種類

1) 投稿する原稿の種類は、人文・社会科学及びそれに関わる学際領域の原著論文、ショート・ペーパー、論文、解説・総説、研究ノート、調査報告、実践報告、インタビュー記録、シンポジウム記録、書評、その他編集委員会が適当と認めたものとする。

2) 区分の指定は編集委員会が行うものとする。

3. 査読

1) 本誌への投稿原稿の掲載については審査制度をとる。なお、本誌では創刊以降、全ての論考が編集委員による査読を経て掲載してきた経緯があるため、過去の全論考についても査読制度の適用があったものであることを確認する。

2) 原著論文及びショート・ペーパーは匿名査読制とする。匿名査読を希望する原稿については、投稿申込時にどちらの区分を希望するか明記すること。匿名査読を経た論文については、雑誌表紙のタイトルおよび論文の最初のページに「匿名査読論文」と明記する。匿名査読の手続きの詳細に関しては、編集委員会が別に定める。

- 3) 査読は編集委員会が行う。但し、匿名査読に関しては、編集委員会から委託された匿名の研究者が査読意見を文書で提出するプロセスを必ず経るものとする。
- (1) 編集委員会委員による査読が望ましくない場合／困難な場合は、委員会委員以外に査読を依頼することがある。
- (2) 投稿から査読結果を通知するまでの期間は最大1ヶ月とする。
- (3) 本誌は紙版発行と Web 上掲載の両方の手段で学術的見解の公表をするハイブリッド誌であり、したがって、随時投稿が可能である。投稿者は、査読結果が「要修正」となった場合には、必要な修正を行ったうえで2ヶ月以内に再投稿する。再投稿された原稿については、編集委員会が採否を決定し、投稿者に連絡がなされる。採用された場合は、執筆要領にしたがって電子ファイルによる完全原稿を作成し、編集委員会（2023年4月1日以降しばらくの間は、〒572-8508 寝屋川市池田中町 17-8 摂南大学・現代社会学部内樫田研究室、kashida.yoshio@nifty.com）宛に、提出しなければならない。

4. 発行と著作権と転載申請

冊子での発行は年1回、10月の発行を原則とする。編集委員会が形式要件を確認した日をもって原稿受理年月日とする。電子媒体による完全原稿は随時受け付け、掲載決定されたものについては、必要と希望におうじて随時ホームページ上で公開する。投稿者は投稿論文等が Web 上で公開されることを予め承認すること。また、本誌に掲載された原稿に関しては、著作財産権のうち「複製権（非独占）」および「公衆送信権（非独占）」を、本誌が得ることを投稿者はあらかじめ承諾した上で投稿を行うこと。なお、本誌の一部または全部は、ISSN（オンライン）に規定された Web サイトのほか、編集委員会が承認した別の Web サイトにもバックアップ的に掲載されることがあるが、投稿者はあらかじめこのように複数のサイトに当該著作物が掲載されることについても了解をした上で投稿を行うこと。

本誌に掲載した論文等を他誌等に転載する場合は、本誌編集委員会が Web 上に公開した「転載申請書 兼 許諾書」の書式ファイルをダウンロードし、必要な内容を記入した上で、『現象と秩序』編集企画室（kashida.yoshio@nifty.ne.jp）宛に送付し、許諾を得ること。

5. 執筆要領

- 1) 原稿は邦文、欧文のいずれでもよい（いずれも、横書きのみ）。

- 2) 電子ファイルによる完全原稿は以下の様式に従って作成する.
- 3) 原稿は Microsoft Word で作成すること.
- 4) 原稿は A4 サイズとする. 余白は横組みの場合は, 上 35 mm, 下 30 mm, 左右それぞれ 30 mm とすること.
- 5) 図表および写真はできるだけ論文の本文中に挿入する.
- 6) 字体, 字の大きさ, 段落は以下に従って作成すること.

(英語論文の場合)

・タイトル

英語のタイトルは Times 系フォント, 16 ポイント, 太字, タイトルの脇に雑誌タイトル等を記載する. 英文の雑誌タイトルは, Interdisciplinary Journal of Phenomena and Order とする.

・サブタイトル

タイトルに準じるが字数によっては, フォントを 12 ポイント程度にまで小さくしてもよい.

・著者名

Times 系フォント, 12 ポイント, 太字.

・所属

Times 系フォント, 11 ポイント. また, Corresponding author が分かるようにしたうえで, メールアドレスも付記すること.

・Abstract

Times 系フォント, 11 ポイント.

・Key Words

Times 系フォントでサイズ 11 ポイント, イタリック.

・本文, 引用文献

2 段組み. Times 系フォント, 11 ポイント. 1 頁の行数は 50 行程度.

英文原稿に限り, 各段落間に 1 行の空白行を挿入する.

・その他

日本語文献を文献表に載せる際には, 英訳とローマ字表記の両方を載せるか, ローマ字表記のみを載せるかは, 執筆者の任意とする. なお, 外国語文献のうち邦語訳が出版されて

いるものに関しては、訳書・訳論文の書誌情報を日本語で掲載する。

(日本語論文の場合)

- ・表題
日本語のタイトルはゴシック体フォント、16 ポイント。
- ・副題
表題に準じるが、字数によっては、12 ポイント程度にまで字を小さくすることができる。
- ・著者名
ゴシック体フォント、12 ポイント。
- ・所属
明朝体フォント、11 ポイント。責任著者が分かるようにしたうえで、メールアドレスも付記すること。
- ・英語によるタイトル、著者名、所属、Key Words
所属の次に英語によるタイトル、著者名、所属、Key Words を入れる。体裁は上記英語論文と同じ。
- ・本文、参考文献、註
1 段組み。小見出しへはゴシック体、11 ポイント。本文は、明朝体フォント、11 ポイント。
1 頁の行数は 36 行程度。字数は 40 字程度。

6. 経費

当面は発行者が負担する。PC からのプリンター出力可能な完全原稿を提出しない者は、版下作成にかかる経費の負担をお願いする場合がある。抜き刷りの提供はないが、執筆部分の PDF ファイルが提供される。

7. 書式

上に指定した以外の書式に関しては、特別の理由のないかぎり、『社会学評論スタイルガイド（第 3 版）』（<http://www.gakkai.ne.jp/jss/bulletin/guide.php>）に従うものとする。

但し、見出し、及び、小見出しへは左寄せとする。また、見出し、及び、小見出しへの後に行空けを行わない。更に、将来の J-Stage 掲載を見据えて、文献表においては、同一著者が連続する場合であっても「——」表記はせず、繰り返しの著者名表記とする。

【編集後記】『現象と秩序』第22号をお届けします。今回も充実の9mm背表紙です。

第1論文は、ろう者の合理的配慮に関する考察であると同時に、多様な人生経験を歩んできたろう者にかんするライフストーリー研究でもあります。「バケツ事件」、「手話サークル」等々の「小見出し」を見て下さい。それだけでも、筆者のインタビューが相互信頼に基づく充実したものであったことがわかると思います。味読すべき内容が書かれています。

第2論文は、日本人が羊羹（色）とどのような「ヒト-モノ-概念関係」を歴史文化的に取り結んで来たのかということに関するコーパス研究です。「羊羹色」はくすんでいることに意味があり、その結果「羊羹色」という色表現は「羊羹色に黄ばんで」と時間の経過をも含んで用いられています。本論文は文化研究の可能性を拓げる論文であるといえるでしょう。

第3論文は、是非オンライン版をカラーでご覧になってください。「きもち翻訳」がどんな風に「オノマトペ」を利用しているのか、「つむおと（みんなとつむぐ音楽会）」がお寺をどんな風にリラックスした空間に変えているのか、一目でわかると思います。著者の南摩周さんは、新進気鋭の人類学者であると共に文化領域における実践活動家でもあります。彼女の実践がおもしろそうだ、とお感じになったら、どうぞメール連絡をしてみてください。関東でも関西でも活動していらっしゃいます。

スペースが尽きかけています。あとは、1行ずつの紹介とします。第4論文は、身体変工への嫌悪感という新しい切り口からのイレズミ論です。第5論文は、「生成AIのハルシネーション」に関する実験研究です。第6論文は、イギリスの障害児者家族に関するフィールドワーク論文です。いずれも、新時代を切り拓く意欲に満ちた本誌らしい論文ですので、どうぞ、読んでの感想を企画編集室にお寄せ下さい。おまちしております。（Y.K.）

『現象と秩序』編集委員会（2024年度）

編集委員会委員長：堀田裕子（摂南大学）

編集委員：樋田美雄（摂南大学）、飯田奈美子（立命館大学）、加戸友佳子（摂南大学）

編集協力：村中淑子（桃山学院大学） 編集幹事：大江勇輝（京都産業大学）

『現象と秩序』第22号 2025年3月31日発行

発行所 〒572-8508 大阪府寝屋川市池田中町17-8

摂南大学 現代社会学部 樋田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX：072-800-5389（樋田研）、e-mail：kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<https://gensho-kashidayoshio.sakuraweb.com/> （←前号から新サイトになりました）
